令 和 4 年 度

第 2 回 土 地 改 良 研 修 会

講　演　1　「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」

北海道開発局　農業水産部
農業計画課長　三 野　康 洋

講　演　2　「ニッカウヰスキー創業者竹鶴政孝の
理想のウイスキー探究」

ニッカウヰスキー株式会社
北海道工場　総務部長　高 橋　智 英

一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

講演１「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」

開催日時　令和５年１月３１日
会　　場　北海道自治労会館　５F 大ホール
主　　催　一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

目　　次

１．令和５年度農林水産予算概算決定等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．令和５年度北海道開発予算概算決定の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

３．北海道の農業農村整備事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

４．令和５年度概算決定における新規地区の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

５．令和５年度国営事業に係る新規・拡充等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

６．農政の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

７．北海道総合開発計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

８．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」

北海道開発局　農業水産部
農業計画課長　三野康洋

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました北海道開発局農業水産部農業計画課長の三野でございます。よろしくお願いいたします。

１．令和５年度農林水産予算概算決定等の概要　　〔スライド１〕

皆さんが気になる令和５年度予算の概算決定は、今まさに国会で審議中ですが、令和５年度の当初予算はほぼ令和４年度と同じ額が確保されています。農業農村整備関係予算は、100.1％と若干増えている状況になります。このほかに１２月２日に成立した令和４年度の補正予算が農業農村整備予算で1,677億円がありますので、この２つの予算を合わせて令和５年度の事業の推進に当たっていくことになると思います。

〔スライド２〕

令和５年度の農林水産予算の特徴は、もしかすると農業農村整備に長く携わっていれば、少し違和感を持たれる方がいらっしゃると思いますが、基本的な政策としては、需要に応じた生産と自給率の向上という２つの柱になっています。

需要が減少している主食用米の生産を縮小するという方向になるのですが、違和感があるのではないかなと思ったのは、「水田の畑地化」というところです。今までは「農地の大区画化と汎用化」という言い方をずっとしてきたのですが、令和４年度補正予算から「水田の畑地化」とはっきり言うようになりました。

米の消費量（国内需要量）は、今や700万トンを割り込んでいる状況にあります。記憶されている方もいらっしゃると思いますが、平成３年～５年に３年連続の不作により、平成５年の末にはお米をタイなどから緊急輸入しました。作況指数は７４で、この時の生産量は785万トンです。それに対して令和５年ライスイヤーの需要量は690万トンなので、平成５年に大不作といわれた生産量にとどまったとしても、今の需要量であれば米騒動は起きないというレベルまで来てしまっているというのが、畑地化をするとはっきり書くようになった一番の理由です。

それでは、畑地化をすると何が良いかと言うと、水稲を作らないのであれば、北海道は麦や大豆等が多くなり、湛水かんがいをしなくなるので、排水を良くした農地、すなわち畑で畑作物を作っていく、これが需要に応じた生産になるということになります。

水田の畑地化というのは初めて出てきた表現かというと、実はそうでもなくて、古い話で恐縮ですが、平成元年に農地再編パイロット事業という制度を創りました。そのときに、水田を主とする地区については、水田地目の10％以上を地目転換せよという要件が付いていました。平成元年当時は、既に米の生産調整をしていたので、この生産調整に寄与するものでなければならないということから、10％以上の水田地目を畑にするか、もしくは施設用地にせよという条件が付いたのです。農地再編パイロット事業から農地再編整備事業になって、現行でも中山間型の農地再編整備事業は同様の要件が付いています。あまり畑

地化を意識したことはなかったのですが、これはどうしてかというと、区画整理をするとどうしても道路敷地や排水路敷地が必要になるので、畑が生まれるほどではなかったというのが理由だと考えています。

１番目の丸の書き出しのところに「食料安全保障の強化」と書いてあります。看板としては非常に光る金看板で、皆さんも、おっと思われたかもしれないですが、農業農村整備に限っていうと、独自予算というか、このための別予算を取ってきたということではありません。農業農村整備事業で食料安全保障のカテゴリーに入っているのは、食料安全保障関連予算として補助事業の畑総がカウントされています。

〔スライド３〕

この表は公共の総括表になりますが、先ほど申し上げたように令和５年度概算決定額は令和４年度とほぼ同額の100.1%、この予算に1,677億円の令和４年度補正予算を足すとトータルは5,000億円です。これが農業農村整備事業の令和５年度に執行するお金というようにお考えください。

〔スライド４〕

この表は細かく分けたものになりますが、右側の「令和４年度補正予算」と書いてあるところの一番上、「食料安全保障の強化に向けた構造転換対策」のところで、「農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策〈公共〉」と書いてある400億円が該当することになります。

〔スライド５〕

このグラフは良く目にされることがあると思いますが、農業農村整備事業関係予算の推移のグラフです。平成22年～24年までの３年間、予算が思うように措置されなくて、国営に限らず事業実施が遅れてしまった時期がありました。この間、意外に思われるかもしれませんが、国営事業関係の調査費だけは削らなかったのです。平成22年度予算編成で概算決定が目前にきていて、どうするかという話になったときに調査費は削らないという決断が先にありました。これだけ予算が厳しいときでも調査費だけは削らなかったのです。そのおかげで調査地区が極端に減ることもなく、予算が平成25年度からの回復基調のときも、新規採択地区がないという状況にはならなかったという経緯をたどっています。農業農村整備関係予算は、令和２年度の6,515億円をピークに何となく下がっているように見えるかもしれませんが、平成27年の補正予算からは始まったＴＰＰやその後の国土強靱化の予算がありました。この予算を活用して、泥炭土壌に起因する農地機能が低下している農地の機能回復を行なう泥炭地防災や農地再編はかなり進捗し、環境保全型かんがい排水事業もかなり進捗しました。北海道でいうと、この規模で収まっていてくれるとほどよい予算の規模ですが、欲を言えば令和４年度の補正予算はもう少しきても良かったかなというくらいの予算規模になります。

〔スライド６〕

このグラフは公共事業全体の様相です。当初予算は６兆円ぐらいからほとんど増えない状況なので、当初予算＋補正予算で必要な整備を進めて行くことになろうかと思います。令和４年度補正予算と令和５年度当初予算を合わせて令和５年度の事業を推進していくわけですが、受益者の皆さん方が要望する必要な整備については過不足なくできる準備が整っておりますのでご安心ください。

〔スライド７～１０〕

７ページになりますが、農業農村整備事業のＰＲ版です。競争力強化と国土強靱化については、言ってみれば農業農村整備事業の原点なので、考え方としては変わりません。農業農村整備事業が担う食料安全保障は、先ほどから繰り返し出てくる水田の畑地化となっています。この資料は、元は農林水産省の予算課が作った資料だと聞いていまして、農林水産省全体としてはこのような方向になっています。通常、廊下版と言って農村振興局設計課が発表する資料は、大区画化、汎用化の次に畑地化が出てきます。ここに微妙な温度差があるのかなと思いますが、公式にホームページ上公表されているのはこちらの資料になっていて、先に畑地化がくるという考え方になっています。この辺はＴＰＰ対策の考え方や、水利施設、ため池の防災・減災関係の資料になっていて、令和５年度の予算はこれまでの延長線上にあるとご理解ください。

畑地化についてですが、国営農地再編整備事業で畑地化したところ、要は水田をやめて地目転換で畑にしたところがあります。代表的な例は、もう完了していますが、富良野盆地地区で約270haの地目転換による開畑を行っています。令和３年は比較的降雨量が少なくて、全国的にはタマネギが不作だったのですが、富良野盆地地区の受益地は、畑地かんがいを備えているので、形が良くて高く売れるタマネギがたくさん採れたらしいのです。土地連上川支部の皆さん方が、令和４年が明けた去年の今頃、東京に来られた際に、去年の出来はどうでしたかと聞くと、出来たね、儲かったねという反応が印象的でした。

２．令和５年度北海道開発予算概算決定の概要　〔スライド１１〕

11ページになりますが、北海道の農業農村整備の関係予算です。令和４年度予算との対比でいきますと、全国を若干上回る措置になっています。全体が100.1％ですから、表示上は100.1％となっていますが、小数点以下を見ていくと全国よりは少し上回っているという程度のものです。言ってみれば世間並みだったかなと思いますが、ここを維持するのも北海道局はなかなか大変だったのではないかと、前北海道局農林水産課企画官の私は何となく想像しています。

３．北海道の農業農村整備事業　〔スライド１２〕

北海道の農業農村整備事業について、近年要望量も多く、事業量も多くなっているのをご紹介したいと思います。皆さん方は、北海道の農業は生産性が高くて、コストも低く抑えられていると思っておられないでしょうか。いろいろ調べてみると、統計ベースですが、水稲、お米に限っていえば、作付面積３ha以上という条件をつけて都府県と北海道を比較すると都府県の方がコストは低くなっているのです。

北海道の農業経営体は、個別認定農業者で一つ一つの経営体がワンセットずつ機械を持っているのです。ところが、都府県へ行って３ha以上の作付の米をやろうとすると、そんなことはやっていないのです。５軒とか10軒分の農地を１軒の担い手が面倒を見ているという状況なので、機械経費などは都府県の方が実は安かったりするのです。北海道の認定農業者の皆さんは自己完結していて、しかも規模が大きいですから、性能の高い機械をたくさん入れなければいけない。そこのところが経済的にまだキャッチアップできていないという事情があります。

そのような状況になってくると、機械を効率的に、１セットの機械をなるべく広い耕作面積で使用できるように農地再編は今でも北海道開発局が直轄事業でやっている事業のなかで、結構大きなウエートを占めます。事業量の半分ぐらいなのですが、農地再編整備事業では、特に水田地帯でまだまだ需要が多くて、何がそうさせるのかというと、今言ったような高性能の機械を持っている認定農業者の人が、できるなら１か所か２か所の団地に経営耕地を集めたいという希望が多い。そうでなければ機械の性能を目いっぱい働かせることができないので、区画整理事業の需要はまだまだ高いということになります。

それと、先ほど経営規模を拡大したと軽く言ったのですが、その方法が昔は売買だったのが、今の北海道は半分ぐらいが売買で、半分ぐらいが借地なのです。北海道の借地料が相対的に高いというのもあります。10アール当たり１年間で１万2,000円から１万5,000円ぐらいの借り賃なのです。先週の金曜日、東京から土地改良企画課長が来たので、私も一緒に岩見沢や美唄に現地調査に行ったのですが、その場で土地改良企画課長が、この辺の田んぼは買ったら幾らするのか、土地改良区の人に聞いたのです。北海土地改良区のエリアだったのですが、大体30万円か40万円ぐらいだとお答えになりました。仮に年間10アール当たり１万2,000円の借り賃で借りるとすると、最長25年償還が可能なスーパーＬ資金を活用すると30万円の水田が（1.2万円×25＝30万円）買えてしまいます。ですから今は利子率も低いですし、賃借料にもよりますが買った方が安かったりするのです。しかし、経営的には借地料を払って経営規模の拡大をしている方がたくさんいるので、そこもコスト高の原因の１つになっています。

区画整理事業は、農地の生産性が基本的に等しくなるように実施します。耕作権の調整ですから、自分の本拠地に近い場所に経営耕地を寄せたいわけです。この水田は10アール当たり600キロぐらいお米が取れるけれども、離れ地になっている水田は500キロしか取れないとすると、500キロと600キロの農地を交換する人はいないので、全体が600キロ取れなければいけない。そういう条件にしなければいけないので、用排水施設がしっかりしている必要があります。用水を行き渡らせ、排水の条件も良くして、必要に応じて客土もやる、そういったことがセットなので、かんがい排水事業がきちんと終わっている必要があります。完全に終わっていない場合でも、用排水に不足がないようにしなければならない。そういうことで、かんがい排水事業は、強靭化でもありますし、区画整理の前提条件としての用排水整備も進める必要があります。

それから、先ほどお話ししましたが、畑地かんがいについても近年要望が出てきています。令和３年が干ばつだったということもあるのですが、品質の良いものを生産しようと思えば、水管理もしっかりしていなければなりません。平成の最初ぐらいから今世紀に入るか入らないかぐらいまでの間に、水源施設を造って畑地かんがいを広めてきました。それがだんだん定着してきて使い慣れてきたというのが一方であります。使ってみると、今度は手放すことができなくなりますし、経営規模を拡大した畑作農家の人達は水利権のない土地を引き取りたくないと言う方が多くいて、できるなら水利権が欲しいという要望が上がりつつあって、畑地かんがいをやりたいという要望も増えています。

４．令和５年度概算決定における新規地区の概要　　〔スライド１３～１７〕

令和５年度の新規採択地区です。赤い枠で囲ったのが事業着手地区、青い枠で囲ったの

が地区調査の採択地区になります。赤で囲った４地区は全て排水改良の地区です。これには理由がありまして、平成28年に北海道としては珍しい台風被害があったのを覚えているかと思いますが、そのときに被害を受けたところの排水の要望を、その時点で平成29年度の概算要求は決まってしまっていたので、平成30年から調査を始めていたものです。平成30年、令和元年、２年、３年、４年と地域整備方向検討調査と地区調査を合わせて５年の調査を実施して、日の目を見たのがこの４地区ということになります。このうち笹川地区と新更別地区については、現況排水路がありません。これから排水路を新設します。

風連多寄地区は、昭和62年まで実施していた天塩川上流の中の一部の排水路になります。網走川豊住地区は、平成10年まで事業を実施していた網走川下流地区の更新事業になります。網走川豊住地区は網走川の左岸側になるのですが、右岸側には完了した美女地区という排水機場つきの国営の排水地区があって、平成28年の台風の時にポンプ場を初めて使ったのです。排水機場が新しくなっていた美女地区は被害ゼロに対して、平成10年に出来上がっていた網走川豊住地区の方は広い範囲で冠水したようです。この違いはどうしてなのかということが地元で話題になりましたが、結果、網走川下流の計画を作った時の基準雨量と美女地区の基準雨量は全く違うのです。このこともあって施設を改良して更新するということになりました。私ごとになるのですけれども、網走川下流地区というのは、私が平成２年に入省して、農業調査課の１年生だったのですが、初めての仕事がこの地区の計画書を作ることでした。その時の仕事で造った施設が老朽化したと言われると、自分自身も老朽化したような気になって少し複雑なのですが、それだけ時間が経ったということかと思います。新規採択、事業着手地区の概要の資料については、後で御覧いただければよろしいかなと思います。

〔スライド１８〕

新規調査の４地区の概要になります。篠津運河上流地区、美瑛川下流地区、札内川流域地区はいずれもかんがい排水事業で、用水を扱う事業の予定になります。篠津運河上流地区は、篠津中央地区の更新事業になります。従前は空知中央地区で整備をして、今の北海地区にも入っているのですが、新篠津地区の受益地も篠津運河上流の用水系統に含めようという考え方で進めています。美瑛川下流地区は、これを見ただけだとどこのことだか分からないかもしれないですが、神居ダム掛かりの用水再編をする予定になっています。札内川流域地区は、何となく想像つかれるかと思いますが、従前の地区でいうと札内川第一、第二の更新事業プラス、前回の札内川第一、第二で受益地ではなかったところの畑を取り込む、拡大版の畑地かんがいを予定している地区になります。訓子府北栄地区は、直轄明渠排水事業で造った排水路の更新事業で、排水路を改良して更新する予定になっております。

〔スライド１９〕

実施地区と調査地区の地区数の経緯です。調査地区はあまり減らず、10地区以上ぐらいは確保しています。

５．令和５年度国営事業に係る新規・拡充等　　〔スライド２０～２２〕

国営事業関係の拡充ですが、近年はやり尽くした感もあって、あまり大きいものはありません。国営かん排で言いますと、省エネ化などに取り組む場合は促進費を交付するだと

か、末端要件を緩和します。通常用水路は水田、末端支配面積500ha以上が要件ですが、その要件を100ha以上に緩和するというような拡充がされています。ちなみに篠津運河上流地区についても、石狩川本流に新篠津の土地改良区が使っているポンプ場があるのですが、その２つのポンプ場を廃止して石狩川頭首工掛かりにして、篠津運河に付いている揚水機場に全て機能を統合してしまうので、この事業の対象として行っていけるという見通しになっています。

〔スライド２３～２４〕

農地再編整備事業では先端技術の実証化を行うことになっています。本当に行うのかなと思っていたら本当に行うことになりました。先端技術に対応した農地整備手法の確立、体系化に向けた実証を行いますと書いてありますが、この部分については国費100％で行えるそうです。農業水産部農業計画課は負担金も扱っていて、負担金は取らないけれども事業費なのかという話を農業整備課としていて、受益者の皆さんには迷惑をかけないようにしますが、特に北海道に請求する負担金の額をどのように計算するかといったことを今やっているところです。

〔スライド２５～２６〕

総合農地防災事業も近年あまり目を引くような拡充がなくて、総合農地防災事業でできることはほとんどかんがい排水事業でできるようになってしまったのです。そこのところが、他動的要因による機能低下を機能回復するという農地防災事業の考え方とだんだん相入れなくなってきていて、最近はあまり大きな拡充がないという状況になっています。

６．農政の動向　〔スライド２７〕

先ほど会長のお話にもありましたが、農業政策の動向、政策全般について少しお話をします。食料・農業・農村基本法は、平成11年に制定をされまして、翌12年に初めて基本計画を作ったものになります。そこから５年おきに基本計画を作ってきているのですが、法律が制定されて20年以上が経過して周辺事情は変化しています。先ほどご紹介したように農業従事者が減る、国内マーケットはしぼむけれども海外マーケットが大きくなる、ウクライナなどの情勢も含めて国際情勢に変化があって、これらについて行けているのかをまず検証しよう。スタートは法律改正ありきではないのですが、今の審議会などの議論を見ていると、環境の変化もあるので、社会経済情勢の変化も含めて改正せざるを得ないだろうという気がいたします。

食料・農業・農村基本法は、担い手の育成などもそうなのですが、国や地方自治体の責務や農業者などの事業者の努力、あるいは消費者の責務まで言及している法律で、様々な取組を組み合わせて日本の農業を盛り立てていこう、活性化していこうという仕組みの法律になっています。このため、それらの置かれた状況や高齢化も進んできましたし、昨日テレビのニュースでも出ていましたが、少子化も極端に進んできたということもありますので、その辺の周辺事情を改めて考え直してみて、法律にどう位置づけるべきかを議論するタイミングとしてはおかしくはないという気はしています。令和２年に今の基本計画ができているので、来年令和６年の通常国会で基本法を改正して、令和７年に基本計画を作り直せばきちんと５年間のサイクルに収まりますので、タイミングとしてはそうなのかなと思います。

〔スライド２８～３０〕

次に農林水産政策４本柱の説明です。議論の中心としては、スマート化、輸出、グリーン、それと食料安全保障、この４つの柱になっています。話の腰を折ってはいけないと思いますが、この４つの議論の柱は社会経済状況の変化からいって当然こうなのですが、何か新しい施策をつくるにしても、これまでの施策を強化するにしても、なかなか立てづらい、新しいことを言いづらいかもしれません。。

なぜかというと、農業者は個人の経営体なのです。そうすると何が問題かというと、言い方がぞんざいになりますが、やはり農業所得だと思うのです。輸出に取り組んで農業者はどれだけ儲かったのかと、ちょっと冷めた言い方をする農業者の方のインタビューを時々テレビ番組とかで見ます。平成13年に土地改良法を改正して、土地改良事業の「環境との調和に配慮」が事業施行の基本的要件に加わったのですが、その時に当然開発局、役所側としては「環境との調和に配慮」について受益者説明するのです。反対だという人はさすがにいなかったと聞いていますが、明らかに無関心な人がたくさんいたそうです。私はずっと本局にいて、開発建設部が行っている地元説明は遠くからしか見たことがなかったのですが、聞いてみると、関心事項としては、どれだけ所得が上がるか、どれだけ整備をしてくれるのか、それに対する負担金は幾らなのかという議論に終始してしまって、「環境との調和に配慮」の中身についてあまり深く議論できなかったという開発建設部が多かったのです。おそらく環境については、環境保全型かん排ができるような水質汚濁などの目に見える変化があるか、先ほど申し上げた所得に直結するか、どちらかだろうとそんな感想を持っています。したがいまして、政策として新しい柱を立てて、実際のプレーヤーである農業者の人たちに意識してもらう、それに沿ってプレーしてもらうのはなかなか難しいのかなと考えています。

これも先ほど会長のお話にもありましたが、生産資材などの値上がり、肥料代が1.7倍になったという話を結構聞かれたのではないかと思います。原材料が輸入品である以上は、通貨が安くなると値段が上がってしまうので、そのようなことも含めて考えなければいけないときに来ています。下水汚泥から肥料を作るという動きもグリーンのカテゴリーの中では進められようとしていて、農水省だけではなくて国土交通省の下水道局も一緒になってやろうという動きになっています。

それから、スマート農業ですが、スマート化は非常に夢があると私は思っていて、当然やっていかなければいけないだろうと思っています。農業就業者がだんだん減っていくと、営農技術を人から人へ伝えていくのもだんだん難しくなってくることからも、ＡＩも含めて人の技術を機械に覚え込ませて機械にやらせることは当然必要だろうと思います。そうでなければ恐らく営農技術を維持していけないと考えています。ただし、導入にはまだまだお金がかかる面があるので、ここは機械メーカーなどに頑張ってほしいと思っています。

〔スライド３１～３６〕

今日お集まりの皆様方の中には計画関係のお仕事をされている方もいらっしゃると思いますが、今、水田活用の直接支払交付金が話題になっております。都府県ではこの話は済んだことになっていて、ここでいう交付金の額などは分かりましたと全国的にはなっています。北海道内の一部だけが取り残された形になっています。

これはなぜかというと、まず１つは、先ほどから申し上げているように、稲作農家としては経営規模が大きいにもかかわらず、米以外の作物を作っている面積も大きい。米以外の作物を作ったことに対して、戦略作物なら戦略作物のお金、あるいは牧草であれば牧草に対するお金を受け取っていたのが、今後は、令和４年からカウントしているのであと４年しかありませんが、５年間で一度も水張りをしていなければ水田活用の直接支払交付金の支払い対象外にすると決定されました。

水田活用の直接支払交付金は、財政当局からはすごく評判が悪いのです。なぜかといいますと、政策的効果がよく分からない。政策的効果がないと言っているわけではなくて、分からない。分からないのは何故かというと、ここに令和５年度予算概算決定額3,050億円と書いていますが、平成21年ぐらいまではその半分の1,500億ぐらいだったのです。農林水産省の林も水も含めた予算が2.2兆円とか2.3兆円と言っている時に、米の需給に対してのみで3,050億円。実はこれでは足りなくて、補正予算でも措置しているのでそれどころではないのですが、米の需給のためだけに3,050億円というのは政策的にどうなのかと大昔から財政当局に言われていたのです。

決定的だったのが平成27年の会計検査院の国会報告で、本当に米の需給調整の役に立っているのか真剣に考えろという意見書が出ています。その結果、平成29年の３月、28年度末に当時の生産局長の名前で出た通知に、平成29年から５年間で水張りをしなかった地積についてはこの交付金の交付対象から外すと書いてあるのです。平成29年、30年、令和１年、２年、３年の５か年で作付しなかった地積については外す。私も当時通知を見ていたので、５年でやるのかなと思っていたのですが、何となくそれまでと状況が変わらなかったので、どうしたのかなと思っていたら、令和３年の暮れに外すからねと言われてびっくりしたところが北海道、東北辺りなのです。そんな話は聞いていないみたいな話になってしまって、今回の令和４年、５年の予算編成過程で令和４年、５年、６年、７年、８年の後ろ５か年、今までは前５か年だったのを、後ろ５か年で一度も作付しなかった地積は対象外と改めました。

米の需給調整のためだけに3,050億円を使うというのは、需給調整は成功するでしょうし、米価も恐らく安定するというのは事実なのですが、そのために毎年3,050億円ずつ使い続けるのかというのが背景にあって、今回の令和４年度補正と５年度当初の予算で畑地化というのがはっきりと出てきたわけです。

特に、畑地化してくれるのだったら幾らでも金を払うという方針だとのことです。ここに畑地化促進助成というのが項目としてありまして、畑地化するのであれば助成金を破格の額で払いますよというのがあります。この中には、畑地化して土地改良区から抜けるという人が、除外決済金を払いたくないがためにということがないように、除外決済金も国の予算で見るというのが１つです。それから、畑地化したことによって用水量が減って、残った水田の人たちに係る維持管理費の負担が過重なものにならないように、そこを埋める措置も用意されています。私も補正予算の内容を見て、おっと思ったのですが、そこまで国費100％で用意するという方針になっています。

５年間で一度も水張りをしなかったという判定についてなのですが、当初は５年間で１度水稲を作ったことをもって湛水能力ありというふうに判断するというのが方針だったのです。考えてみればブロックローテーションというのは、水田に限らず連作障害を回避す

るために順番に作物を変えていって同じ作物が続かないようにする。連作障害が回避できれば良いのだからということで、過去の試験データ等から少なくても１か月間水張りして連作障害が起きなければ水張りができたとみなすというルールができています。

このため、もしかすると今年の秋ぐらいから、例えば７月いっぱいまでに小麦を刈取りして、その後に１か月間水を張りますという人が出てくるかもしれません。いつ水を張れとは農水省は言っていないのですが、北海道の営農体系からいったら、水を張ってから大豆を播くと排水不良で大豆はできないので、麦を刈った後に水張りをするというところが出てくるように思います。

それから、水田を畑地化する動きが大きくなるとどうなるかを考えてみたとき、湛水かんがいをする水稲生産よりも、散水かんがいなのか地下水位制御システムなのかは別として、畑作物に対する用水量は全然量が違います。かつ、ブロックローテーションが北海道内には存在せず、固定して使っているということを北海道農政部は認めましたので、ブロックローテーションを計画に位置づけし続けられるかどうかということも考えなければいけません。したがって、用水量が減る用水改良地区が出てくる可能性がある。前例もありますし、用水量が減るから改良ではないとは誰も言いませんので、そこは心配ないのですが、用水量の減る用水改良地区が出てくる可能性はあります。

水田活用の交付金ではないのですが、経営安定対策の中にゲタ対策というのがあります。てん菜もその対象ですが、てん菜のゲタ対策の支払い対象が15%ぐらい減ることになりました。そうすると、例えば帯広地方でいうと、麦、豆、てん菜、バレイショの４品目で輪作しているのが、今は麦のほうにかなり寄っているのは皆さんご承知かと思いますが、てん菜が減ると、さらに何か違うものを生産しなければいけなくなる。政策的には需要のある加工用バレイショ、ポテチの材料を作ってくれると需要にも合うので良いのですが、種芋をすぐには用意できないとか、いろいろな課題があってすぐにはできないかもしれないのですが、てん菜からほかの作物へのシフトも考えられる、そういう政策的な変更がありました。結局、認定農業者である北海道の農業者の皆さんが、状況の変化に応じて何かきっと考えてきます。この作物が良いとか、やってみたいとか、そのために排水改良が必要なのか畑地かんがいが必要なのか、何が必要なのかということを考えてくる。プラス各市町村が農業経営基盤強化促進法の基本構想でも考えてくると思いますので、そういったものを見ながら事業計画を作っていくことになると考えられます。

７．北海道総合開発計画　　〔スライド３７～４７〕

次に、北海道総合開発計画です。北海道総合開発計画は、令和２年に第８期計画の中間点検を行いました。令和２年というと既にコロナが蔓延していまして、中間点検はどうしようかということもあったのですが、その時点で得られていたデータはコロナ前の令和元年までのデータしかなかったので、やむを得ず中間点検としてはコロナ前までの点検ということで実施しました。ところが、令和２年に蔓延したコロナは３年になっても収まりませんでしたし、国土交通省の中でも国土形成計画を途中で打ち切って新計画を作るという決断になりましたので、北海道総合開発計画についても８期計画を打ち切って９期計画を作るという方向で今議論が進んでいます。

昨日、国土審議会の北海道開発分科会第７回計画部会で中間整理が行われました。これ

が９期計画を作る時の考え方になっていて、2050年にあるべき姿を想定して、最初の10年はどうあるべきかを考えていこう。北海道局の中ではバックキャスティングと呼んでいますが、そのような考え方になっています。現在の８期計画でも食と観光は柱になっているのですが、ここにゼロカーボン北海道が入ってきて、環境が柱になるだろうという見込みになっています。

８．その他　　〔スライド４８〕

「わが村は美しく―北海道」運動ですが、北海道局が取り組み始めて20年ぐらい経ちました。昨年11月に第10回コンクールの表彰が無事終わり、先週から第11回コンクールの応募団体の募集が始まったところです。農業水産部は基本的には農業農村整備事業というハードをやっていくわけですが、そこに「わが村は美しく」のように地域に根差した活動、言ってみればソフトの部分があって、セットで農村地域の活性化が進んでいけば良いということで進めているものになります。

〔スライド４９〕

工事および業務件数の推移です。令和５年度の業務の話になります。左側の赤い方は工事の件数ですが、こちらは前年とほぼ同じぐらいです。業務の方は若干減るという報告を受けていまして、何故かというと、開発建設部でいうと室蘭と函館の実施設計がピークアウトしているので、その分の件数が減ると聞いております。

〔スライド５０〕

こちらが現在地区調査を実施している地区になります。地区調査までくると、ここから事業着手できなかった地区は過去10年で一地区もありません。したがって、平均して２～３年のうちに事業着手に至るだろうと考えています。

〔スライド５１〕

こちらは実施中の地区全体になりますが、約50地区の地区数を常時実施しています。この地区の後ろには地域整備方向検討調査を実施している地区もありますので、順々に調査を進めていけたら良いかなと思っております。

私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

最近の農業農村整備を巡る諸情勢について

令和5年 1月31日

北海道開発局　農業水産部

目　　次

令和５年度農林水産省予算概算決定等の概要　・・・　１
令和５年度北海道開発予算概算決定の概要　・・・　１１
北海道の農業農村整備事業　・・・　１２
令和５年度概算決定における新規地区の概要　・・・　１３
令和５年度国営事業に係る新規・拡充等　・・・　２０
農政の動向　・・・　２７
北海道総合開発計画　・・・　３７
その他（「わが村は美しく－北海道」運動、工事業務件数等）・・　４８

令和5年度　農林水産省予算概算決定等の概要

○　令和5年度概算決定における農林水産予算総額は、2兆2，683億円（対前年比99．6％）を計上。
うち、公共予算は6，983億円（対前年比100．0％）、農業農村整備は3，323億円（対前年比100．1％）を計上。

◇農林水産予算の骨子

総　括　表

区　分	4年度 予算額	5年度 概算決定額	4年度補正 追加額
	億円	億円	億円
農林水産予算額	22，777	22，683	8，206
（対前年度比）	－	99．6％	
1．公共事業費	6，980	6，983	3，191
（対前年度比）	－	100．0％	
一般公共事業費	6，780	6，782	2，670
（対前年度比）	－	100．0％	
災害復旧等事業費	200	201	521
（対前年度比）	－	100．6％	
2．非公共事業費	15，797	15，700	5，016
（対前年度比）	－	99．4％	

（注）1．金額は関係ベース。
2．計数整理の結果、異動を生じることがある。
3．計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

公共事業費一覧

区　分	4年度 予算額	5年度 概算決定額	4年度補正 追加額
	億円	億円	億円
農業農村整備	3，321	3，323	1，677
（対前年度比）		100．1％	
林野公共	1，867	1，875	695
（対前年度比）		100．4％	
治山	620	623	256
（対前年度比）		100．4％	
森林整備	1，247	1，252	439
（対前年度比）		100．4％	
水産基盤整備	727	729	270
（対前年度比）		100．3％	
海岸	81	81	28
（対前年度比）		100．0％	
農山漁村地域整備交付金	784	774	－
（対前年度比）		98．7％	
一般公共事業費計	6，780	6，782	2，670
（対前年度比）		100．0％	
災害復旧等	200	201	521
（対前年度比）		100．6％	
公共事業費計	6，980	6，983	3，191
（対前年度比）		100．0％	

注）1．金額は、関係ベース。
2．計数整理の結果、異動を生じることがある。
3．計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
4．農業農村整備事業関係予算は、6,134億円。その内訳は以下のとおり。
・農業農村整備事業　3,323億円
・農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分　591億円
・非公共の農業農村整備関連事業　543億円
（農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業、農山漁村振興交付金）
・4年度補正額（農業農村整備事業）　1,677億円

令和5年度農林水産関係予算の概要

	令和4年度	令和5年度
農林水産関係予算	2兆2，777億円	2兆2，683億円（▲94億円）

令和4年度②補正
8，206億円

○　**食料安全保障の強化**に向け、安定的な輸入と適切な備蓄を組み合わせつつ、**水田の畑地化支援**により収益性の高い野菜や国内で自給できていない麦・大豆など**畑作物の生産を推進**するとともに、海外に依存した**肥料・飼料などの国内生産**を推進。

○　**飼料用米について**、主食用米との所得差が乖離し、作付面積・生産量が2030年目標を超過していること等を踏まえ、多収品種の作付を促し生産性の向上を図るため、**令和6年産から一般品種の支援単価を段階的に引き下げ**るなど見直し。

○　円安も活かし、2025年の**農林水産物・食品輸出額2兆円目標の前倒し達成**に向けて、農林水産物・食品輸出促進団体による品目ごとの売り込みなどの取組を加速化。

【主な内容】

※（　）内は令和4年度当初予算比

1　食料安全保障の強化

・食料安全保障の強化に向けた対策
283億円（＋36億円）〔補正〕1，642億円

2　米の需給安定と水田の畑地化による畑作物の生産の推進

・水田活用の直接支払交付金等　2，940億円（▲110億円）
・コメ新市場開拓等促進事業　110億円（＋110億円）

3　農業農村整備事業等による水田の畑地化の推進

・農業農村整備事業関係
4，457億円（＋4億円）〔補正〕1，677億円

4　畜産・酪農の安定的な経営の推進

・加工原料乳生産者補給金　331億円（＋18億円）
・配合飼料価格高騰緊急対策　〔補正〕103億円

5　農林水産物輸出の拡大

・農林水産物輸出の拡大に向けた支援
109億円（＋1億円）　〔補正〕426億円

6　中山間地域等の課題への対応

・中山間地域等直接支払交付金　261億円（±0億円）

7　林業・木材産業の持続的成長の推進

・森林整備事業　1，252億円（＋5億円）

8　水産業の基盤強化の推進

・漁業収入安定対策　202億円（±0億円）〔補正〕380億円
・漁業経営セーフティーネット構築事業（燃油高騰対策）
18億円（±0億円）〔補正〕330億円

令和5年度　農林水産省予算概算決定等の概要

○農業農村整備事業（公共）は、令和4年度補正追加額1，677億円とあわせて、5，000億円を計上。
　また、非公共事業と交付金を含めた農業農村整備事業関係予算は、6，134億円を計上。

◇農業農村整備事業関係予算の概要（全国）

（単位：億円）

事　　項	令和４年度 当初予算額	令和５年度 概算決定額 A	令和４年度 補正予算額 B	合計 A＋B
農業農村整備事業＜公共＞	3，321	3，323 （100．1%）	1，677	5，000 （150．5%）
農業農村整備関連事業＜非公共＞	540	543 （100．6%）	－	543 （100．6%）
（農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 畑作等促進整備事業 農山漁村振興交付金）				
農山漁村地域整備交付金＜公共＞ （農業農村整備分）	591	591 （100．0%）	－	591 （100．0%）
合　　計	4，453	4，457 （100．1%）	1，677	6，134 （137．8%）

（注）１．計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しない場合がある。
　　２．下段（　）書きは令和４年度当初予算額との比率である。

農業農村整備事業関係予算の概要

○令和5年度概算決定

（単位：億円）

	5年度 予算案
・農業農村整備事業 〈公共〉	3,323
・農地耕作条件改善事業	200
・農業水路等長寿命化・防災減災事業	282
・畑作等促進整備事業	20
・農山漁村振興交付金 　のうち　農業農村整備分	41
・農山漁村地域整備交付金 〈公共〉 　のうち　農業農村整備分	591
計	**4,457**

○令和4年度補正予算

（単位：億円）

	4年度 補正
・食料安全保障の強化に向けた構造転換対策	400
〔・農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策 〈公共〉〕	〔400〕
・「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施	760
・農地の更なる大区画化・汎用化の推進 〈公共〉	213
・水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 〈公共〉	512
・畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 〈公共〉	35
・防災・減災、国土強靱化の推進	817
〔・農業水利施設、ため池等の防災・減災対策 〈公共〉〕	〔817〕
計	**1,677**

※食料安全保障のうち300億円はTPPと重複

令和5年度当初 4,457億円 ＋ 令和4年度補正 1,677億円 ＝ 6,134億円

【参考】農業農村整備事業関係予算の推移

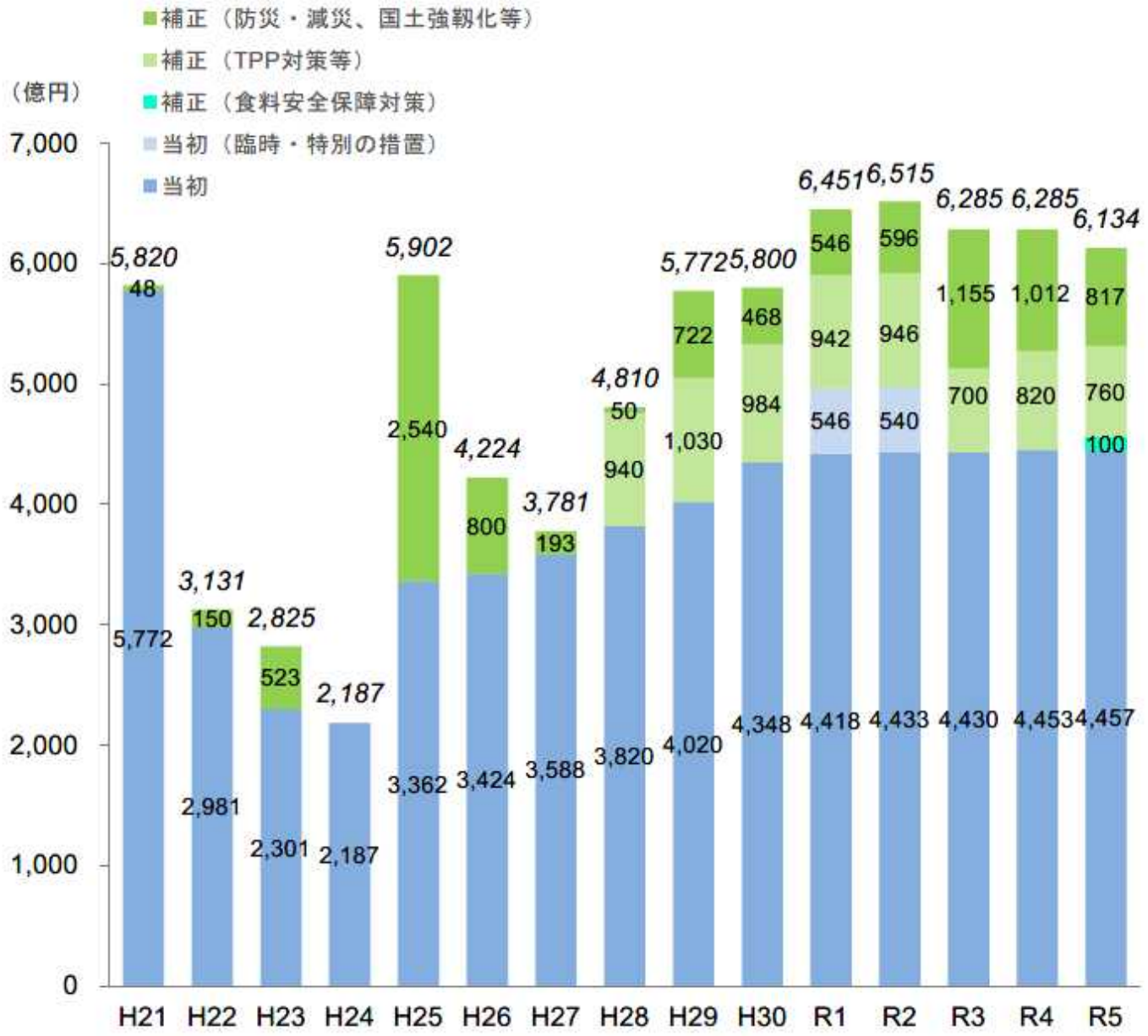

※計数は四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

【参考】公共事業関係費の推移

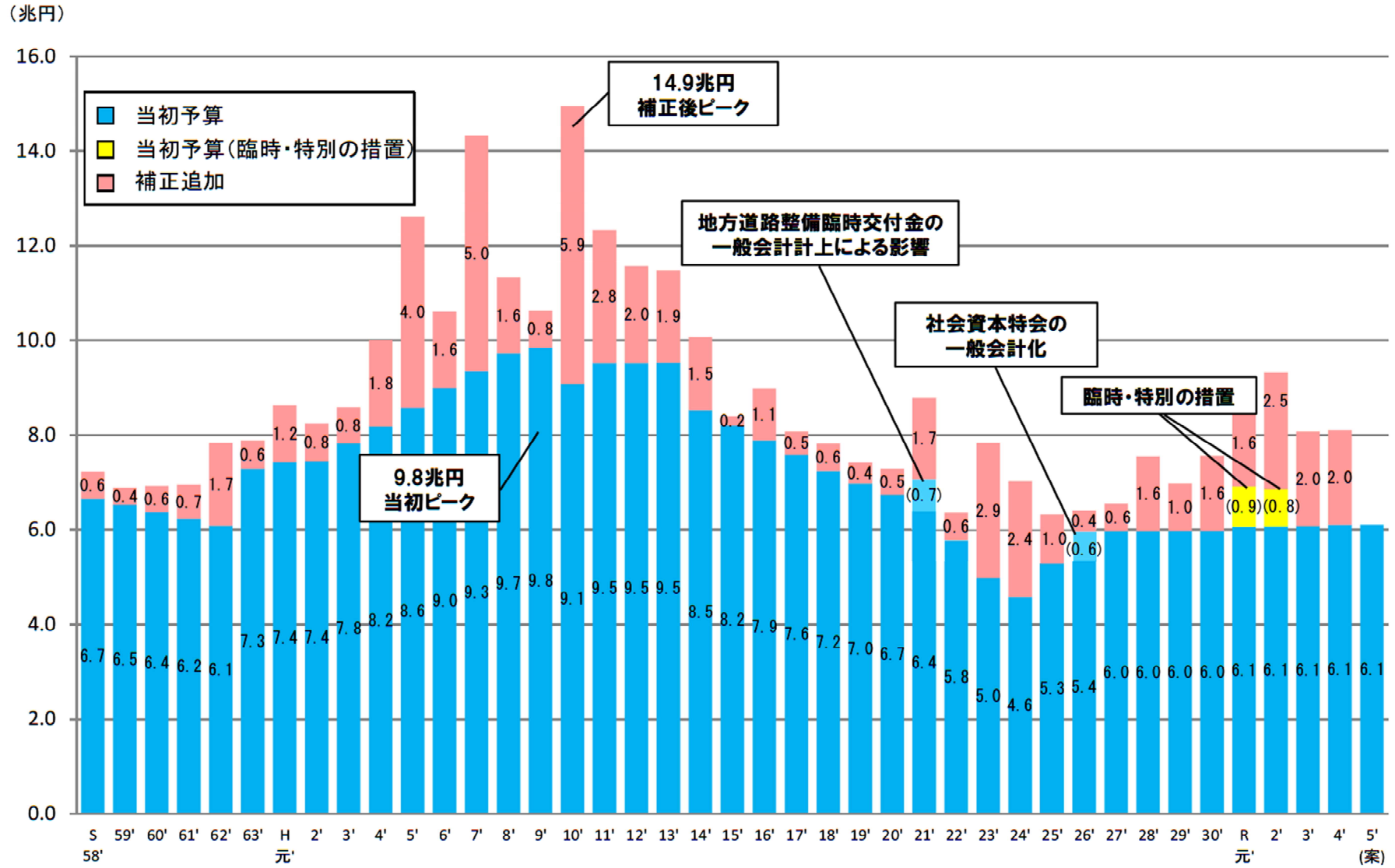

（注）NTT－A、B（償還時補助等を除く）を含む。

農業農村整備事業関係予算の概要

農業農村整備事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　332,303（332,136）百万円】
（令和４年度補正予算　167,700百万円）

＜対策のポイント＞

競争力強化のための水田の畑地化・汎用化や農地の大区画化、新たな農業水利システムの構築、**国土強靭化**のための農業水利施設の適切な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、ため池の防災・減災対策や農業用ダムの洪水調節機能強化、集落排水や農道等の生活インフラの整備等を推進します。

＜事業目標＞

○ 全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）
○ 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備（農業競争力強化対策）

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、**水田の畑地化・汎用化や農地の大区画化**等の基盤整備を推進します（**高収益作物・畑作物の作付に応じた促進費**等を併せて交付）。また、水利用の高度化や水管理の省力化を図るため、**パイプライン化**や**ICTの導入**等による**新たな農業水利システムの構築**等を推進します。

２．農業水利施設の戦略的な保全管理、防災・減災対策（国土強靭化対策）

農業水利施設の更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、農地の湛水防止対策、ため池の防災・減災対策、農業用ダムの洪水調節機能強化等を推進します。

３．農村整備（田園回帰・農村定住促進）

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、**集落排水施設や農道、地域資源利活用施設の整備**等を推進します。

＜事業の流れ＞

※　事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局設計課（03-3502-8695）

食料安全保障の強化対策

畑作物の本作化対策＜一部公共＞のうち

農業農村整備事業における食料安全保障の強化対策＜公共＞

【令和４年度補正予算額　40,000百万円】

＜対策のポイント＞

麦・大豆等の海外依存度の高い品目の生産拡大を促進するため、排水改良等による**水田の畑地化等、畑地かんがい施設の整備等による畑地の高機能化、草地整備等**を推進します。

＜事業目標＞

主食用米から麦・大豆、野菜等への転換及び飼料作物の単収増加を促進

＜事業の内容＞

1．水田の畑地化等のための整備

畑作物・園芸作物の導入・定着に向け、パイプライン化や排水改良等による**水田の畑地化等の基盤整備**を支援します。

【附帯事業】

畑作物・園芸作物の導入面積割合に応じた促進費　等

2．畑地かんがい等の生産基盤や営農環境の整備

畑地かんがい施設の整備や区画整理、農道整備等の基盤整備を支援します。

【附帯事業】

高収益作物の導入面積割合に応じた促進費　等

3．畜産クラスターを後押しする草地整備

肉用牛・酪農の生産基盤強化のため畜産クラスター計画を策定した地域において、**草地の大区画化や排水改良等の基盤整備**を支援します。

＜事業の流れ＞

国 → 1/2、定額 等 → 民間団体等（都道府県、市町村を含む）

※　事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］
（１、２の事業）農村振興局水資源課　（03-3502-6244）
（３の事業）畜産局飼料課　（03-6744-2399）
農村振興局農地資源課　（03-6744-2207）
水資源課　（03-3502-624
防災課　（03-3502-643

「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく施策の実施

農地の更なる大区画化・汎用化の推進 <公共>

【令和４年度補正予算額　21,302百万円】

<整備後のイメージ>

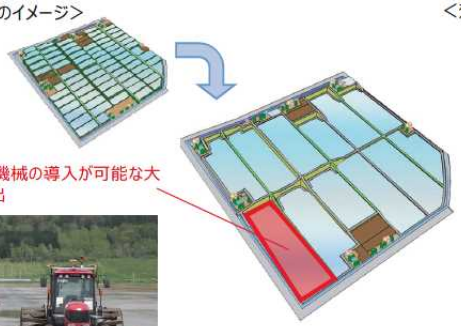

大型農業機械の導入が可能な大区画を創出

自動走行農機による代掻き

<効果（米の生産コストの低減（円/60kg）>

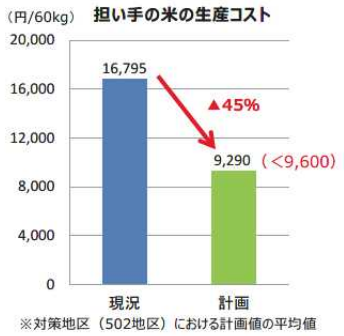

※対策地区（502地区）における計画値の平均値

水管理の省力化・合理化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを推進

自動給水栓

パイプライン化

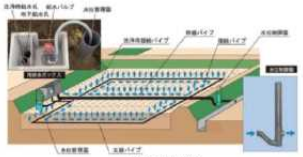

地下かんがい

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進 <公共>

【令和４年度補正予算額　51,234百万円】

<水田の畑地化・汎用化>

水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備

○排水改良のイメージ

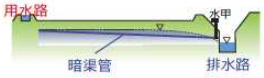

<畑地・樹園地の高機能化>

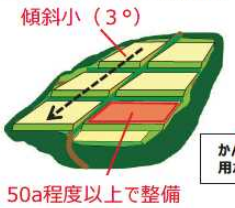

○みかんのマルチドリップ灌漑

マルチ栽培

高収益作物の生産額の変化

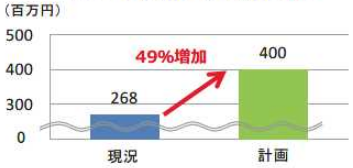

※　対策地区（作物生産額の増加要件に係る1,137地区）における計画値の平均値

大区画化

大型機械の導入

ハウス栽培

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進 <公共>

【令和４年度補正予算額　3,464百万円】

<整備前>

現況の自然水路に合わせて整備

<整備後>

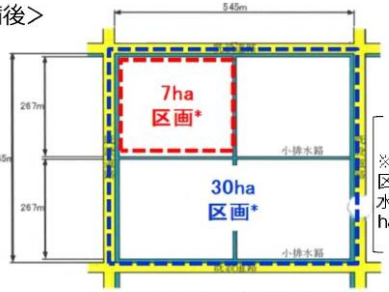

※小排水路が不要な地区は30ha区画、小排水路が必要な地区は７ha程度の区画

大区画による効率的な飼料生産

大型作業機械による作業

飼料作物の単位面積当たり収量

※対策地区（112地区）における計画値の平均値

＊ TDNとは、飼料作物中の可消化養分のことをいい、TDNkg/10a は栄養価ベースの収量を指す

農業水利施設、ため池等の防災・減災対策

農業水利施設、ため池等の防災・減災対策 <公共>

【令和４年度補正予算額　81,700百万円】

<対策のポイント>

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた**「流域治水」の取組、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、ため池の防災・減災対策**等を実施し、**農村地域の防災・減災、国土強靱化**を図ります。

<事業目標>

- ○ 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha［令和７年度まで］）
- ○ 田んぼダムに取り組む水田の面積の増加（令和２年度取組面積の約３倍［令和７年度まで］）
- ○ 更新が必要と判明している基幹的農業水利施設への対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）
- ○ 防災重点農業用ため池への防災・減災対策の着手（約37,000か所［令和７年度まで］）

<事業の内容>

1．流域治水対策（農業水利施設の整備）

農業用ダムの洪水調節機能強化のための**既存農業水利施設の補修・更新**、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための**農業水利施設の整備を推進**します。

2．流域治水対策（水田の貯留機能向上）

水田の貯留機能向上のための**田んぼダム等に取り組む地域**で**実施される農地整備事業を推進**します。

3．農業水利施設等の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策

激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した**農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策**、集約・再編等を含めた**適切な整備**を図るとともに、施設の効率的かつ効果的な維持管理を実現するための**省エネ化を推進**します。

4．防災重点農業用ため池の防災・減災対策

近年増加している自然災害に備えた、防災重点農業用ため池の**劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を推進**します。

<事業の流れ>

国 → 1/2、定額等 → 都道府県
国 → 1/2、定額等 → 都道府県 → 市町村等

※　事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える**豪雨の発生頻度は近年増加傾向**にあり、**洪水、湛水被害等が激化**

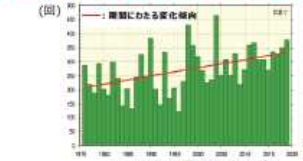

50mm/hrの降雨発生回数

豪雨で湛水した集落排水施設

浸水した排水ポンプ

- 南海トラフ地震の被害想定エリアには**全国の基幹的水利施設の３割**が存在

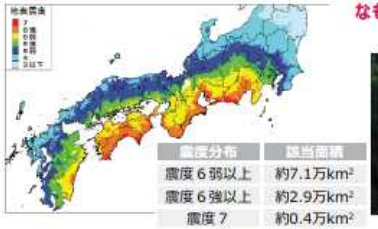

震度分布	該当面積
震度６弱以上	約7.1万km²
震度６強以上	約2.9万km²
震度７	約0.4万km²

出典：内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会 資料

南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝型地震などの発生が懸念。

- ため池は全国に16万箇所。そのうちの主要な**ため池の約７割が江戸時代以前の築造**で、豪雨や地震に対して**脆弱なものが多数**

豪雨により決壊したため池

対策のイメージ

●流域治水対策

農業用ダムの改修

農地整備と河川整備の連携

●老朽化対策、豪雨・地震対策

頭首工堰柱の耐震化

●ため池の防災・減災対策

堤体の改修

［お問い合わせ先］
（１の事業）農村振興局水資源課　（03-3592-6810）
（２の事業）農地資源課　（03-6744-2208）
（３の事業）水資源課　（03-6744-13[illegible]）
（４の事業）防災課　（03-6744-22[illegible]）

令和5年度北海道開発予算概算決定の概要

○令和5年度概算決定における北海道開発事業費は、5,589億円(対前年比100.0%)を計上。
うち、農業農村整備予算は795億円(対前年比100.1%)を計上。

◇北海道開発予算概算決定の概要

(単位:百万円、国費ベース)

事項	令和4年度 当初予算	令和4年度 補正予算	令和5年度予算 (概算決定)	対前年比
北海道開発事業費	558,868	151,172	558,871	100.0%
治山治水	102,317	30,753	102,190	99.9%
道路整備	218,571	31,782	218,934	100.2%
港湾空港鉄道等	23,764	3,684	23,023	96.9%
農業農村整備	79,472	43,230	79,512	100.1%

◇農業農村整備事業予算の概要 (公共分)

(単位:百万円、国費ベース)

事項	令和4年度 当初予算	令和4年度 補正予算	令和5年度予算 (概算決定)	対前年比 (臨特除く)	令和4年度 補正予算 ＋ 令和5年度予算 (概算決定)
全　国	332,136	167,700	332,303	100.1%	500,003
北海道	79,472	43,230	79,512	100.1%	122,742
(全国シェア)	(23.9%)	(25.8%)	(23.9%)		(24.5%)

北海道の農業農村整備事業

○農業農村整備事業は、農業競争力強化と国土強靱化に資する事業を重点的に推進します。
○農業競争力強化：農地の大区画化・汎用化、畑地かんがい施設の整備等を実施し、農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化を推進します。
○国土強靱化：基幹的な農業水利施設の更新・長寿命化・耐震化を実施し、農業用水の安定供給等を図るとともに、排水施設の機能強化や農業用ダムの洪水調節機能強化等により災害の未然防止を図り、農村地域における防災・減災を図ります。

農業競争力強化

大区画化と農地の集積・集約化

■ **国営緊急農地再編整備事業「北野地区」の例**

農地の大区画化等と併せて担い手への農地集積・集約化を進め、「スマート農業」「農業の高付加価値化」等を推進します。

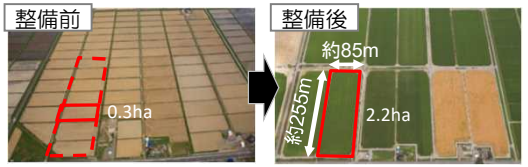

担い手集積率　着手時 63%　完了時(計画) 100%

畑地かんがい施設の整備

■ **国営かんがい排水事業「北見二期地区」の例**

老朽化した用水施設の更新整備とあわせて、畑地かんがいが手当されていない区域に用水手当するための整備を行います。

未整備区域において干ばつが発生

施設整備により、適期適切なかん水を実現

安定生産・品質が向上

国土強靱化　基幹的な農業水利施設の老朽化対策、防災・減災対策

■ **国営かんがい排水事業「北海地区」の例**

整備対象区間のうち95%以上が耐用年数を超過し、老朽化による水路の倒壊も見られていたことから、水路の更新整備を実施します。

倒壊した用水路

改修後の用水路

■ **国営かんがい排水事業「常呂川下流地区」の例**

近年の降雨量の変化に伴い排水能力が不足するとともに、経年的な劣化が進行する状況から、排水施設の増強等の整備を実施します。

頻発する湛水被害（たまねぎ）

新設排水機の整備（イメージ）

■ **国営総合農地防災事業「雨竜川下流地区」の例**

河川流況等の変化に起因して河床洗堀が進行し、洪水時に転倒し、広域的な災害が発生するおそれがある頭首工を改修し、災害の未然防止を図ります。

転倒のおそれがある頭首工

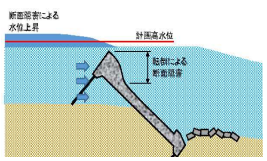

頭首工の河床洗堀による河川断面の通水阻害イメージ

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

- ○ 流域治水対策
- ○ 農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策

農業用ダムの洪水調節機能強化

令和5年度新規地区の概要

○令和5年度概算決定において、国営の新規事業着手4地区、新規調査着手4地区を計上。

1）事業着手地区

事業名	地区名	建設部	関係市町村
国営かんがい排水事業	ふうれんたよろ 風連多寄	旭川	士別市 名寄市
	ささがわ 笹川	帯広	鹿追町
	しんさらべつ 新更別	帯広	更別村
	あばしりがわとよずみ 網走川豊住	網走	大空町

2）調査着手地区

事業名	地区名	建設部	関係市町村
国営かんがい排水事業	しのつうんがじょうりゅう 篠津運河上流	札幌	当別町、月形町 新篠津村
	びえいがわかりゅう 美瑛川下流	旭川	旭川市
	さつないがわりゅういき 札内川流域	帯広	帯広市、幕別町 中札内村、更別村
	くんねっぷほくえい 訓子府北栄	網走	訓子府町 置戸町

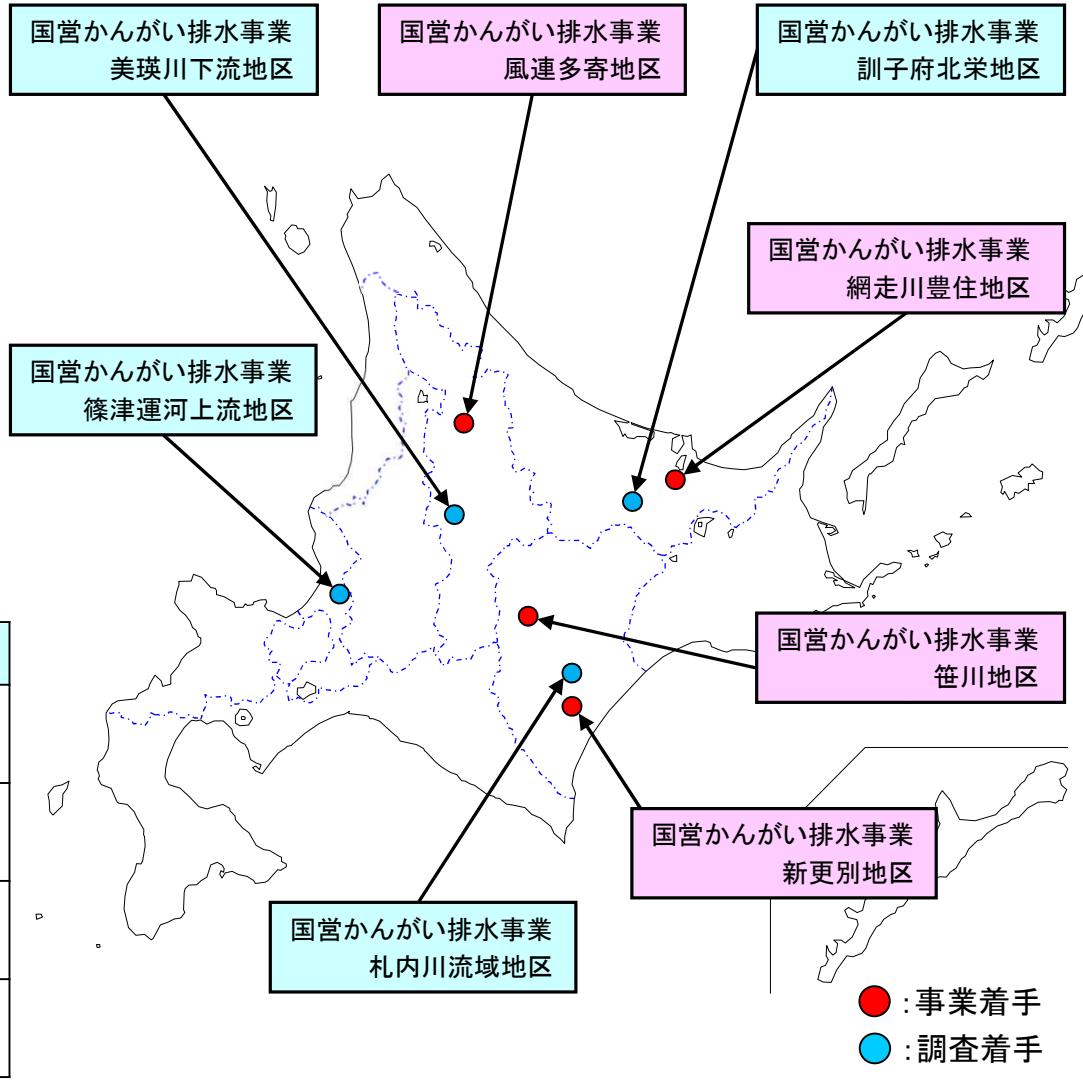

風連多寄地区（北海道）【直轄明渠排水事業（かん排）・事業着手】

事業概要

○目的

本地区の排水施設は、国営天塩川上流土地改良事業(S42～S61)により整備され、水稲、大豆、小麦及びてんさいに、高収益作物のばれいしょ及びかぼちゃを組み合わせた農業経営のほか、飼料作物を栽培し乳用牛を飼養する酪農経営が展開されているが、土地利用及び降雨条件の変化による流出量の増加に伴い、排水能力が不足し湛水被害が発生しており、農業生産性が低下しているとともに施設の維持管理に多大な費用と労力を要している。

このため、本事業では、排水能力の確保に向けた農業用排水路の整備を行うことにより、農地の湛水被害の解消及び維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資するものである。

○概要

関係市	北海道士別市（しべつし）、名寄市（なよろし）
事業工期	令和５年度～令和14年度
総事業費	50億円
受益面積	650ha（田 161ha、畑 489ha）
主要工事	排水路（新設・改修）１条 L=5.2km

位置図

地区の特徴

道内有数のかぼちゃ産地として全国に供給 ／ 特産農産物を活用した6次産業化

■北海道トップクラスのかぼちゃ産地を形成

【地域の農業産出額（推計）】（R元作付面積で名寄市が北海道１位）

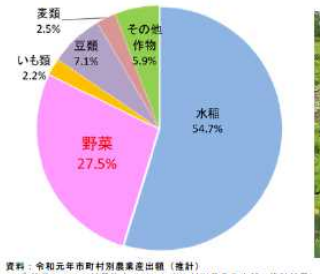

資料：令和元年市町村別農業産出額（推計）
（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）

かぼちゃ作付けほ場

■かぼちゃの供給基地として全国に出荷

【R元年産かぼちゃの道内外出荷割合】

資料：JA北ひびき、JA道北なよろ聞き取り

【R元年産 大阪市場（８月～12月）におけるかぼちゃの取引状況】

資料：北海道野菜地図

■特産かぼちゃを原料とした商品を開発・販促に取組

ＪＡが販売しているレトルトスープ
ふるさと納税の返礼品として好評

地区の課題

湛水被害の発生 ／ 排水施設の維持管理に苦慮

■ 降雨条件の変化等により排水能力が不足し、湛水被害が発生するとともに、排水施設の維持管理にも苦慮

排水能力の不足
●排水路からの溢水の状況(H26.8)

排水能力の不足(湛水被害)
●かぼちゃ作付けほ場の湛水状況(H28.8)

排水能力の不足(真狩川排水路)
●溢水した箇所では土のう・鋼矢板による応急対策を実施

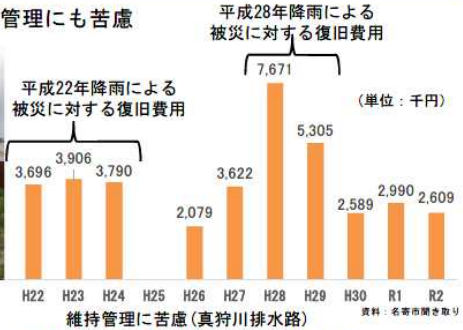

資料：名寄市聞き取り

維持管理に苦慮(真狩川排水路)
●排水施設の維持管理に多大な費用が必要

事業の効果

排水改良による農業生産性向上 ／ 国内への安定供給と輸出の取組

■ 排水能力の向上

排水路の整備（イメージ）
●排水路の改修により、排水能力を向上

■ 農業生産性の向上

かぼちゃの作付面積の変化

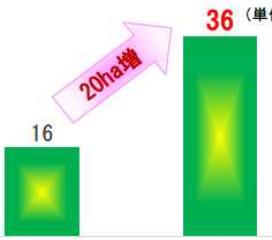

高収益作物の生産拡大
●湛水被害の解消により、かぼちゃ作付面積を増加

■ 実需者に応じた安定供給を実現

★良質なかぼちゃを全国の市場へ安定出荷

★地域の冷凍食品加工会社で「冷凍カットかぼちゃ」を製造し、全国に販売

★香港、韓国等のアジア圏に特産かぼちゃを輸出

笹川地区（北海道）【直轄明渠排水事業（かん排）・事業着手】

事業概要

○目的

本地区の排水路は、国営鹿追土地改良事業（S43～S59）の区画整理に伴い造成された排水路からなる排水網が形成され、小麦及びてんさいに、高収益作物のばれいしょ、小豆及びキャベツを組み合わせた農業経営のほか、飼料作物を栽培し乳用牛を飼養する酪農経営が展開されているが、降雨条件の変化に伴う流出量の増加により排水能力が不足し、農地の湛水被害が発生するなど、農業生産性が低下している。

このため、本事業では、排水路の新設を行うことにより、湛水被害の解消を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定に資する。

○概要

関係町	北海道河東郡鹿追町（かとうぐん しかおいちょう）
事業工期	令和５年度～令和12年度
総事業費	40億円
受益面積	611ha（畑 611ha）
主要工事	排水路（新設） 1条 L＝6.3km

位置図

地区の特徴

道内有数の畑作物・野菜の産地 ／ 先進的な省力化営農の取組

■ 小麦、豆類等の畑作物に野菜を組み合わせた農業経営を展開

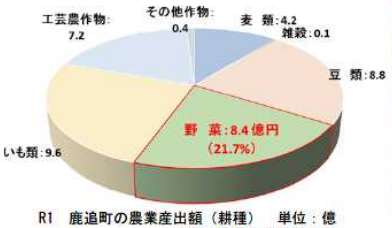

R1 鹿追町の農業産出額（耕種） 単位：億
出典：農林水産統計年報

■ 加工業務用野菜として需要が高い「キャベツ」を生産

キャベツ（北海道３位の作付け面積）

■ 機械化一貫体系による省力的キャベツ生産への実証（慣行栽培より約６割の労働時間削減）

■JA鹿追町が主体となりICTを活用したキャベツの自動収穫機を開発

自動収穫機の稼働試験状況

地区の課題

湛水被害が発生／農業生産性の低下／高収益作物の作付拡大に支障

■ 地区内は基幹的排水路が未整備であり、湛水被害発生により農業生産性が低下していることに加え、高収益作物の作付拡大に支障をきたしている。

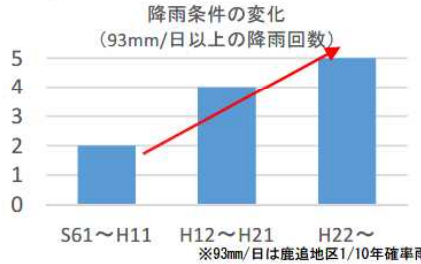

※93mm/日は鹿追地区1/10年確率雨量

【たん水被害発生状況（H28.8）】

湛水被害の状況（ばれいしょ）

湛水の道路越流

「農家レストラン」への湛水

事業の効果

排水改良による湛水被害の解消／ 産地収益力の向上／国内需給への貢献

■ 排水改良による湛水被害の解消に伴う高収益作物の作付け増加を通じた産地収益力の向上及び国内需給への貢献

排水路の新設整備（イメージ）

キャベツの生産性の向上

高収益作物の作付拡大により
産地収益力の向上を実現

全国のコンビニエンスストア、ファーストフードチェーン等の企業への出荷拡大を通じて国内需給に貢献

新更別地区（北海道）【直轄明渠排水事業（かん排）・事業着手】

事業概要

○目的

本地区の排水施設は、国営札内川第二土地改良事業（H8～H29）により造成され、小麦、てんさい、ばれいしょ、いんげん、小豆及びスイートコーンを組み合わせた農業経営のほか、飼料作物を栽培し乳用牛を飼養する酪農経営が展開されているが、近年の降雨形態の変化に伴う流出量の増加により、排水能力が不足しているため、農地の湛水被害が発生し、農業生産性が低下している。

このため、本事業では、新たに排水路を整備するとともに、既存の排水路の改修を行うことにより、農地の湛水被害の解消を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定に資する。

○概要

関係村	北海道河西郡更別村（かさいぐん さらべつむら）
事業工期	令和5年度～令和16年度
総事業費	150億円
受益面積	2,050ha（畑 2,050ha）
主要工事	排水路（改修） 1条 1.3km
	排水路（新設） 4条 21.6km

位置図

地区の特徴

道内有数の畑作物・野菜の産地 ／ 大規模で先進的な農業経営を展開

■多様な農作物を大規模に生産する農業地帯

【農業産出額】

資料：令和元年 市町村別農業算出額（推計）

【経営規模】

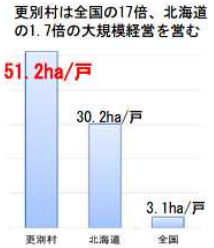

資料：2020年 農林業センサス

■全国一位の作付（全国の17%）を誇る「いんげん」

資料：作物統計及び
ＪＡさらべつ聞き取り

■ｽｲｰﾄｺｰﾝ・ばれいしょの全国販売

大型機械で収穫後、村内・近隣町の加工施設に出荷され、冷凍食品・缶詰・ﾚﾄﾙﾄ食品及びｽﾅｯｸ菓子として全国各地で消費

■日本一のスマート農業

【ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ・自動操舵導入台数】

更別村は全国・北海道内でも大幅に普及、効率的な農業を推進中

地区の課題

排水量の増加 ／ 湛水被害の発生 ／ 農作物の生産安定・拡大

■ 降雨条件の変化により湛水被害が発生、高収益作物の安定生産・作付拡大に支障

【単位排水量が増加 】

約1.5倍に増加

【農地の湛水状況（H28.8）】

排水量の増加により、地区内の広範囲で湛水が発生

【近年10ヶ年のたん水発生状況】

湛水被害発生 年月日		湛水面積（ha）
平成24年	5月3日～5月4日	224
	11月6日～11月8日	183
平成28年	8月28日～8月31日	315

近年10年間で湛水３回発生。農作物の生産安定・拡大が阻害され、産地収益力向上に向けた取組みに支障

事業の効果

排水改良による湛水被害の解消 ／ 高収益作物の生産拡大 ／ 産地収益力の向上

■ 排水改良（湛水被害解消）による優良農地の確保

排水路の新設整備
（イメージ）

優良農地の確保
（農業生産性の向上）

■ 高収益作物の生産拡大

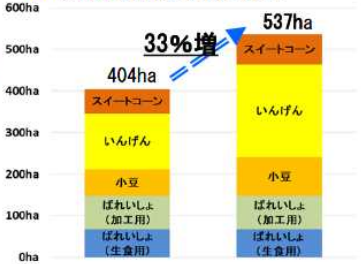

湛水被害のリスク解消で高収益作物を拡大

■ 更なる産地収益力向上を推進

いんげんなどの高収益作物の作付拡大が図られることで、産地収益力向上が図られる。

網走川豊住地区（北海道）【国営かんがい排水事業（かん排）・事業着手】

事業概要

○目的

本地区の排水施設は、国営網走川下流土地改良事業（H3～H14）により造成され、水稲、小麦及びてんさいに、高収益作物の小豆、ばれいしょ、たまねぎ及びブロッコリーを組み合わせた農業経営が展開されているが、降雨条件の変化による流出量の増加に伴い、排水機及び排水路の排水能力が不足し、農地の湛水被害が発生している。

また、施設の経年的な劣化により維持管理に多大な費用を要している。

このため、本事業では、排水機の改修、排水路の改修・新設を行い農地の湛水被害の解消及び施設の維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する。

○概要

関係町	北海道網走郡大空町（あばしりぐん おおぞらちょう）
事業工期	令和5年度～令和17年度
総事業費	130億円
受益面積	1,282ha （田 882ha、畑 400ha）
主要工事	排水機場（改修） 1箇所 排水路 （新設・改修） 3条 L=8.3km

位置図

地区の特徴

北海道東部に位置する畑作物、野菜の産地 ／ 高収益作物は全国出荷と輸出への取組

■小豆、ばれいしょ、たまねぎに、近年はブロッコリーの作付拡大

【地域の農業産出額（推計）】

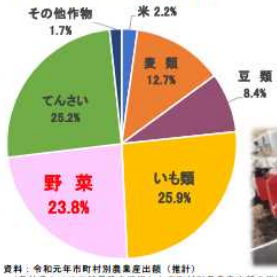

資料：令和元年市町村別農業産出額（推計）
（農林業センサス結果等を活用した市町村別農業産出額の推計結果）

たまねぎ

小豆

ブロッコリー

■高収益作物の７割以上は北海道外へ出荷。たまねぎは台湾等へ輸出

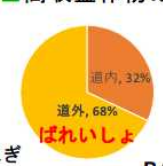

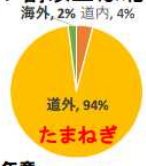

R２年産

資料：ばれいしょ、たまねぎは、集荷先の美幌地方広域農業協同組合連合会での取扱量。
小豆は、集荷先のオホーツクビーンズファクトリーでの取扱量、ブロッコリーは
JAめまんべつの取扱量から算出。

ＪＡめまんべつ：２１３ｔ出荷

たまねぎの集荷先である美幌地方広域共同組合連合会では「輸出産地リスト」に登録。R4.5には「輸出事業計画」を策定し、輸出拡大に取組。

Ｒ２たまねぎ輸出量

オホーツクビーンズファクトリープレミアム粒あん

大空町内にある豆類調整工場「オホーツクビーンズファクトリー」で調整され、オホーツク産ブランドとして全国に出荷。『赤福（三重県）』などで餡の原料として使用。

地区の課題

湛水被害の発生 ／ 排水施設の経年的な劣化

■近年の流出量の増加により排水能力が不足し、農地の湛水被害が発生するとともに、排水施設の劣化も進行

排水能力の不足
●排水路からの溢水の状況（H28.8）

排水能力の不足（湛水被害）
●たまねぎ作付けほ場の湛水状況（H28.8）

排水能力の不足（豊住排水機場）

施設の経年的な劣化（豊住排水機場）
●ポンプ原動機の漏油

事業の効果

排水改良による産地収益力の向上 ／ 食料の安定供給

■排水能力の向上

排水機場の整備（イメージ）
●排水機の改修により、排水能力を向上

■産地収益力の向上

高収益作物の作付面積の変化

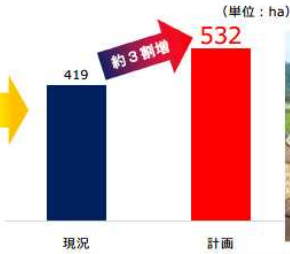

高収益作物の生産拡大
●湛水被害の解消により、たまねぎ、小豆、ばれいしょ及びブロッコリーの作付面積を増加

■食料の安定供給

国営事業の排水整備によるたまねぎの生産拡大とＣＡ貯蔵（controlled atmosphere storage）施設（R5増設予定）によって、良品質たまねぎを国内外へ長期出荷が実現

○新規調査地区の構想概要

1. 国営かんがい排水事業「篠津運河上流地区」概要

① 関係市町村：当別町、新篠津村、月形町
② 受益面積：4,329ha（田）
③ 事業構想： 本事業では、水需要の変化や用水の合理的な利用に向けた施設の再整備を行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定に資するものである。
④ 主要工事：水位上昇施設（改修）、揚水機場（改修）、用水路（新設・改修）

2. 国営かんがい排水事業「美瑛川下流地区」概要

① 関係市町村：旭川市
② 受益面積：509ha（田）、301ha（畑）
③ 事業構想： 本事業では、水需要の変化に対応した用水計画に見直すとともに、本地区に隣接する水田区域に用水供給を行い、漏水事故の発生が懸念される用水施設の整備を行うことにより、農業用水の安定供給及び施設の維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上と農業経営の安定に資するものである。
④ 主要工事：ダム（改修）、用水路（改修）

3. 国営かんがい排水事業「札内川流域地区」概要

① 関係市町村：帯広市、中札内村、更別村、幕別町
② 受益面積：29,446ha（畑）
③ 事業構想： 本事業では、水需要の変化に対応した用水再編により、新たな畑地かんがい用水を確保するとともに、老朽化した用水施設を整備することにより、農業用水の安定供給及び維持管理の軽減を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資するものである。
④ 主要工事：頭首工（改修）、用水路（新設・改修）

4. 国営かんがい排水事業「訓子府北栄地区」概要

① 関係市町村：訓子府町、置戸町
② 受益面積：537ha（畑）
③ 事業構想： 本事業では、排水路を改修することにより、農地の湛水被害の解消を図り、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資するものである。
④ 主要工事：排水路（改修）

【参考】実施地区・調査地区数の経緯

◆国営事業実施地区数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国営かんがい排水事業	33	32	31	33	34	32	31	29	31	31
国営(緊急)農地再編整備事業	13	15	17	18	20	20	20	21	20	20
国営総合農地防災事業	5	7	8	7	7	7	7	5	4	4
計	51	54	56	58	61	59	58	55	55	55

※地区数は全体実施設計を含む

◆国営事業調査地区数

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国営かんがい排水事業	3	4	4	4	6	10	11	10	8	8
国営(緊急)農地再編整備事業	7	5	4	6	4	3	2	0	1	1
国営総合農地防災事業	4	2	1	1	0	0	0	1	1	1
計	14	11	9	11	10	13	13	11	10	10

国営かんがい排水事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　102,464（105,264）百万円】
（令和４年度補正予算額　12,815百万円）

＜対策のポイント＞

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用用排水施設の整備を行い、**農業用水の確保・安定供給と農地の排水改良**を図ります。

＜事業目標＞

○ 機能保全計画に基づく適時適切な更新等を通じ、安定的な用水供給と良好な排水条件を確保
○ 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合（10割［令和７年度まで］）
○ 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区においてストックの適正化等により維持管理費を節減する地区の割合（10割［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

農業用水の確保、適期・適量供給、排水改良を図るため基幹的な農業水利施設の整備・更新を行います。

１．一般型

地域に適した水利・排水システムの確立のために行う農業用用排水施設の整備

【実施要件】受益面積3,000ha以上 等

２．特別型

・高収益作物の導入・転換に必要な畑地化・汎用化を行うための整備
・担い手への農地集積を目的とした水利システムの再編を行うための整備
・治水協定ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化を行うための整備
・老朽化等による機能低下が見られる施設の集約・再編を伴う整備
・突発事故発生時の事後保全対策、事故リスクのある箇所の予防保全対策及び施設の長寿命化対策の一体的な実施
・小水力等発電施設の導入や用排水機の省エネルギー化等、低炭素型の農業水利システムへの移行のための整備を加速して推進（附帯事業として、省エネ化による所定のエネルギー消費効率の改善に対し促進費を交付）

【実施要件】受益面積500ha以上 等　　※下線部は拡充内容

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90% 等）

＜事業イメージ＞

［お問い合わせ先］農村振興局水資源課（03-6744-220[illegible]）

国営かんがい排水事業（拡充）
～低炭素型の農業水利システムへの移行を推進～

○　2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、農業水利施設の省エネ化・再エネ利用をより一層推進する必要。
○　このため、小水力等発電施設の導入や省エネルギー化に資する高効率設備への更新等の取組を強化するとともにソフト対策との連携による相乗効果の発揮を促進し、低炭素型の農業水利システムへの移行を加速。

事業内容

小水力等発電施設の導入

農業水利施設の省エネルギー化

高効率設備への更新

○ポンプの高効率化

○省エネ化のための機器導入
- インバータ制御の導入
  （モーターの回転速度を制御し使用電力を削減）
- 進相コンデンサの導入
  （モーター使用時等の無効電力を減らし使用電力を削減）

附帯事業（R５年度拡充）
（水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型））

・省エネルギー化推進計画に基づき、施設管理者がハード対策及びソフト対策（無効送水の削減等）によって、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、当該ハード対策にかかる農家負担分に促進費を交付

・採択期間：Ｒ５～Ｒ７（３年間）
※上記期間中に地域整備方向検討調査または地区調査に着手した地区にも適用

・支援内容

支援基準（エネルギー消費効率の改善）	促進費（ハード対策に係る割合）
直近４年度のエネルギー原単位※の変化率が99%以下	４%（農家負担の８割）
直近４年度のエネルギー原単位の変化率が105%以下で、直近２年度のエネルギー原単位が悪化していないこと	４%（農家負担の８割）

※エネルギー原単位：電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値（例：施設管理に係る収入、施設稼働時間、使用水量等）

実施要件
（1）受益面積　500ha以上　（2）省エネ化・再エネ利用に係る計画を策定すること
（3）総事業費　2,000万円以上　（4）末端支配面積　100ha以上まで実施可能

国費率
一般施設：農林水産省 2/3、北海道・離島 75%、沖縄・奄美 90%等
基幹施設：農林水産省 70%、北海道・離島 85%、沖縄・奄美 90%等
※　基幹施設（国費率70%等）を整備する際に、当該基幹施設の維持管理費軽減のための発電施設を合わせて整備する場合は、その施設については基幹施設と一体のものとして区分する。

事業実施主体
国

R5年度における農業水利施設の省エネルギー化推進のための制度拡充の概要

● 農業水利施設の省エネルギー化を推進し、エネルギー価格の高騰の影響を受けにくい農業水利システム（管理手法、設備）への転換を促すため、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、ハード対策の農家負担分を低減する仕組みを導入。

支援内容

【対象事業】

①国営かんがい排水事業（低炭素農業水利システム構築事業）
- 実施要件：受益面積500ha以上、総事業2,000万円以上等
- 負担割合（基本）：国2/3、都道府県19.4%、市町村9%、農家5%

②水利施設整備事業（低炭素農業水利システム構築型）
- 事業主体：都道府県、市町村、土地改良区等
- 実施要件：受益面積100ha以上等
- 負担割合（基本）：国50%、都道府県31%、市町村13%、農家6%

【支援内容】

○省エネルギー化計画を策定し、ハード対策に加え、ソフト対策に取り組み、地区全体で所定のエネルギー消費効率の改善を達成した場合に、ハード対策にかかる農家負担分の８割を促進費として交付。

エネルギー消費効率の改善基準※1	促進費助成割合（整備費に対する割合）	
	①国営かんがい排水事業	②水利施設整備事業
・事業実施後4年度における原単位※2の変化率の平均が99%以下	4%（農家負担割合 5%→1%）	5%（農家負担割合 6%→1%）
・事業実施後4年度における原単位※2の変化率の平均が105%以下で、かつ、直近2年度連続で原単位が悪化していない		

※１：再エネ賦課金の減免制度における優良基準と同じ基準を適用（優良基準を達成した場合は再エネ賦課金が８割減免）
※２：原単位＝電気使用量÷電気使用量と密接な関係を持つ値（施設管理に係る収入、施設の稼働時間、使用水量等）

【採択期間】

○令和５年度～令和７年度（３年間の時限措置）
※上記期間中に調査に着手した地区も対象とする。

支援のイメージ

ハード対策
事業による省エネ化のためのポンプの高効率化等

＋

ソフト対策
施設管理者による地区全体での省エネ化に向けたソフト対策の実施

<ソフト対策の例>
- ポンプの吸込／吐出水位の見直し
- 大口径ポンプの優先使用
- 無効送水の節減
- 節水による送水量の削減等

地区全体で所定のエネルギー消費効率改善基準を達成

促進費によりハード対策の農家負担分の８割を交付

促進費による負担軽減のイメージ（②水利施設整備事業の場合）

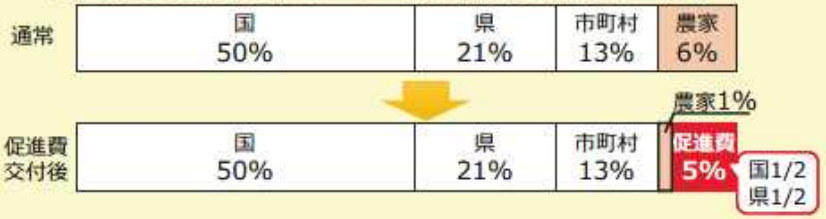

【参考】
・水利施設整備事業（実施計画策定事業）において、農業水利施設の省エネルギー化に向けた調査・検討を支援

国営農用地再編整備事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　40,348（40,300）百万円】
（令和４年度補正予算額　20,411百万円）

＜対策のポイント＞

広域的な**農地の大区画化**や**排水改良**を行い、農地集積・集約化を加速するとともに、耕作放棄地の解消・未然防止、**生産コスト低減**や**高収益作物への転換**等による産地収益力の向上を図ります。また、国産飼料生産基盤の強化のため、牧草・飼料作物の生産地帯を対象とした基盤整備の促進を図ります。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（８割［令和５年度まで］）

＜事業の内容＞

１．国営緊急農地再編整備事業
- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】受益面積　400ha以上、耕作放棄地及び耕作放棄のおそれがある農地が一定割合以上　等

２．国営農地再編整備事業（中山間地域型）
- 基幹事業：区画整理、開畑、農地保全
- 併せ行う事業：農業用用排水施設

【実施要件】受益面積　400ha以上、中山間地域であること　等

３．国営農地再編整備事業（次世代農業促進型）
- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】受益面積　400ha以上、高収益作物の作付面積割合が一定割合以上増加すること　等

４．国営農地再編整備事業（草地整備型）
- 基幹事業：区画整理
- 併せ行う事業：農業用用排水施設、農業用道路の整備、暗渠排水、客土、農用地の改良又は保全

【実施要件】受益面積　1,000ha以上、畜産クラスター計画との連携　等

※　先端技術の体系化に向けた実証

国営農用地再編整備事業実施地区を対象に、先端技術に対応した農地整備手法等の確立・体系化に向けた実証を行います。

※下線部は拡充内容

＜事業実施主体＞

国（国費率：内地2/3、北海道75% 等）

＜事業イメージ＞

小区画で不整形な農地

農地の大区画化、耕作放棄地発生の防止

農地の大区画化・排水改良等

○ 農地の大区画化や排水改良（地下かんがいシステムの導入等）を実施

農地の大区画化、排水改良

地下かんがいシステムの導入

産地収益力の向上等

○ 自動走行農機等に対応した農地整備により、自動走行農機等の省力化技術の導入を促進。

農機の旋回を容易にし、作業効率を向上させるターン農道の整備

営農作業上の障害を除去する用排水路の管路化

○ 高収益作物への転換を促進

たまねぎの生産拡大

キャベツの生産拡大

［お問い合わせ先］農村振興局農地資源課（03-6744-220

国営農用地再編整備事業（拡充）
～先端技術の体系化に向けた実証事業～

○ 人口減少に伴う農業者や技術者の不足により、我が国の農林水産業をとりまく状況が大きく変わる中、**ICTの活用や農林水産業のグリーン化**等を推進することで、農林水産業の持続可能な成長を図ることが重要です。

○ こうした中、農地整備においても、①新たな**「土地改良長期計画」に基づき、情報化施工等のICTの活用**により、**事業実施や営農・維持管理の省力化・高度化を図る**こと、②**「みどりの食料システム戦略」**で掲げる農林水産業のCO_2ゼロエミッション化の実現に向け、**バイオ炭等を活用した炭素貯留の拡大**を進めていくことが求められています。

○ これらの政策課題の実現のため、国営地区をモデルとして、技術及び効果の実証を行うことで、**先端技術に対応した農地整備手法等の確立・体系化**を図ります。

1．事業内容　～先端技術に対応した農地整備手法等の確立・体系化に向けた実証事業の創設～

（1）ICT導入実証事業

3次元データを活用した設計から施工、営農・維持管理までの一体的な農地整備等を実証

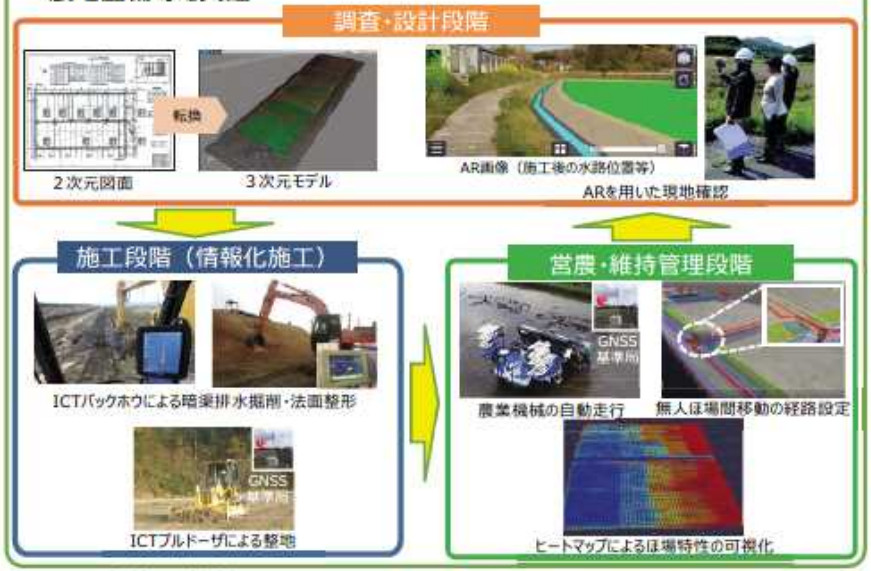

（2）炭素貯留技術導入実証事業

バイオ炭等を活用した炭素貯留に資する農地整備等を実証

対象工種：　土層改良（作土層、心土層）、暗渠排水　等

調査・検討

実証結果を基に、手法の調査・検討を行い、農地整備手法等の確立・体系化を図ることで、手法の一般化から全国への普及・拡大を目指す。

2．実施要件等

（1）国営農用地再編整備事業の実施地区であること

（2）先端技術の導入に係る計画を策定すること

（3）事業実施期間：5か年（令和5年度から令和9年度まで）

（4）国費率：10/10

3．実施主体

国

国営総合農地防災事業＜公共＞

【令和５年度予算概算決定額　26,966（28,025）百万円】
（令和４年度補正予算額　5,842百万円）

＜対策のポイント＞

自然的・社会的な状況の変化に起因した農地・農業用用排水施設の機能低下や災害発生のおそれが生じている地域において、**農業用用排水施設等を整備し、施設の機能回復や災害の未然防止を図ります。**

＜事業目標＞

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積　（約21万ha［令和７年度まで］）

＜事業の内容＞

１．農業用用排水施設の機能回復

湛水被害や水質汚濁、地盤沈下による障害等に対応し、施設の機能回復や災害の未然防止を図るため、ダム、頭首工、幹線用排水路、排水機場等の整備を行います。

２．農業用用排水施設の豪雨災害対策

豪雨による被害が発生した地域において、計画基準降雨の見直しを行い、必要な排水能力を有しない排水機場、排水路等の機能向上を行います。
（統廃合及び統合運用に係るものの末端支配面積要件を緩和）

３．農業用用排水施設の耐震化対策

大規模地震災害の発生に備え、必要な耐震性能を有していない大規模農業用用排水施設の耐震化対策を推進します。

４．防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策

大規模優良農業地域において、決壊した場合の影響が大きい防災重点農業用ため池の豪雨災害対策、耐震化対策等を行います。
［令和12年度まで］

【実施要件】受益面積3,000ha以上、末端支配面積300ha以上　等

＜事業実施主体＞

国（国費率：農林水産省２/３、北海道75%）

＜事業イメージ＞

※下線部は拡充内容

［お問い合わせ先］農村振興局防災課（03-3502-643

国営総合農地防災事業（拡充）

～農業用排水施設の統廃合及び統合運用による流域治水対策の推進～

○　近年の豪雨災害の激甚化・頻発化により、河川下流域の低平地では、既存の排水施設の能力不足による湛水被害や、河川堤防の決壊による洪水被害のリスクが高まっている。

○　このため、複数の排水施設の統廃合や統合運用を促進することで、施設の整備及び管理に要する費用を抑制しつつ、湛水被害や洪水被害のリスク軽減を図り、流域治水対策を推進する。

事業内容

同一水系の河川で個別に運用されている複数の排水施設の統廃合及び統合運用

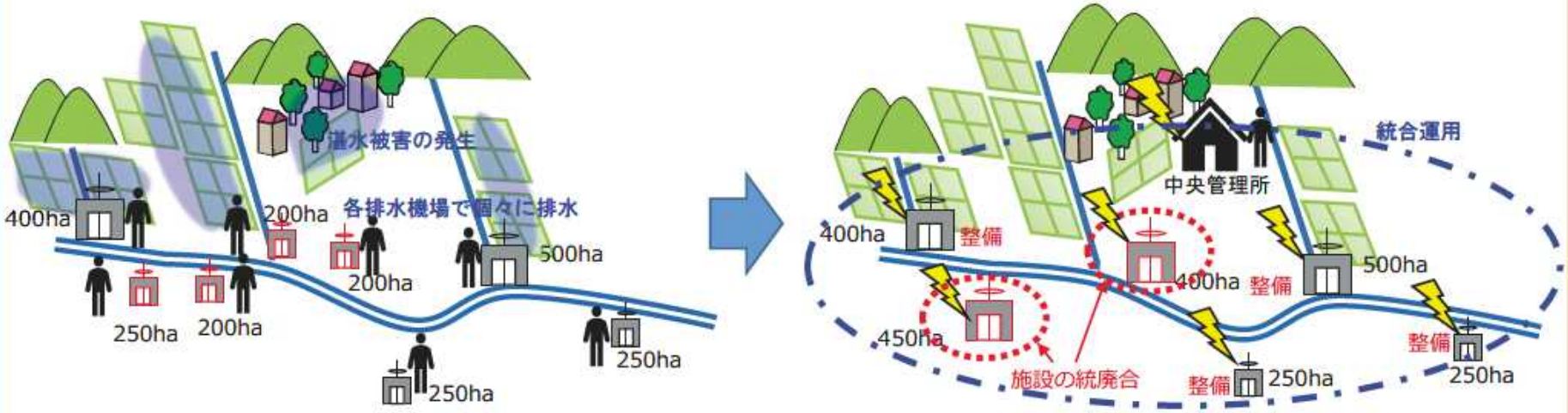

実施要件

以下の要件に該当する場合、豪雨災害対策型の末端支配面積要件を300haから100haに緩和

（1）　受益地域における排水対策に係る取組が流域治水対策に位置付けられていること又は位置付けられる見込みであること

（2）　排水施設の効率的な統合運用が図られること

（3）　当該施設をそれぞれ単独で整備及び管理する場合に比して、整備及び管理に要する費用が低減すること

事業実施主体

国

農政の動向

新たな資本主義の下での農林水産政策の新たな展開 —令和4年9月9日(金) 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第1回)—

- 岸田政権においては、**新しい資本主義の下**、**①スマート農林水産業等による成長産業化**、**②農林水産物・食品の輸出促進**、**③農林水産業のグリーン化**を推進
- さらに、ロシアのウクライナ侵略等による食料安全保障上のリスクの高まりを受け、**④食料安全保障を柱に加え、農林水産政策の四本柱**として展開
  - ➢ これらの施策を推進するため、**全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法**について、今日的な課題に対応する必要があるため、**制定後約20年間で初めて、総合的な検証**を行い、**見直しに向けた検討を開始**

農林水産業を取り巻く情勢の変化

○ 生産者の減少・高齢化等

直近25年間で、農業従事者数はほぼ半減し高齢化や農地面積の減少も進行。

	基幹的農業従事者数		平均年齢	農地面積
		60代以下		
1995年	256万人	205万人 (80%)	59.6歳	504万ha
2022年	**123万人** ※1	53万人 ※1 (43%)	**67.9歳** ※2	**435万ha** ※2

※1 2022年2月1日時点
※2 2021年の数値
出典：農林水産省「農林業センサス」、「令和3年農業構造動態調査」、「令和4年農業構造動態調査（R4 2月1日現在）」、「令和3年耕地及び作付面積統計」

○ 国内市場の縮小

	2015年		2030年
国内食品支出総額（総世帯・生鮮食品）	100	▲15%	85
飲食料の海外マーケット規模（主要国）	100	+53%	153

出典： 国内食品支出総額について、2015年は家計調査、全国消費実態調査等により計算した実績値で、2030年は農林水産省による推計、飲食料のマーケット規模は、ATカーニー社の推計を基に農林水産省で作成。いずれも2015年を100とする指数

○ 地球環境等への配慮のルール化

EU

「Farm to Fork戦略」(2020,5)※
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

※ 欧州の持続可能な食料システムへの包括的なアプローチを示した戦略。

○ 国際的な需要の増加による生産資材等の長期的な価格上昇、調達の不安定化

出典：農林水産省「農業物価統計」 いずれも1995年を100とした場合の数値。

食料安定供給上のリスクの顕在化

農林水産政策の展開方向

スマート農林水産業等による成長産業化

スマート技術等の活用による**労働力不足の解消**や**生産性の向上**等を通じ、**生産基盤を維持・強化**

農林水産物・食品の輸出促進

農林水産・食品産業の**1割を海外仕向けに転換**し、**生産基盤を維持・強化**

農林水産業のグリーン化

環境負荷の少ない調達、生産、加工・流通、消費の実現による**持続可能な食料システムの確立**

食料安全保障の強化

輸入生産資材・輸入作物への依存度を低くする産業へ転換し、**食料の安定供給体制を確立**

更なる対策

今後の検討課題
～食料安定供給の基盤強化に向けて～

① スマート技術等の活用による担い手の育成
- スマート機械の導入等に伴う**多額の投資に備えた法人資本の充実**
- 労働力不足が深刻化する中で**アウトソーシングの受け手の育成**
- スマート農林水産業の実装に向けた**サポート体制の強化**

② 輸出促進
- 海外の規制・ニーズに対応した**輸出産地の形成**
- 現地における**輸出事業者等へのきめ細やかなサポート**
- 日本のブランド力を守るための**品種等の知財の保護**

③ 農林水産業のグリーン化
- **下水汚泥・堆肥**等の未利用資源の**利用拡大**
- **食品産業**等の環境負荷低減に資する**取組への後押し**
- 消費者の選択を容易にする「**取組の見える化**」

④ 食料安全保障の強化
- 小麦・大豆・飼料作物について、**輸入依存からの脱却等、生産の構造転換**
- 国産原材料の安定調達のための**食品産業と産地の提携**
- **生産・流通コストを反映した価格形成を促すための枠組み**づくりと平時でも食品へのアクセスが困難な**社会的弱者への対応**

全ての農政の根幹である食料・農業・農村基本法について**世界的な食料情勢**や、**気候変動**、**海外の食市場の拡大**等の**今日的な課題に対応**していく必要があるため、**制定後約20年間で初めて、総合的な検証**を行い、**見直しに向けた検討を開始**

来年以降の農林水産政策4本柱の更なる展開 ―令和4年12月27日(火) 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部(第3回)―

○ **食料の安定供給の基盤強化**に向けて**継続的**に対策を講ずるため、**食料安全保障強化政策大綱**を策定。
○ **緊急パッケージ**を踏まえた**食料安全保障の取組を中心に大綱**に位置付けつつ、**スマート、輸出、グリーン化**も対策を取りまとめ。
○ 現在進められている**食料・農業・農村基本法の検証・見直し**の結果を踏まえ、**大綱に基づく施策の見直し**を行う。

農林水産政策４本柱の更なる展開

食料安全保障の強化

● **新たに食料安全保障強化政策大綱を定め、食料安全保障の強化に向けた取組の推進**

目標
輸入生産資材・輸入作物への依存度を低くする産業へ転換し、**食料の安定供給体制を確立**

・ 政策大綱では、令和４年度第２次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、**食料安全保障の強化のための重点対策**を位置付け、**継続的に実施**。
➢ **肥料**の国産化・安定供給（2030年までに**堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増**、肥料の使用量（リンベース）に占める**国内資源の利用割合を40%へ**）
➢ **飼料作物**の国産化推進（2030年までに**飼料作物の生産面積を32%増**）
➢ **水田を畑地化**し、**小麦・大豆等の本作化**の促進（2030年までに**生産面積を小麦９%、大豆16%、米粉用米188%増**）
➢ **食品ロス削減及びフードバンク支援**（2030年度までに、2000年度比、**事業系食品ロス半減**） 等

スマート農林水産業等による成長産業化

● **新たに策定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の下で、スマート農林水産業実装の加速化**

目標
スマート技術等の活用による**労働力不足の解消**や**生産性の向上**等を通じ、**生産基盤を維持・強化**

・ スマート農機のシェアリング等を行う**農業支援サービス**について、現在、希望する担い手の６割が利用できているところ、**2025年までに8割以上への提供を目指す。**
・ **スマート技術を積極的に取り入れる産地に対し「スマートサポートチーム」による実地指導を11地区**で開始し、今後**全国展開**を図る。
・ **林業・水産業分野**においても、来年度から**「デジタル戦略拠点」の創出**に取り組む。特に水産について、ICTを活用した大規模養殖や給餌効率化など、**水産業のスマート化を推進**し、**2025年までにブリ3倍、マダイ4倍の輸出額拡大**を目指す。

農林水産物・食品の輸出促進

● **改訂「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の下で、円安を活かした輸出額２兆円目標の前倒し達成に向けた取組の加速化**

目標
農林水産・食品産業の**１割を海外仕向けに転換**し、**生産基盤を維持・強化**

・ 2022年の農林水産物・食品の輸出額は、**昨年より１か月早いペースで１兆円を突破**。2025年の輸出額２兆円目標の前倒しを目指しつつ、2030年の５兆円目標を達成するため、**輸出拡大実行戦略を改訂**し、**取組を加速化**する。
・ 改正輸出促進法に基づき認定された**農林水産物・食品輸出促進団体**（本年12月までに15品目７団体を認定）を中核として、**品目ごとの売り込みを強化**する。
・ **海外への品種流出の防止を強化**するため、海外で育成者権者に代わって品種登録し、ライセンスする**育成者権管理機関の取組に着手し、早期の法人設立を目指す。**

農林水産業のグリーン化

● **新たに策定されたみどりの食料システム法の基本方針の下で、環境負荷低減の取組の推進（みどりの食料システム戦略の実現）**

目標
環境負荷の少ない調達、生産、加工・流通、消費の実現による**持続可能な食料システムの確立**

・ 2030年までに**堆肥・下水汚泥資源の使用量倍増**に向けて、今後**下水汚泥資源等の肥料施設整備**や関係者間の連携、下水汚泥資源を利用した**肥料の新たな規格の創設**、**堆肥の広域流通**等を促進。
・ **みどりの食料システム法**に基づき、９月に国の基本方針を策定。これに即し、10月に滋賀県で**全国初の基本計画を作成。2023年３月までに全都道府県で作成し、全国展開を加速化。**
・ **55の市町村**が地域ぐるみで有機農業を行う**「オーガニックビレッジ」**の取組を開始。**2030年までに200市町村**を目指す。また、温室効果ガス**削減率の等級表示（見える化）を実証し、実装につなげる。**
・ **住宅用建材の国産への転換**や**非住宅・中高層建築物等における木材利用**等を推進し、2030年までに**国産材の供給量２割増**を目指す。

食料・農業・農村基本法について、本年９月、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会を設置。国民的なコンセンサスが得られるよう、**国民各界各層から御意見を幅広く伺いつつ、令和５年度中の改正案の国会提出も視野に、検証・検討を加速化。**

農政の動向

農林水産政策4本柱の主な施策 ―令和4年12月27日（火） 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（第3回）―

○ 新しい資本主義の下、食料安全保障の強化、スマート農林水産業等による成長産業化、農林水産物・食品の輸出促進、農林水産業のグリーン化を推進するため、以下の予算を活用し、対策を推進。

Ⅰ.食料安全保障の強化

（1） 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現
- 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大、堆肥等の広域流通、肥料原料の備蓄等により、肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施
- 耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料（魚粉）の国産化の推進
- 園芸から酪農畜産、林業、水産業まで、幅広く省エネ技術の導入加速化
- 水田を畑地化し、麦・大豆等の本作化の促進
- 輸入小麦に代わって、国内生産が可能な米粉の生産・利用の拡大支援
- 食品事業者における国産切替えなどの原材料の調達安定化の推進　等

（2） 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和
- 肥料、配合飼料、燃料の高騰へ対応
- 国民理解醸成に向け情報発信
- 食品ロス削減・フードバンクへの支援　等

令和５年度予算概算決定額：283億円
令和４年度第２次補正予算　（１）1,642億円、（２）1,127億円
国土交通省：30億円、内閣府：20億円

ラップサイレージ

畑作の団地化

農林漁業体験機会の提供

畑作物の本作化

青刈りとうもろこし

地域における共食の場の提供

地域食文化の継承

Ⅱ.スマート農林水産業等による成長産業化

- 環境負荷や資材の低減効果が期待できる先進的なスマート農業技術の開発・実証・産地支援
- 農林水産・食品分野におけるスタートアップ創出の強化
- 地域全体で林業・水産業の生産・流通等のデジタル化を推進する戦略拠点の構築
- 林業機械の自動化・遠隔操作化、森林資源情報のデジタル化
- 産地市場・漁協からの水揚げデータの効率的な収集体制の強化や情報伝達の電子化　等

令和５年度予算概算決定額：43億円
令和４年度第２次補正予算：66億円

ドローン防除等の作業受託

営農管理システム

自動で丸太情報を取得するIoTハーベスタ

ブイデータの共通化

Ⅲ.農林水産物・食品の輸出促進

- 海外需要開拓、輸出支援プラットフォームによる支援体制強化、品目団体の取組強化
- GFPを通じた産地育成・供給体制強化
- HACCP施設の整備
- 地域の加工食品の輸出促進
- 育成者権管理機関等の取組支援等を通じた知的財産の管理・保護　等

令和５年度予算概算決定額：109億円
令和４年度第２次補正予算：426億円

輸出支援プラットフォームの立ち上げ状況

海外バイヤーとの商談

厳密な温度管理に対応する急速冷凍庫等の導入

Ⅳ.農林水産業のグリーン化

- 堆肥・下水汚泥資源等の国内資源の活用による化学肥料の低減
- 化学農薬・化学肥料の使用量低減と高い生産性を両立する新品種・技術の開発
- 有機農産物の生産・需要拡大などグリーンな栽培体系への転換
- 堆肥の高品質化・広域流通の促進
- 環境保全型農業直接支払交付金による幅広い取組の推進
- 環境負荷低減の見える化などを通じた関係者の行動変容の促進、国民の理解醸成
- カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長の実現
- CO2排出量削減に対応しつつ、高性能漁船の導入や養殖生産の技術開発・調査を支援　等

令和５年度予算概算決定額：121億円
令和４年度第２次補正予算：269億円
国土交通省：30億円

家畜ふん堆肥

下水汚泥

ペレット堆肥

化学肥料との混合肥料

従来品種

エリートツリー

ブリ人工種苗

食料安全保障強化政策大綱（令和4年12月27日策定）のポイント

○ 本政策大綱では、令和４年度第２次補正予算で措置された食料安全保障構造転換対策を中心に、**食料安全保障の強化のための重点対策**を位置付け、**継続的に実施**。

○ 令和５年度中の改正案の国会提出も視野に入れた**食料・農業・農村基本法の見直しの検討結果を踏まえ、本政策大綱も必要に応じて施策の見直し。KPI**（成果目標）についても**随時改善**。

Ⅰ 食料安全保障強化のための重点対策

1 食料安全保障の強化に向けた構造転換の実現

（１）食料生産に不可欠な肥料、飼料等を、国内資源の活用等へ大きく転換

- 堆肥・下水汚泥資源の肥料利用拡大、堆肥等の広域流通、肥料原料の備蓄等により、**肥料の国産化や安定供給を確保するための対策の実施**
- 耕畜連携による**国産飼料の供給・利用拡大、養殖飼料（魚粉）の国産化の推進**
- 園芸から酪農畜産、林業、水産業まで、幅広く**省エネ技術の導入加速化**　等

（２）安定的な輸入と適切な備蓄と組み合わせながら、過度な海外依存からの脱却

- **水田を畑地化**し、**麦・大豆等の本作化**の促進
- 輸入小麦に代わって、国内生産が可能な**米粉の生産・利用の拡大支援**
- 食品事業者における**国産切替えなどの原材料の調達安定化**の推進　等

2 生産資材等の価格高騰等による影響の緩和

（１）農林水産業の経営への影響の緩和

- 肥料、配合飼料、燃料の高騰へ対応
- 日本政策金融公庫による資金繰り支援　等

（２）適正な価格形成と国民理解の醸成

- 国民理解醸成に向け情報発信
- 食品ロス削減・フードバンクへの支援　等

Ⅱ 新しい資本主義の下で講ずる他の主要施策

1 スマート農林水産業等による成長産業化

- スマート農林水産業の展開と実装に向けたサポート体制の強化　等

2 農林水産物・食品の輸出の促進

- 2025年の輸出額２兆円目標の前倒し達成に向けて、輸出産地の形成、品目団体の認定、輸出支援プラットフォームの設立　等

3 農林水産業のグリーン化

- みどりの食料システム戦略の実現に向けて、堆肥・下水汚泥資源の使用量倍増、堆肥の広域流通、オーガニックビレッジの創出、エリートツリーの活用・国産材の安定供給　等

2　水田活用の直接支払交付金等

令和5年度当初予算

【令和５年度予算概算決定額　305,000（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

＜政策目標＞

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha［令和12年度まで］）
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t［令和12年度まで］）
○ 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2．産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

3．都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4．コメ新市場開拓等促進事業　**11,000百万円**

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。※8

※8　予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

5．畑地化促進助成　**2,215百万円**

水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援します。

＜事業の流れ＞

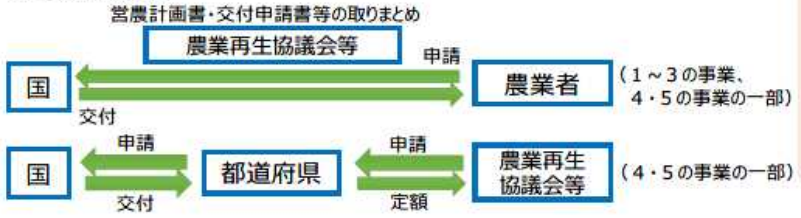

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a※1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a※2

＜交付対象水田＞

・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
・現場の課題を検証しつつ、５年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降は交付対象水田としない

※１：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10a
※２：飼料用米の一般品種について、令和５年度については従来と同様。令和６年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和８年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする。

産地交付金

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	1万円/10a

※３：作付転換の実績や計画等に基づき配分

畑地化促進助成　（令和４年度補正予算と併せて実施）

① **畑地化支援**（高収益作物　：17.5万円/10a※4
畑作物（高収益作物以外）※5　：14.0万円/10a※6）
② **定着促進支援**
ア **高収益作物**（２万円（３万円※7）/10a×５年間）（①とセット）
イ **畑作物（高収益作物以外）**※5（２万円/10a※6 ×５年間）（①とセット）
③ **産地づくり体制構築等支援**
④ **子実用とうもろこし支援**（１万円/10a）

※４：令和５年度までの時限単価
※５：対象作物は、麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等
※６：令和４年度補正予算における単価
※７：加工・業務用野菜等の場合

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-019

水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し

令和4年度補正予算

11－1 畑作物の本作化対策＜一部公共＞のうち
畑地化促進事業

【令和４年度補正予算額　25,000百万円】

＜対策のポイント＞

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援（伴走支援）を行うとともに、畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間での調整や畑地化に伴う費用負担（土地改良区の地区除外決済金等）等に要する経費を支援します。

＜政策目標＞

○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1 畑地化支援

水田を畑地化して、**ア．高収益作物** 及び **イ．畑作物（高収益作物以外）**の本作化に取り組む農業者を支援します。

2 定着促進支援

ア 高収益作物【拡充】

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援します。

イ 畑作物（高収益作物以外）【新規】

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）の定着等に取り組む農業者を５年間、継続的に支援します。

3 産地づくり体制構築等支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

＜事業の流れ＞

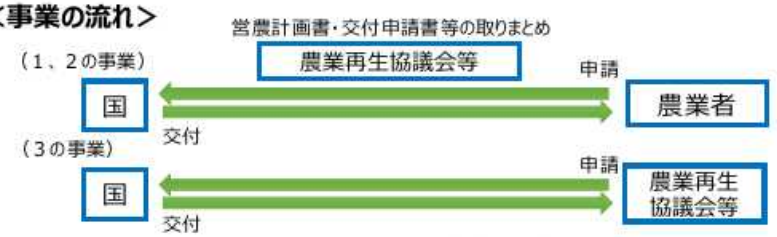

留意事項：農業者単位等で、取組面積等の評価基準（ポイント）に基づき、予算の範囲内で採択。

＜事業イメージ＞

畑地化支援・定着促進支援

対象作物	1 畑地化支援（※1，2）	2 定着促進支援（※3）
ア．高収益作物（野菜、果樹、花き等）	17.5万円/10a	・2.0(3.0※4)万円/10a×５年間 または ・10.0(15.0※4)万円/10a（一括）
イ．畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）	14.0万円/10a	・2.0万円/10a×５年間 または ・10.0万円/10a（一括）

※１ 畑地化の取組は、**交付対象水田から除外する取組**を指す（**地目の変更を求めるものではない**）
※２ 令和５年度における取組が対象
※３ 令和４年度または５年度において、**畑地化した面積全体が対象**
※４ 加工・業務用野菜等の場合

産地づくり体制構築等支援

① 産地づくりに向けた体制構築支援【新規】

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整（現地確認や打合せなど※５）に要する経費を支援
（定額（１協議会当たり上限300万円））

※５ 畑地化（交付対象水田からの除外）に際しては、**借地の場合には、貸借人（耕作者）が土地所有者の理解を得ることが必要。**
地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

② 土地改良区決済金等支援【新規】

令和５年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援（定額（ただし上限25万円/10a））

［お問い合わせ先］ 農産局企画課（03-3597-0

2　水田活用の直接支払交付金

参考　令和4年度当初予算

【令和４年度予算概算決定額　305,000（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞
米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着**等を支援します。

＜政策目標＞
○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）　○ 実需者との結びつきのもとで、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン［令和12年度まで］）　○ 飼料自給率の向上（34%［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成
水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、ＷＣＳ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2．産地交付金
「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な**産地づくりに向けた取組を支援**します。

3．水田農業高収益化推進助成
都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援**します。

4．都道府県連携型助成
都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

5．水田リノベーション助成
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。**※7・8
※7　予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定
※8　令和３年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

＜事業の流れ＞営農計画書・交付申請書等の取りまとめ

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-3597-0191）

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※1	3.5万円/10a※2
ＷＣＳ用稲	８万円/10a
加工用米	２万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※3

＜交付対象水田＞
・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
・現場の課題を検証しつつ、今後５年間（令和４～８年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和９年度以降交付対象としない

※１：飼料用とうもろこしを含む
※２：多年生牧草について、収穫のみを行う年は１万円/10aで支援
※３：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（８万円/10a）で支援

産地交付金

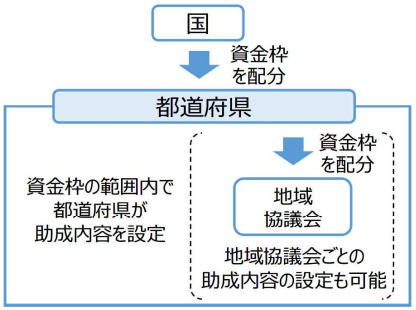

○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物※4の作付け（基幹作のみ）	２万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（３年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	１万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和２年・３年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

※４：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

水田農業高収益化推進助成

① **高収益作物定着促進支援**（２万円（３万円※5）/10a×５年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
② **高収益作物畑地化支援**（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援※6。
③ **子実用とうもろこし支援**（１万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※５：加工・業務用野菜等の場合
※６：令和５年度までの時限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

14 水田活用の直接支払交付金

参考　令和3年度当初予算

【令和３年度予算概算決定額　305,000（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援**します。また、**都道府県が転換拡大を独自に支援**する場合に、**国が追加的に支援**します。

＜政策目標＞

○ 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン［令和12年度まで］）　○ 飼料自給率の向上（34%［令和12年度まで］）
○ 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で５割程度削減［令和７年度まで］　○ 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha［令和12年度まで］）

＜事業の内容＞

1．戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、ＷＣＳ用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2．産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、**地域の裁量で産地づくりに向けた取組を支援**します。

3．水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、**高収益作物の導入・定着等を図る取組を支援**※します。

※国のみならず地方公共団体等の関係部局が連携し、基盤整備、栽培技術や機械・施設の導入、販路確保等の取組と併せて、水田での高収益作物への転換等を計画的かつ一体的に推進。

4．都道府県連携型助成

都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、**国が追加的に支援**します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

＜事業の流れ＞

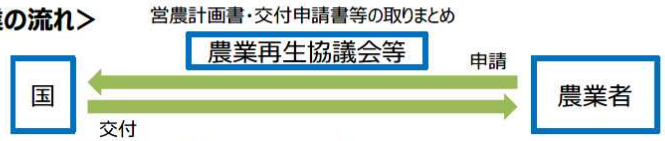

［お問い合わせ先］政策統括官付穀物課（03-3597-0191）

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※１	3.5万円/10a
ＷＣＳ用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※２

※１：飼料用とうもろこしを含む
※２：標準単収以上の収量が確実だった者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（８万円/10a）で支援

<飼料用米・米粉用米の収量と交付単価の関係>

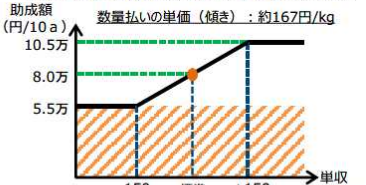

※３：地域ごとに設定

産地交付金

○ 国から配分する資金枠の範囲内で、都道府県や地域農業再生協議会毎に「水田収益力強化ビジョン」において支援内容（対象作物や単価等）を設定（一定割合以上は都道府県段階で支援内容を決定）。
○ また、「転換作物拡大計画」に基づき、地域農業再生協議会毎の拡大面積に応じて以下を年度当初に配分。
① **転換作物拡大加算（1.5万円/10a）**
主食用米が減少し、転換作物の面積が前年度より拡大した場合。
② **高収益作物等拡大加算（3.5万円/10a）**
主食用米が減少し、高収益作物等※４の面積が前年度より拡大した場合。
○ さらに、当年産の以下の取組に応じて追加配分。

※４：高収益作物等；
高収益作物（園芸作物等）、新市場開拓用米、加工用米、飼料用とうもろこし

取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約（３年以上の契約）	1.2万円/10a
そば・なたね、新市場開拓用米の作付け（基幹作のみ）	2.0万円/10a

水田農業高収益化推進助成

○ 「推進計画」に位置付けられた産地における以下の取組を支援。
① **高収益作物定着促進支援（2.0（3.0※５）万円/10a×５年間）**
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
② **高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）**高収益作物による畑地化の取組を支援※６。
③ **子実用とうもろこし支援（1.0万円/10a）**子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※５：加工・業務用野菜等の場合
※６：R5年度までの時限措置とし、その他の転換作物に係る畑地化も同様の単価で支援

都道府県連携型助成

○ 都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、当該支援の対象農業者に対して、前年度からの拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：５千円/10a）で国が追加的に支援

米・水田政策の変遷（米から他作物への転換）

○ 米の過剰生産に対応するため、1971年（昭和46年）から生産調整を本格実施し、水田での麦、大豆等への作付に対して助成を開始。
○ 以降、水田における主食用米以外への作付支援としては、対象品目の追加や、地域裁量性の高い仕組みの導入等の所要の制度変更を経て、2014年（平成26年）以降、水田活用の直接支払交付金を措置。2018年からは行政による生産数量目標の配分を廃止。

<table>
<tr><th colspan="2"></th><th>1995～2003年
(H7～H15)</th><th>2004～2006年
(H16～H18)</th><th>2007～2009年
(H19～H21)</th><th>2010～2013年
(H22～H25)</th><th>2014～2017年
(H26～H29)</th><th>2018年～
(H30～)</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本的な方針等</td><td>食糧法
食糧法（H7）に基づく自主流通米を主体とした流通への転換 等

（H12～）
基本法を踏まえ、水田での麦、大豆、飼料作物等の本作化の推進</td><td>米政策改革
農業者・農業者団体が主体となる需給調整への転換

（H16 食糧法改正）
生産調整面積（ネガ）から生産数量目標（ポジ）の配分へ</td><td>品目横断
主食用米以外の米による作付転換の推進（H20～新規需要米への助成の本格実施）

（H19～）
品目横断経営安定対策の導入</td><td>戸別所得補償制度（H25～経営所得安定対策）
生産数量目標の達成に関わらず、自給率向上のため、主食用米以外の作物に助成

主食用米へのメリット措置による生産調整への参加誘導</td><td colspan="2">農政改革（新たな経営所得安定対策等）の実施・定着
生産者が自らの経営判断、販売戦略により行う需要に応じた生産・販売を推進
地域の創意工夫を生かした産地づくりを促進
（産地交付金を充実させ、地域の水田フル活用ビジョンに基づく各種取組を支援）

（H26～）飼料用米等への数量払い（単収に応じた支援単価）を導入
（H27～）ゲタ・ナラシの規模要件を廃止
（H30～）行政による生産数量目標の配分を廃止</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標配分</td><td>生産調整面積を配分</td><td colspan="4">生産数量目標を配分　（H22～　生産数量目標未達成に伴う各種ペナルティ措置を全て廃止）</td><td>目標の配分なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">生産調整実施者への支援</td><td>主食用米作付助成</td><td colspan="3">なし
（※H20補正予算にて生産数量目標換算面積あたり3,000円/10a）</td><td>米の所得補償交付金
（15,000円/10a）</td><td>米の直接支払交付金
（7,500円/10a）</td><td>なし</td></tr>
<tr><td>米価下落対策</td><td>稲作経営安定対策</td><td>担い手経営安定対策　等</td><td>収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ）等</td><td>収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ）等
米価変動補填交付金</td><td>収入減少影響緩和対策交付金</td><td>収入減少影響緩和対策交付金又は収入保険（選択制）（注）</td></tr>
<tr><td colspan="2">経営安定対策</td><td colspan="2">品目ごとの所得安定対策を実施</td><td colspan="4">【生産条件不利補正】 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）
【影響緩和（セーフティネット）】米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ）
ゲタ対象者　：4ha以上の認定農業者（都府県）等が対象　→（H23～H26 全ての販売農家が対象）　→ H27～規模要件を廃止
ナラシ対象者　：　〃　→（H22～H25 主に米価変動補填交付金で対応）　→　〃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主食用米以外への作付支援</td><td>配分の達成要件</td><td colspan="3">あり</td><td colspan="2">なし</td><td></td></tr>
<tr><td>全国一律の交付金</td><td>水田農業経営確立対策　等</td><td colspan="2">なし
H20～
水田等有効活用促進対策事業</td><td>水田活用の所得補償交付金</td><td colspan="2">水田活用の直接支払交付金</td></tr>
<tr><td>地域裁量性のある交付金</td><td>限定的</td><td>産地づくり交付金</td><td>産地確立交付金</td><td>産地資金
（水田活用の所得補償交付金の内数）</td><td colspan="2">産地交付金（水田活用の直接支払交付金）</td></tr>
</table>

注１：表はこれまでの米・水田政策の変遷の概要を整理したものであり、簡略的な表記とするため、年度による施策の名称の変更が正確に反映されていない場合などがあることに留意が必要。
注２：2018年からは生産数量目標の配分が廃止されたため、生産調整実施者への支援ではない。

令和４年度における水田活用の直接支払交付金の拡充・見直し全体像

【 令和３年度 】	【 令和４年度 】
①飼料用米等の複数年契約加算、拡大加算 ・飼料用米・米粉用米の複数年契約加算：1.2万円/10a ・転換作物拡大加算　　：1.5万円/10a ・高収益作物等拡大加算：3.5万円/10a	・取組率が約９割に達し、複数年契約推進の効果が薄れてきているため、経過措置として、**継続分（R2～、R3～）**を対象に**0.6万円/10aを支援** ・**新市場開拓用米の複数年契約加算（1.0万円/10a）を創設** ・拡大加算は、転換拡大を支援する水田リノベーション事業と趣旨が重複するため廃止
②地力増進作物への支援	・計画的な**地力増進作物による土づくり**の取組に対する**支援（2.0万円/10a）を創設**
③交付対象水田 ・水張りができない農地（畦畔や用水路がない農地等）は交付対象水田から除外	・現行ルールを**再徹底** ・**現場の課題を検証しつつ、今後５年間（R4～R8）に一度も水張りが行われない農地は交付対象水田としない方針**
④多年生作物（牧草）に対する支援 ・当年産において播種を行わず収穫のみを行うものも含め、すべての飼料作物を3.5万円/10aで支援	・生産コストを踏まえ、**当年産において播種を行わず収穫のみ**を行う多年生牧草に対する戦略作物助成の**単価を見直し** 当年産において**播種から収穫まで**を行うもの ： **3.5万円/10a** 当年産において**播種を行わず収穫**を行うもの ： **1.0万円/10a**
⑤高収益作物畑地化支援 ・品目を問わず17.5万円/10aで支援	・**高収益作物による畑地化を加速**させるため、**単価を見直し** 高収益作物　**17.5万円/10a** その他作物　**10.5万円/10a**
⑥産地交付金の運用ルール ・取組の定着度に応じた単価や支援年限の設定	・現行ルールを**再徹底** ・使途設定の**透明性を向上**（助成内容の公表）

北海道総合開発計画について

○ 我が国は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、国全体の安定と発展に寄与することを目的として、明治2年の開拓使設置以降、特別な開発政策の下、計画的に北海道開発を進めてきた。

○ 特に北海道開発法（昭和25年法律第126号）の制定後は、同法に基づきこれまで8期にわたり北海道総合開発計画を策定し、我が国経済の復興や食料の増産、人口や産業の適正配置など、その時々の国の課題の解決に寄与することを目的に、積極的な開発を行ってきた。（昭和27年度以降を計画期間とする第1次計画以降、切れ目なく策定）

法的根拠

- 国は、国民経済の復興及び人口問題の解決に寄与するため、北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を…（中略）…当該事業に関する法律の規定に従い、実施するものとする。　（北海道開発法第2条第1項）

策定手続

- 国土交通省が立案し、国土審議会（北海道開発分科会）の審議を経て、閣議決定。
- 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることが可能。

計画の推進のための措置

- 国土交通省は開発計画に基づく公共事業に関する経費の一括計上を実施。［農水省、厚労省、環境省所管事業を含む］
- 国土交通省は開発計画に基づく事業の経費の見積り方針の調整を実施。
- 北海道局・北海道開発局という推進体制の下、効果的に事業を実施。

《参考　国土形成計画との関係等》

- 国土形成計画（全国計画）と開発計画とは相互の上下関係はなく、両者とも国土交通省が立案する国土に関わる計画として相互に調整されるもの。
- 北海道については、地理的な条件や、開発計画が別途策定されていることから、国土形成計画（広域地方計画）を定める区域に含まれていない。

北海道総合開発計画の経緯

第1次5か年計画

昭和26年10月策定
計画期間　昭和27～31年度

【背景と概要】
・過酷な状況から出発した戦後復興において、我が国の自立経済の確立が喫緊の課題であり、北海道に賦存する豊富な未開発資源の開発が重要とされた。

【計画の推進状況】
・緊急施策として、火力・水力等の電源開発、道路・港湾・鉄道・河川の基盤整備、開拓・土地改良・漁港整備による食糧増産等が掲げられ、石狩川水系の泥炭地開発、石炭の積み出しのための苫小牧での掘込港湾造成への着手等が行われた。

桂沢ダム完成（S32）

第2次5か年計画

昭和32年12月閣議決定
計画期間　昭和33～37年度

【背景と概要】
・高度成長期の始動を迎え、国の経済の安定的発展に大きく寄与する資源の開発、特に石炭や農畜産物等の生産を増強するとともに、産業を振興し労働人口の吸収と道民所得の増大が図られた。

【計画の推進状況】
・計画期間中の我が国の経済が好調であったことから順調に推移し、目標にほぼ近い成果を上げ、第1次で着手した篠津、根釧の農業開発事業が完成したほか、道路、空港等交通輸送施設の整備が進展。

国営開墾建設事業「美唄地区」
索道による客土（S30年代）

第2期計画

昭和37年7月閣議決定
計画期間　昭和38～45年度

【背景と概要】
・高度成長下で生じた地域格差等の解決に貢献すべく、産業の高度化・適正配置に向けた重化学工業化と交通基盤等の整備、農業の近代化、拠点都市の整備等が重点的に進められた。

【計画の推進状況】
・おおむね日本経済の好不況の波に即し発展したものの、炭坑の相次ぐ閉山や冷害、工業構造の転換の遅れ等の問題も発生。一方で多目的ダム等による水資源開発、大規模な草地開発による酪農畜産の進展等発展基盤の形成が進む。

定山渓～中山峠間（国道230号）開通
（S44）

第3期計画

昭和45年7月閣議決定
計画期間　昭和46～55年度

【背景と概要】
・公害の社会問題化や過密・過疎等の課題に対応し、我が国が長期的発展を続けるために、生産と生活が調和する革新的な大規模工業基地や高度な食料生産基地等の建設を目指す。

【計画の推進状況】
・重要な先導的開発事業とされた根室新酪農村、苫小牧東部工業基地等は構想の具体化が図られ一部事業に着手。しかし、昭和46年ニクソン・ショックに始まる経済の激動期に遭遇し、計画期間のうち3年を残して新計画に移行。

苫小牧東港建設工事着工（S51）

北海道総合開発計画の経緯

第４期計画

昭和53年２月閣議決定
計画期間　昭和53～62年度

【背景と概要】
・環境問題の深刻化や経済の長期低迷等を踏まえ、安定的で均衡のとれた国土利用・人口配置に積極的に資することとし、地域総合環境圏の展開、北方的社会文化環境の形成等を基本方針とした。

【計画の推進状況】
・19圏域の展開構想を反映させた開発施策を推進。しかし石炭産業、農林水産業の構造調整問題や製造業の不況等により、北海道の経済成長率は全国より低いレベルで推移。昭和60年以降は観光・情報処理産業等新たな産業の興隆により経済が回復基調に乗り始める。

石狩放水路完成（S57）

第５期計画

昭和63年６月閣議決定
計画期間　昭和63～平成９年度

【背景と概要】
・東京への一極集中を是正し地方の活性化を図る産業構造の調整、多極分散型国土の形成が主要課題とされ、重層ネットワークの形成と都市田園コミュニティの展開を通じた国内外の競争に耐え得る力強い北海道の形成を目標とした。

【計画の推進状況】
・高規格道路や新千歳空港等の高速交通ネットワークの整備が進み、北海道の資源・特性を活かしたニューカントリー事業、ふゆトピア事業を展開。一方、構造調整の影響等から基幹産業は低迷し全国との格差は拡大。

新千歳空港開港（S63）

第６期計画

平成10年４月閣議決定
計画期間　平成10～19年度

【背景と概要】
・景気後退局面に入り持続的発展可能社会への移行等の国の課題を背景として、北海道の経済的自立を図り、恵まれた環境・資源の継承、多様な自己実現や交流・生活の場を内外の人々に提供することを目標とした。

【計画の推進状況】
・地域との連携による総合的な施策を推進。計画期間中に農水産物輸出額や国際コンテナ貨物が共に約3倍に増加するなど、海外を含めた多様な需要への対応が進捗。IT、バイオ等新たな成長期待産業の萌芽が見られた。

国営農地再編整備事業「上士別地区」調査開始（H18）

第７期計画

平成20年７月閣議決定
計画期間　平成20～29年度

【背景と概要】
・地球環境問題の深刻化、本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来等、大転換期の持続可能な経済社会づくりを先導するため、アジアに輝く北の拠点、森と水の豊かな北の大地、地域力ある北の広域分散型社会を目指す。

【計画の推進状況】
・我が国の食料供給に対する貢献の維持や内外の交流を支えるネットワーク・都市機能の向上のための基盤整備は一定の進捗が図られている。インバウンド観光振興等の主要施策の更なる推進や東日本大震災を踏まえた対応等を実施。

道東自動車道（夕張IC～占冠IC）供用（H23）

北海道総合開発計画の推進

《計画期間》 2016(平成28)～2025(令和7)年度の10年間

北海道の開発は、北海道の豊富な資源や広大な国土を利用し、我が国全体の安定と発展に寄与することを目的として行われています。
８期目となる北海道総合開発計画（平成28年3月閣議決定）は、「食」や「観光」など北海道の強みを活かし、本格的な人口減少時代にあっても人々が豊かな暮らしを送ることのできる地域社会の形成を図るとともに、我が国全体への貢献を目指します。

キャッチフレーズは「世界の北海道」

世界的なブランド力・価値創造力で
世界の人々に評価される、
「世界水準の価値創造空間」
の形成を目指します。

価値創造の例

- 新製品・新産業を生み出し、地域に稼ぎを生み出す
- 社会が直面する課題に対し、新たな解決策を提案・実行する
- 新たなライフスタイルを実践し、人々の生き方・暮らし方を変える

計画の目標とキャッチフレーズ

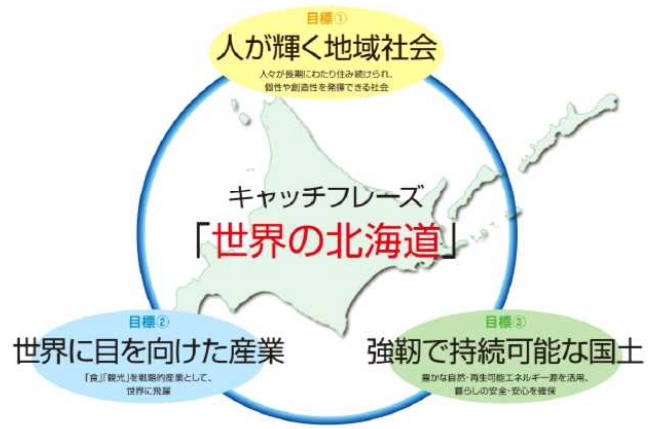

「アイヌ施策の総合的かつ継続的な実施」
2019年4月19日に第198回国会において「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が成立しました。
また、アイヌ文化の復興等を促進するため、北海道白老町に民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）を整備しており、2020年4月24日の一般公開に向け開業準備を推進しています。

ウポポイ
2020.7.12 開
2020.4.24 北海道白老町に誕生

計画のポイント

【北海道の強み】

・北海道は我が国の食料供給基地
・食の輸出、外国人観光客も急増

道産食品輸出額：9年で約3倍に

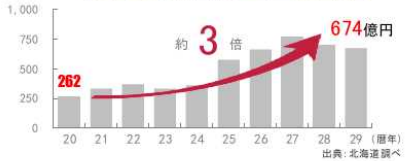

出典：北海道調べ

来道外国人旅行者数：14年で約10倍に

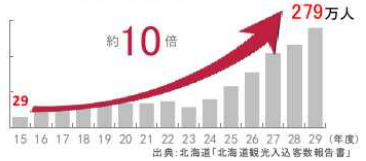

出典：北海道「北海道観光入込客数報告書」

【北海道の課題】

・北海道の人口減少は全国よりも10年先に進展
・地方部では無人化が急速に進行
・本州等とは距離感の異なる広域分散型社会

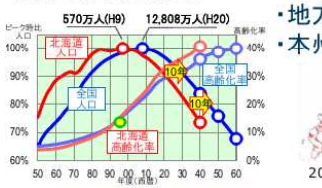

人口及び高齢化率の推移　出典※1

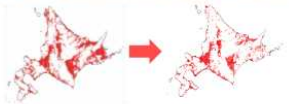

2010年の人口分布　2050年の人口分布

人口分布の推計　出典※2

北海道の広さ

来たるべき10年は、「生産空間のサバイバル」、「地域としての生き残り」を賭けた重要な期間

【これからの北海道の戦略】

「食」「観光」が戦略的産業

～人口減少時代にあっても、
①北海道には世界と競争し得るポテンシャル
②アジアなど世界の市場が拡大傾向

農林水産業、観光等を担う「生産空間」※3を支え「世界の北海道」を目指す

社会や時代の要請を踏まえながら、着実に計画を推進

重点的に取り組む事項

「観光先進国」実現をリードする世界水準の観光地の形成

食料供給基地としての持続的発展

食と観光を担う「生産空間」を支える取組

- 北海道型地域構造の保持・形成
- 地域づくり人材の発掘・育成
- 強靭で持続可能な国土づくり

＊1 出典：総務省「国勢調査」・「人口推計」、国立社会保障人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）・「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」「沖縄県統計年鑑」を基に北海道局作成
＊2 出典：総務省「平成22年度国勢調査」、国土交通省「国土数値情報（土地利用３次メッシュ）第2.3版」・「国土数値情報（将来推計人口メッシュ（国政局推計））」を基に北海道局作成
＊3 生産空間：ここでは、主として農業・漁業に係る生産の場（特に市街地ではない領域）を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

重点的に取り組む事項に係る主な現状と課題

北海道観光の現状と課題

○外国人旅行者の訪問先が道央圏に偏在しており、地方部への誘客が必要

●H29宿泊客延数　日本人：道央圏53.0%、その他圏域47.0%
　　外国人：道央圏73.6%、その他圏域26.4%

○旅行需要の季節変動が大きく、春・秋の需要創出が必要

●日本人客は夏、外国人客は夏と冬に需要のピークがあり、全体では夏と冬に旅行需要が多くなる傾向。
●H29客室稼働率　北海道：　最大月76.1%(8月)、最小月48.2%(4月)　⇒ 最大最小比1.58
　　東京都：　最大月85.4%(4月)、最小月72.3%(1月)　⇒ 最大最小比1.18

○日本人旅行者数は近年伸び悩んでおり、時代に即した需要創出が必要

●「長い」「高い」「道内一括り」のイメージからの脱却。「気軽で何度でも楽しい北海道」へ。

食の現状と課題

○食料供給力の確保・向上のため経営力強化が必要

◆就農者の減少下での生産力の維持向上
●農業就業人口は約20年間で4割減
　(H7：174千人　→　H30：89千人)
●耕地面積は平成2年をピークにほぼ横ばい
　(H2：1,209千ha　→　H30：1,145千ha)

○生産空間維持・発展のため雇用・所得確保が必要

◆「生産拠点」から「食の総合拠点」への移行　等
●食品産業の付加価値率が低い
　北海道27.3%(最下位)

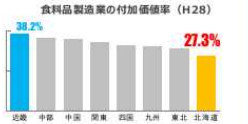

○新たな需要開拓のため輸出促進が必要

◆品目毎の輸出力強化　等
　水産物・水産加工品、ナガイモ、コメ　等

災害対応の現状と課題

○気候変動による災害リスクへの対応や安定的な食糧供給を確保するための農地などの生産空間の保全等が必要

〔H28.8の大雨災害〕
●北海道に4つの台風が上陸・接近
●各地で本州並みの記録的豪雨
　・河川の氾濫、土砂崩落や落橋、農地の被災等、各地で甚大な被害が発生

〔気候変動による災害リスク〕
●北海道地方における気候変動予測（水分野）技術検討委員会（平成30年3月）
　・北海道地方における気候変動の影響を最新の知見に基づき、科学的に予測
　・気候変動の影響によるリスクの変化等を算定し、社会と共有

浸水域の増加、人的リスクの増加、農地被害面積の増加

●気候変動等による水害・土砂災害リスクへの対応

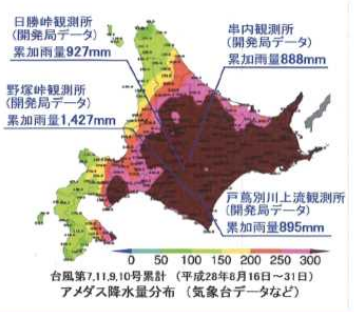

食料供給基地としての持続的発展を目指します

*H26年については、計画策定時の値。

農業産出額　12,000億円（R7年）
イノベーション等により、農業経営体の経営力強化に取り組み、食料供給力の確保・向上を目指します。

食料品製造業出荷額　22,000億円（R7年）
農林水産品の道内での加工促進等により食の付加価値を向上させることで、雇用・所得を創出し、生産空間の維持に取り組みます。

道産食品輸出額　1,500億円（R7年）
世界的なブランド力を活かし、拡大が見込まれる世界市場で新たな需要を開拓し、政府目標（農林水産品等輸出額１兆円）の達成に貢献します。

「観光先進国」実現を北海道がリードします

*H27年については、計画策定時の値。

来道外国人旅行者数　500万人（R2年）
世界的なブランド力を活かして我が国の「観光先進国」実現をリードし、政府目標（訪日外国人旅行者4,000万人）の達成に貢献します。

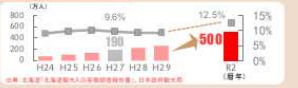

外国人宿泊客延数の地方部割合 *1（地域平準）　36%（R2年）
道央圏に集中する外国人旅行者を全道各地に誘導し、インバウンドによる経済効果の地方部波及に取り組みます。

客室稼働率の季節較差(季節平準) *2　1.4倍（R2年）
北海道の端境期の旅行需要を創出し、１年を通じて旅行者が訪れる状態を目指します。

*1 外国人宿泊客延数を６圏域に分けたときの道央圏を除く５圏域の北海道全体に占める割合（36%は外国人の地方部割合を10年間で日本人並にするための目標値）
*2 月別客室稼働率の最大月／最小月比（1.4倍は季節較差をH27の全国並にするための目標値）

自然災害による被害の最小化を目指します

防災体制を強化し、住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合　※　100%（R2年度）
平成28年大雨災害を踏まえ、被害を最小化するため、ハード対策とともにソフト対策を重点的に実施します。

取組
・タイムライン・ハザードマップ作成の支援や、官民連携によるハード・ソフト対策の推進により、地域の災害対応力を強化。

例 地域の災害対応力の強化

水害タイムラインの作成

避難訓練の実施

例 緊急的・集中的なハード対策

河道掘削の実施
（十勝川水系利別川）

※以下の項目に該当する市町村の割合
1）最大クラスの洪水・内水に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村
2）最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村
3）国管理河川におけるタイムラインを策定し、住民の防災意識向上に繋がる訓練（机上訓練、情報伝達訓練等）を実施した市町村

「世界の北海道」 新たな価値を発掘・創造します

「世界の北海道」選定件数　100件（R7年度）
世界水準の取組やフロンティア精神を発揮した取組等を評価・選定し、世界へ発信することにより、「世界の北海道」に向けた人々の意識醸成を目指します。

取組
・北海道価値創造パートナーシップ活動等を通じて、地域づくりの担い手の支援・協働の拡大・充実を図り、北海道の新たな価値を創造。

世界に認められる北海道・新たな「価値」の例

パウダースノーを求める滑り手の欲求と安全確保を両立させる「ニセコルール」

第8期北海道総合開発計画中間点検

第8期北海道総合開発計画のポイント

〈北海道開発の基本的意義〉 北海道の資源・特性を活かして国の課題解決に貢献
〈第8期北海道総合開発計画のポイント〉

北海道の強みである「食」「観光」が戦略的産業

農林水産業、観光等を担う
「生産空間」※を支え**「世界の北海道」**を目指す

※生産空間：主として農業・漁業に係る生産の場を指す。生産空間は、生産のみならず、観光その他の多面的・公益的機能を提供している。

「生産空間」を支える取組：○北海道型地域構造の保持・形成、○人流・物流ネットワークの整備、○強靱で持続可能な国土の形成

第８期北海道総合開発計画中間点検

※計画策定からおおむね５年後に計画の総合的な点検を実施　→令和２年度に中間点検

第８期計画策定時に我が国が直面していた課題
- 人口減少・少子高齢化
- グローバル化の進展
- 大規模災害等への対応

計画策定以降における北海道（開発）を取り巻く状況の変化
- 2016.8　北海道豪雨災害　＊４つの台風が連続して上陸・接近
- 2018.9　北海道胆振東部地震　＊北海道初の震度７。全道でブラックアウトが発生
- 2020.1～　新型コロナウイルス感染症の拡大

その他、Society5.0の推進、2050年カーボンニュートラル宣言等

第８期北海道総合開発計画
（平成28年３月29日閣議決定／計画期間：2016～おおむね2025年度）

［３つの目標と重点施策］

人が輝く地域社会
- ○北海道型地域構造の保持・形成に向けた定住・交流環境の維持増進
- ○北海道の価値創造力の強化に向けた多様な人材の確保・対流の促進
- ○北方領土隣接地域の安定振興
- ○アイヌ文化の振興等

世界に目を向けた産業
- ［食］農林水産業・食関連産業の振興
- ［観光］世界水準の観光地の形成
- ［産業］地域の強みを活かした産業の育成

強靱で持続可能な国土
- ［環境］恵み豊かな自然と共生する持続可能な地域社会の形成
- ［強靱化］強靱な国土づくりへの貢献と安全・安心な社会基盤の形成

計画推進の基本方針
- 北海道型地域構造の保持・形成
- 北海道の価値創造力の強化

第８期計画中間点検

【目標の達成状況の評価等】
- 重点施策の達成状況
- 数値目標の達成状況

各目標の達成状況を総合的に評価、課題を整理

【今後の第８期計画の推進について】

【基本的な考え方】
- ○ 感染症による経済への被害は甚大。感染拡大防止と社会経済活動両立が必要
- ○ 感染症の影響を受けても、「食」「観光」の強み・魅力は失われない
- ○「新たな日常」を先導する地域を創出

【今後の重要施策の概要】

人が輝く地域社会
- 分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速

世界に目を向けた産業
- ［食］我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速
- ［観光］国内外の新たな観光需要を取り込んだ観光の活性化
- ［産業］ポスト・コロナを見据えた産業立地・振興等の促進

強靱で持続可能な国土
- ［強靱化］激甚化・頻発化する災害等対応/冬期複合災害への備え
- ［環境］環境保全、2050年カーボンニュートラルに向けた取組

計画推進の基本方針
- 北海道型地域構造の保持・形成
- 北海道の価値創造力の強化

○中間点検に係る調査審議

【検討体制】　計画推進部会は2020（令和２）年度内を目処に点検結果を取りまとめの上、北海道開発分科会に報告
【調査審議事項】①第８期計画の施策の点検：施策の進捗状況を把握、目標の達成状況を評価し、課題を明らかにする
②今後の推進方策：近年の社会経済情勢及び①を踏まえ、2021（令和３）年度以降の推進方策を検討する

※数値目標については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を分析した上で、改めて整理

○中間点検スケジュール

令和３年２月４日　計画推進部会（中間点検報告書のとりまとめ）
２月25日　第24回北海道開発分科会（中間点検報告書の報告）
→　最終報告とりまとめ

◆目標の達成状況に係る評価及び課題◆

施策の推進状況及び数値目標を踏まえ、総合的に目標の達成状況を評価し、課題を抽出

目標①　人が輝く地域社会

【北海道型地域構造の形成】

評価　「生産空間」の維持・発展のため、交通ネットワークの整備等や基幹産業の振興が図られており、農業や漁業従事者所得は維持あるいは増加傾向。また、モデル圏域においては、課題解決の取組が開始されている。

課題　地方部に住み続けられるよう、基幹産業の振興、生活の利便性を高め、地域の魅力を向上させることが必要。このため、他地域への波及も見据え、モデル圏域における取組の重点化が必要。

【多様な人材の確保・対流促進】

評価　体験移住等の受入環境整備が進展。活動人口は着実に増加。

課題　地域の活動人口の増加及び地域で活発に取り組む人材の発掘・育成、取組支援等環境づくりの更なる強化が必要。

【北方領土隣接地域】

評価　振興計画に基づく施策の実施により安定した地域社会の形成に寄与。

課題　水産業の低迷等、地域経済は依然として厳しい。

【アイヌ文化の振興等】

評価　アイヌ施策推進法に基づく交付金制度等を通じて、総合的・効果的に推進。ウポポイは、2020年7月に開業。

課題　ウポポイの運営に当たり、感染症の拡大予防策を適切に講じながら、広報活動やコンテンツの充実等の取組を推進することが必要。

目標②　世界に目を向けた産業

【農林水産業・食関連産業】

評価　農地の大区画化等、農林水産業のイノベーションを推進。農業産出額目標は達成し、我が国の食料供給に貢献するも、米・いも類等の生産量は減少。

　サプライチェーンの強化等を推進し、食料品製造業出荷額は目標を上回ったが、付加価値率は依然として低い。

　道産食品輸出は水産物・水産加工品に依存しており、輸出額目標までには開き。

数値目標	基準値	現状値	目標値
農業産出額	11,110億円（2014）	12,593億円（2018）	12,000億円（2025）
食料品製造業出荷額	19,846億円（2014）	22,107億円（2018）	22,000億円（2025）
道産食品輸出額	663億円（2014）	664億円（2019）	1,500億円（2025）

出典：農業産出額は「生産農業所得統計」（農水省）、食料品製造業出荷額、道産食品輸出額は「工業統計調査」（北海道）

課題　顕在化する労働力不足は解消されておらず、経営形態の革新等、農林水産業のイノベーションを加速化し、食料供給力の向上を図ることが必要。また、「食」の高付加価値化と競争力強化を図り、輸出品目の多様化による輸出額の増加に取り組むことが必要。

【観光】

評価　来道外国人旅行者の受入環境整備、ドライブ観光など北海道イニシアティブを発揮した取組を強力に実施した結果、来道外国人旅行者数は2015年から2019年で1.6倍に増加し、訪日外国人旅行者の9.4%（2019年）が北海道を訪問するなど、我が国全体 の外国人旅行者数の増加に貢献。

数値目標	基準値	現状値	目標値
来道外国人旅行者数	190万人（2015）	301万人（2019）	500万人（2020）
外国人宿泊客延数の地方部割合	27.4%（2015）	27.1%（2019）	36%（2020）
客室稼働率の季節較差(季節平準)	1.72倍（2015）	1.42倍（2019）	1.4倍（2020）

出典：来道外国人旅行者数、外国人宿泊客延数の地方部割合は「北海道観光入込客数調査報告書」（北海道）、客室稼働率の季節較差は「宿泊旅行統計調査」（観光庁）

課題　外国人旅行者の地方部への誘客や季節較差の平準化等のため、受入環境の整備や、地方部　（生産空間）の資源・特性を活かした多様な観光メニューの一層の充実を図ることが必要。

【地域の強みを活かした産業】

評価　首都圏等との同時被災リスクの低さ・冷涼な気候といった地理的・気候的な北の優位性の観点から、道外のICT産業の誘致等は着実に増加。苫小牧東部地域でも、新たに食関連産業の創出や再生可能エネルギーの活用等が進展。利便性の高い物流ネットワークの形成により、企業立地・製造品出荷額が増加。

課題　北海道の強みを活かした生産空間の維持・発展を図るための戦略的産業の振興や、産業集積の活用等を通じて地域全体の雇用創出力の強化が必要。

目標③　強靱で持続可能な国土

【強靱化】

評価　「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」等により河川・道路、港湾等の重要インフラの機能を強化。

　住民の防災意識の向上に取り組み、地域の防災力向上の取組が進展。

　社会資本の老朽化対策については、国管理施設等の点検を概ね完了。

数値目標	基準値	現状値	目標値
防災体制を強化し住民の意識向上に取り組んだ市町村の割合	28%（2016年度）	95%（2019年度）	100%（2020年度）

出典：北海道局調べ

課題　気候変動に伴う災害の激甚化、頻発化、切迫する巨大地震・津波への懸念や、積雪寒冷地特有の課題を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための取組を強力に推進することが必要。また、今後も社会資本の老朽化が加速的に進行。

【持続可能な地域社会】

評価　釧路湿原の河道の蛇行復元等による自然再生の取組、家畜排せつ物の有効活用、建設現場のCO_2削減の取組等が進展。北海道の全発電電力量に占める再生可能エネルギー導入率が国の目標（22～24%）を上回っている。

　産学官金連携のプラットフォームにより水素による余剰電力の利用促進等の普及啓発が図られている。

課題　自然環境の更なる保全・多様な機能の活用が必要。2050年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入等の温室効果ガス排出削減対策等に取り組む必要がある。また、北海道胆振東部地震後の全道ブラックアウトを踏まえ、再生可能エネルギーを活用した強靱化の検討が必要。

◆今後の第8期計画の推進について（重要施策の概要）◆

- 感染症による我が国経済への被害は甚大で、極めて厳しい状況。感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることが必要。
- 感染症の影響を受けても、「食」や「観光」の分野の北海道の強み、北海道の魅力が失われたわけではない。
- デジタルトランスフォーメーションの加速への対応等、時期を逸することなく施策を推進し、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの「新たな日常」を先導する地域を創る。

Ⅰ.人が輝く地域社会

（1）分散型の国土づくりを先導していくため、北海道型地域構造の保持・形成に係る取組を加速

①自然環境が有する多様な機能を活用し、**強靱で自律的な生産空間を構築。**移住者や長期滞在者等の受け入れの強化や働く機会・場の創出。
②高規格幹線道路のミッシングリンク解消等や港湾、空港の整備等により、**拠点間の人流・物流の連携を確保。**
③**拠点から住居や生産の場までのアクセスに**新たなモビリティサービスを活用するなど、**スマートシティの構築につながる取組を促進。**
④「道の駅」等の**公的施設を日常生活や地域経営の拠点とする**取組に合わせ、Society5.0の実現に対応した**情報通信基盤を整備**するとともに、災害時にも活用可能なエネルギーシステムを構築し、**暮らしの魅力や働く機会を創出。**
⑤地域の魅力を磨き、活動人口の増加に資する**地域づくり人材の育成・支援を強化。**
⑥活動人口の受入環境整備を促進。
⑦**北方領土隣接地域の安定振興。**
⑧**アイヌ施策の総合的かつ効果的な展開。**

＊上記のほか、第８期計画に掲げる施策を引き続き着実に推進。

2.世界に目を向けた産業

（1）我が国の食料安全保障を支えるイノベーションを加速

①農地の大区画化等の基盤整備と安定的なサプライチェーンの構築等により**北海道農業のポテンシャルを最大限に発揮、食料供給力を強化等農林水産業のイノベーションを加速。**
②**農林水産業のスマート化を加速、**作業の省力化による**労働力不足への対応、生産の最適化等を促進。フードチェーンのデータ連携を新たに促進。**

（2）国内外の新たな観光需要を取り込んだ観光の活性化

①国内外の感染症の状況を見極めつつ、**国内旅行とインバウンドの両輪により、オール北海道で世界水準の観光地を目指す。**
②**７空港一括運営を活かし、関係者が連携した２次・３次交通の強化等**による観光客の地方部への分散・周遊の取組を推進。
③**地域資源を最大限活用した多様な観光メニューのより一層の充実。**

（3）ポスト・コロナを見据えた産業立地・振興等の促進

①道内産業の更なる育成及び地域のポテンシャルを十分に発揮させるために、基盤整備を含めた**物流機能の強化**を推進。
②首都圏において地方移住への関心が高まっているこの機を捉え、**北海道で働くことの魅力や優位性を発信する等、更なる企業立地・振興に向けた取組を促進。**

3.強靱で持続可能な国土

（1）激甚化・頻発化する災害等への対応/冬期複合災害への備え

①**北海道胆振東部地震からの復旧・復興**を推進。
②防災・減災、国土強靱化のための**５カ年加速化対策を、重点的かつ集中的に推進。**
③将来の気候変動の影響を評価し、**治水計画等を気候変動を考慮したものに見直し。**
④河川管理者等の対策に加え、**あらゆる関係者が流域全体で取り組む「流域治水」へ転換。**
⑤**切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波、火山噴火等の大規模自然災害への対策を推進。**
⑥冬期の巨大地震・津波等、**冬期複合災害発生時の被害を最小限に抑える対策を推進。**
⑦**上記を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のハード・ソフト対策を地域と連携して推進。**
⑧**戦略的なインフラ老朽化対策として、予防保全への本格転換、**新技術の活用による**点検の高度化・効率化**等を推進。
⑨**社会資本整備の担い手の確保・育成**を推進。

（2）環境保全、2050年カーボンニュートラルに向けた取組

①**社会資本整備や土地利用においてグリーンインフラの取組**を推進。
②**2050年カーボンニュートラル**、スマートシティの構築を目指し、再生可能エネルギー等の利用促進を図りつつ、**強靱な地域分散型エネルギーシステムの構築**に向けた取組等を総合的に進め、**経済と環境の好循環**と**持続可能な地域社会の構築**を図る。

新たな北海道総合開発計画の策定に向けて

○現在、計画期間をおおむね2025年度までとする第8期北海道総合開発計画（平成28年3月29日閣議決定）を推進中。
○計画策定から5年目となる令和3年2月に中間点検を実施したところであるが、その後の北海道開発を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和3年10月、国土審議会北海道開発分科会の下に計画部会を設置し、新たな計画の策定に向けた検討に着手。
○計画部会については、これまで6回開催。

（第1回：令和4年3月28日、第2回：令和4年5月23日、第3回：令和4年7月11日、第4回：令和4年9月12日、第5回：令和4年11月7日、第6回：令和4年11月15日）

第8期北海道総合開発計画

3つの目標と主要施策

○人が輝く地域社会の形成　　○世界に目を向けた産業の振興
○強靱で持続可能な国土の形成

計画策定以降における状況の変化

2016.8 北海道豪雨災害　　2018.9 北海道胆振東部地震
2020.1 新型コロナウイルス感染症の拡大　　等

中間点検（令和3年2月取りまとめ）

【調査審議事項】
①第8期計画の施策の点検：施策の進捗状況を把握
目標の達成状況を評価、課題を明らかにする
②2021年度以降の計画の推進方策を検討

【今後の計画推進の基本的考え方】
○感染症による経済への被害は甚大。感染拡大防止と社会経済活動の両立が必要。
○感染症の影響を受けても、「食」と「観光」の強みは失われない。
○「新たな日常」を先導する地域を創出する。
※数値目標については感染症の影響を分析した上で改めて整理

中間点検以降の状況の変化

○新型コロナウイルス感染症の更なる感染拡大
経済・社会に対するダメージの深刻化
○2050年カーボンニュートラル等、国の政策の迅速な展開

我が国及び北海道開発をめぐる情勢

【気候変動と自然災害の激甚化・頻発化】
○地球温暖化の進行により、農業・漁業、水資源等に広範な影響
○カーボンニュートラルに向けて世界、日本において取組が加速
○水災害や巨大地震・津波等、自然災害の激甚化・頻発化が懸念

【国際環境の変化と資源に係る需要の見通し】
○世界人口はさらに増加し、アジア主要国の経済成長は続く見込み
○感染症や国際秩序の変動によりグローバル・サプライチェーンに変化
○世界のエネルギー需要、食料需要、水需要はさらに増加の見通し

【人口減少・少子高齢化の加速】
○人口減少が全国に先行し、高齢化は全国を上回るスピードで進展
○感染症により東京一極集中に変化の兆し、札幌一極集中は更に進行

【地域・暮らし等の変化】
○「物の豊かさ」を求める時代から「心の豊かさ」を求める時代へ
○地方への関心の高まり、自由な働き方や暮らし方を求める考え方　等

国の課題解決に貢献する北海道の資源・特性

○2050年カーボンニュートラルに資する豊富な再生可能エネルギー賦存量等
○地球規模の資源需要の増加の中で我が国の食料安全保障を支える食料供給力
○恵み豊かな自然に囲まれて心の豊かさにあふれた開放的な暮らし

中間点検以降の状況変化を踏まえ、2050年の長期を見据えて、新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討に着手

新たな北海道総合開発計画の基本的な考え方

北海道の果たすべき役割

■北海道開発の基本的意義：北海道の資源・特性を活かして、その時々の国の課題の解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図る

我が国及び北海道を取り巻く状況

深刻化する人口減少・少子高齢化、気候変動の影響など、我が国及び北海道を取り巻く状況は急速かつ大きく変化している。

- 深刻化する人口減少・少子高齢化、人口の偏在
- 「豊かさ」をめぐる価値観の変化
- 気候変動と自然災害の激甚化・頻発化
- 国際環境の変化と資源需要の増大
- 社会を変える新技術

北海道のポテンシャル

豊かな資源に恵まれた北海道には、これらの変化に立ち向かい課題を解決するポテンシャルがある。

- 広大な大地
- 食料供給力
- 資源・エネルギー
- 自然環境・文化
- 地理的特性、寒冷地技術

北海道の果たすべき役割

我が国及び北海道を取り巻く状況、北海道が持つポテンシャルを踏まえた、国の課題解決のために果たすべき役割がある。

①分散型国づくりを支える地方創生を先導する
②我が国の食料安定供給を支える
③我が国の脱炭素化を先導する
④北海道の自然環境・文化を受け継ぐ
⑤生産空間を守り安全・安心に住み続けられる強靭な国土づくりを図る
⑥競争力のある産業を育成し日本の経済成長に貢献する

２０５０年における北海道の将来像

北海道の現状と将来の懸念について概観し、国の課題解決のための北海道の役割を踏まえて2050年を見据えた北海道の将来像を描く

- 食、観光、脱炭素等の北海道の強みを活かした産業が国内外に展開し、豊かな北海道が実現することで、国の安全保障に貢献している。
- 人口減少、少子高齢化が進む中で、デジタルの実装により地方部においても定住・交流環境が維持され、快適な生活が実現している。

（将来像を支える根幹的な社会基盤の姿）

- 北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）、高規格道路や港湾・空港施設などの交通ネットワークの整備が進展し、人や物の移動環境の機能強化や効率化が図られている。
- 気候変動（２℃上昇）を前提とした河川整備など流域治水が進展し、強靭化が図られている。
- 大区画化等の農業生産基盤、森林、拠点漁港等の整備が進展し、農林水産業の競争力強化が図られている。

２０５０年の北海道のあるべき姿・進むべき方向性

- 高い食料生産力を有する農水産業・食関連産業を形成
- 脱炭素社会を実現し、再生可能エネルギー基地を形成
- 世界市場を見据えた「食」「観光」「再生可能エネルギー」産業を形成
- 豊かな資源を活かして自立・循環する地域経済を構築
- 豊かな自然と共生する持続可能な社会を創造
- 北海道独自の文化を保全し、受け継いでいく社会を形成
- 北方領土隣接地域等の振興の実現
- 地域で生まれ、育ち、安心して暮らしていくことのできる社会を形成
- 国内外から人を引きつけるライフスタイル等を実現
- 経済・社会を支えるネットワークを確立
- 大規模災害から生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持し、我が国の食やエネルギーの供給等を支える
- 切迫する大規模災害に対応した被災リスクを分散

新たな計画（１０年）の目標

北海道開発の意義、2050年までの進むべき方向性を踏まえて、我が国の豊かな暮らしを支えるために北海道が果たすべき役割を強化するとともに、北海道が我が国に貢献するための土台を固め、北海道の価値を更に高め、今後10年間、スピード感を持って施策を進めるための目標を設定

新たな北海道総合開発計画の策定スケジュール

令和2年度

（3月5日） **第8期北海道総合開発計画中間点検報告書（令和3年2月）** 公表

令和3年度

（11～12月） 新たな北海道総合開発計画の策定に向けて、地方公共団体、経済団体等からの意見聴取を実施

（3月28日） **第1回計画部会** 新たな北海道総合開発計画の策定について調査審議を開始
・我が国及び北海道をとりまく潮流と北海道の役割について 等

令和4年度

（5月23日） **第2回計画部会**
・北海道の現状と将来の懸念について
・2050年における北海道のあるべき姿について

（7月11日） **第3回計画部会**
・新たな北海道総合開発計画の基本的な考え方について
・北海道のあるべき姿に向けた道のりについて（概ね10年の方針） 等

（9月12日） **第4回計画部会**
・新たな北海道総合開発計画の目標（案）について
・北海道型地域構造の考え方について

（11月7日・11月15日） **第5・6回計画部会**
・個別分野の施策について 等

（1月30日） **第7回計画部会**
・中間整理（案）について

北海道開発分科会 中間整理について計画部会から報告

令和5年度

計画部会（2回程度） 計画部会報告の取りまとめ

北海道開発分科会 計画部会報告を調査審議

パブリックコメント等を経て北海道開発分科会において計画案を了承（答申）

新たな北海道総合開発計画の策定（閣議決定）

※諮問の時期については未定
※計画部会報告の取りまとめに向けた調査審議の過程で、地方公共団体、経済団体等からの意見聴取を予定

「わが村は美しく－北海道」運動

○ 北海道の農林水産業をより「豊かに」、農山漁村がより「美しく」なることをめざし、平成13年にスタート。
○ その活動のひとつとしてコンクールを開催し、道内各地で地域の魅力と活力を高めている地域住民の努力と行動に光をあて、全国に発信。R5～R6は、第11回コンクールを実施（応募期間は、R5.1.25～R5.6.30）。
○ 地域活動の更なる発展を目指し、令和3年度から運動の「新たな展開」（他団体や関係機関との連携や情報発信などの更なる充実、全道各地の団体同士が意見交換・情報共有するためのネットワークづくり等）を進めています。

参加しよう・広げよう・いいもの伝えよう
"わが村は美しく－北海道"

『わが村』HPにアクセス♪

◆運動のイメージ

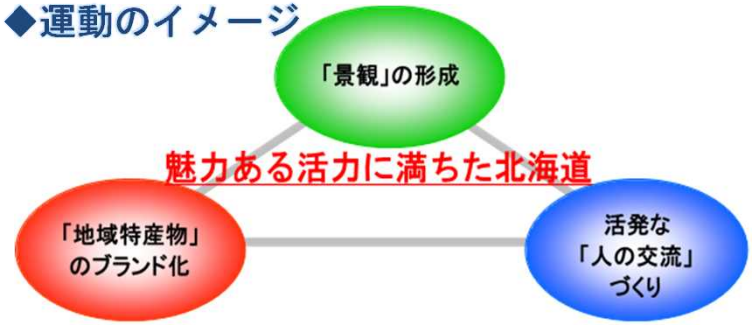

「わが村」運動参加団体の活動支援

ＪＲ北海道車内広報誌に受賞団体記事を連載

大通ビッセにてパネル展を開催
（北洋銀行との連携）

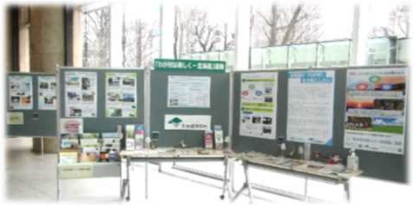

景観ワークショップ
（岩見沢農業高校）

第10回コンクール（R3～R4）表彰団体

大　賞（北海道開発局長表彰）

北のなのはな会【安平町】

「菜の花」の再生可能エネルギー資源、観光資源としての可能性を見出し、地域で初めての菜の花栽培・研究を開始したほか、特産品の製造・販売にまで発展させました。

関係団体と連携し、「菜の花さんぽ」等も実施しています。

菜の花畑の幌馬車ドライブ

ほんべつ豆まかナイト実行委員会【本別町】

本別町の特産品である「豆」をテーマし、参加型の豆まきイベントを開催することで、「日本一の豆のまち本別町」を町外へ広くＰＲし、本別町の商店街に来場客及び観光客を呼び込むことで地域活性化と豆の消費拡大を図っています。

メインイベントの「激豆まき」

第11回コンクールのポスター

「わが村」運動を広く伝える取組

○ 北海道開発局ホームページ、メールマガジン、Facebookによる情報発信。
○各種広報誌での情報提供、
○地域イベントやパネル展等でのＰＲ活動。

「わが村」運動コンクールの拡がり

○全道179市町村の96%にあたる172市町村が参加。
○第10回までのコンクール参加団体数は、複数回応募を除き871団体（延べ応募数1,247団体）。

※参加団体所在市町村（第９回まで）：緑、第１０回で新たに加わった町（３町）：ピンク

1. 工事（一般土木）件数の推移

○4年度は3年度と比べて同程度。
○5年度も4年度と同程度の見込み。

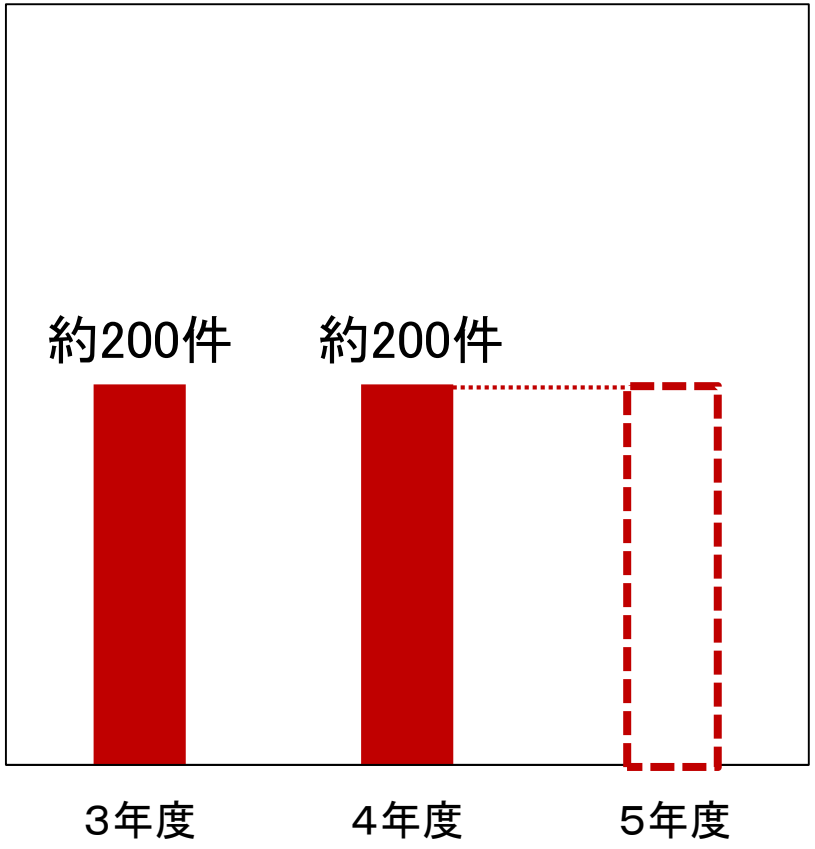

2. 業務（土木関係）件数の推移

○4年度は3年度と比べて同程度。
○5年度は4年度と比べて若干減少見込み。

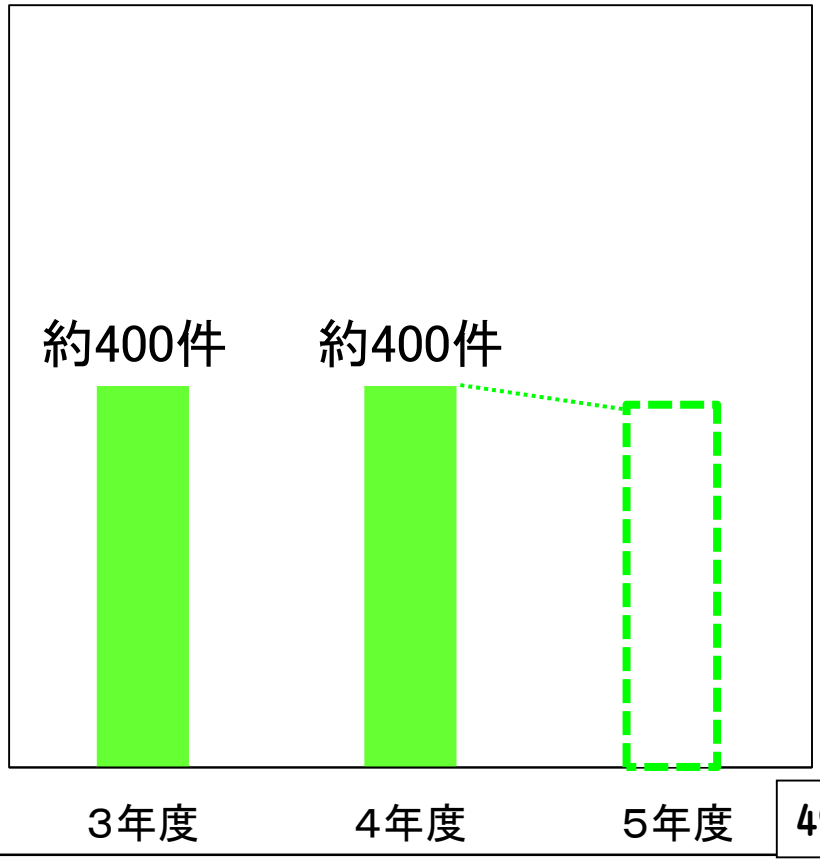

※参考　令和5年度　地区調査 位置図

凡　　例

- ＜国営かんがい排水事業＞8地区
- ＜国営農地再編整備事業＞1地区
- ＜国営総合農地防災事業＞1地区

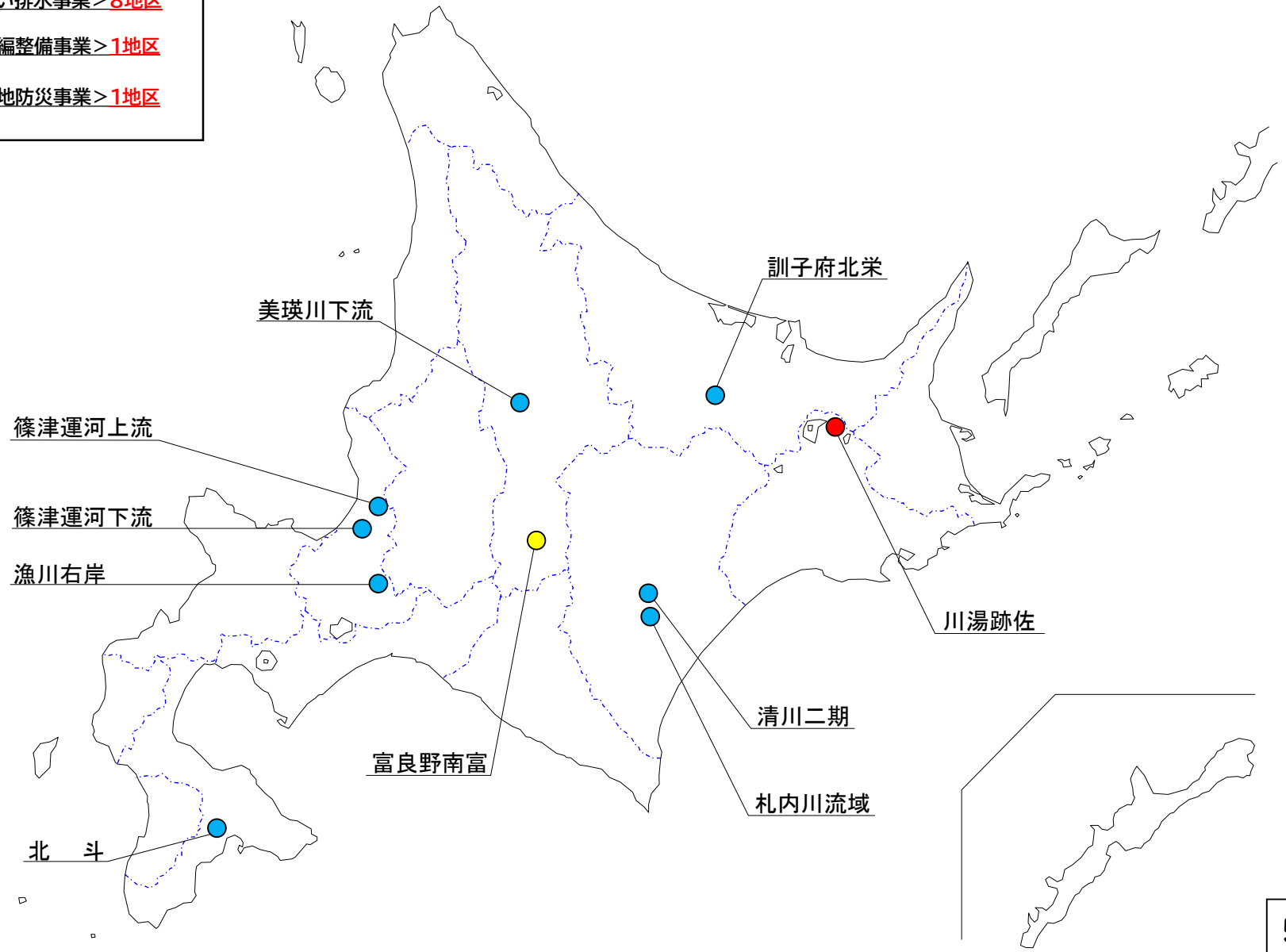

※参考　令和5年度　実施地区 位置図

○＜国営農用地再編整備事業＞　20地区
国営農地再編整備事業　（4地区）
（緊）国営緊急農地再編整備事業　（16地区）

（◆はR5完了地区　（1地区））

●＜国営総合農地防災事業＞　4地区

●＜国営かんがい排水事業＞　31地区
（環）国営環境保全型かんがい排水事業　（2地区）
（直）直轄明渠排水事業　（6地区）
（保）国営施設機能保全　（1地区）
（応）国営施設応急対策　（5地区）

（◇はR5事業着手地区　（4地区）
◆はR5完了地区　（2地区））

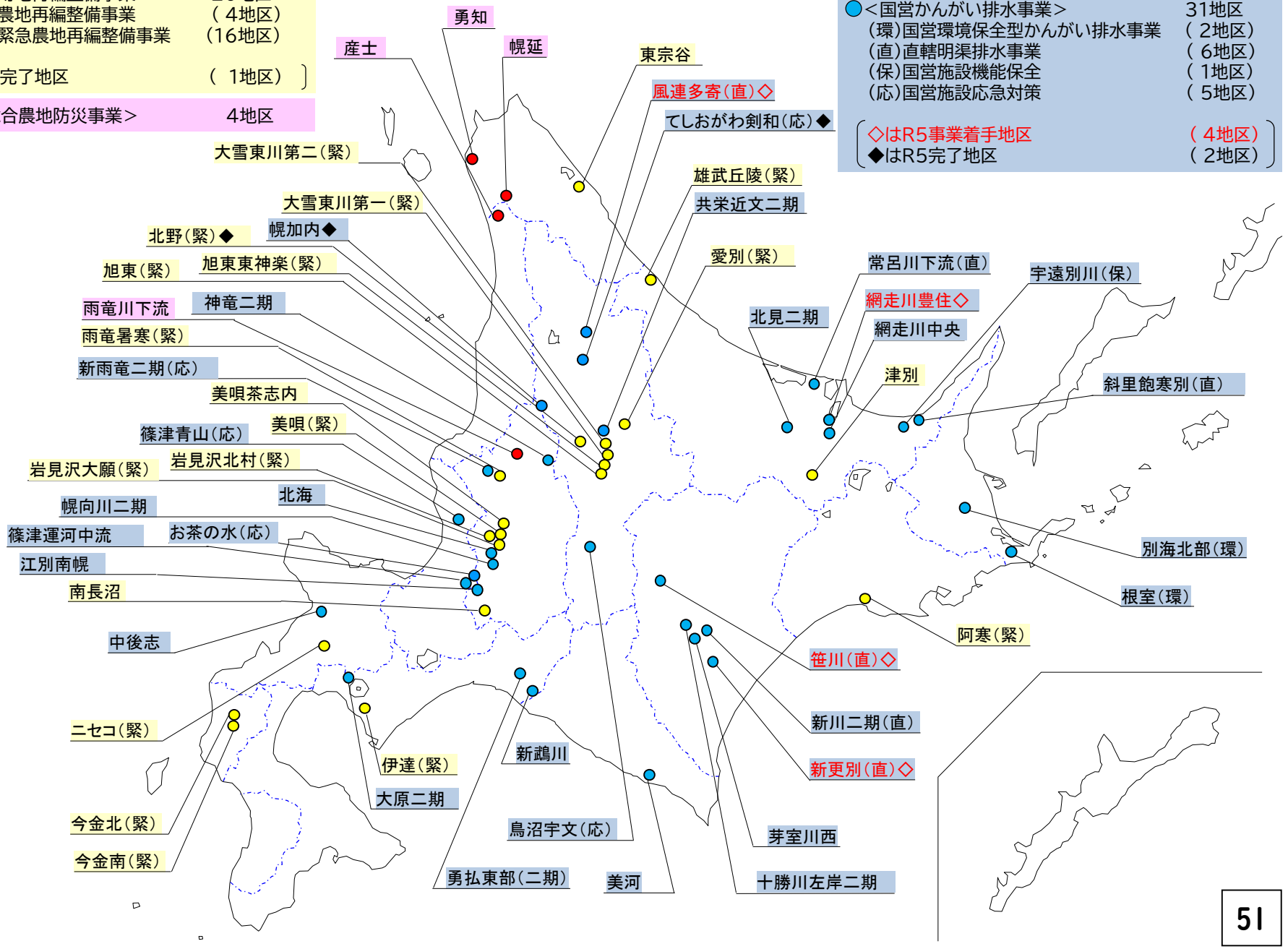

講演２　「ニッカウヰスキー創業者
竹鶴政孝の理想のウイスキー探究」

開催日時　令和５年１月３１日
会　　場　北海道自治労会館　５F 大ホール
主　　催　一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会

目　　　　　次

１．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

２．ニッカウヰスキー株式会社ご紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

３．ニッカウヰスキーの生産体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

４．モルトウイスキーの製造工程　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

５．日本のウイスキー事情　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

６．「日本のウイスキーの父」　竹鶴政孝　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

７．ニッカ創業の地　余市蒸溜所（余市選定の理由）　・・・・・・・・・・・・・・・ 8

８．余市蒸溜所の土地改良の歴史　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

９．ニッカ第二のモルトウイスキー蒸溜所　宮城峡　・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

10. 竹鶴政孝逝去（1979 年:享年 85 歳）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

11. ニッカの蒸溜所の特徴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

12. 余市蒸溜所を見下ろせる丘の墓地　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

13. ジャパニーズウイスキーの現在　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

※　ウイスキーに関するおまけ話　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

「ニッカウヰスキー創業者　竹鶴政孝の理想のウイスキー探究」

ニッカウヰスキー株式会社
北海道工場　総務部長　高橋智英

１．はじめに　〔スライド1～２〕

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきましたニッカウヰスキー北海道工場余市蒸溜所の高橋と申します。本日は、令和４年度第２回土地改良研修会にてお話しをさせていただく機会を頂戴しましたことに御礼申し上げます。

日本で最初に本格的なウイスキーが製造されてから来年はちょうど100年を迎えます。現在、世界５大ウイスキーのひとつに数えられるまでになった日本のウイスキーの製造技術がいかに日本に伝わり定着していったのか、なぜニッカは蒸溜所の建設地に余市と宮城峡を選んだのかを、理想のウイスキーを追い求めた竹鶴政孝という男の生涯を追いながらたどってみたいと思います。

そして、ニッカの歴史は、日本のウイスキーづくりの歴史でもあり、ウイスキーづくりは自然環境に大きく影響されます。創業者　竹鶴政孝の自然に対する思いを知っていただければ幸いです。また、本日は土地改良研修会ということですので、今まで公の場ではあまり話したことがない余市蒸溜所の土地改良の歴史についてもご紹介します。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

２．ニッカウヰスキー株式会社ご紹介　〔スライド３〕

最初に会社の概要についてご説明いたします。商号はニッカウヰスキー株式会社、1934年(昭和9年)7月2日に創業、1952年(昭和27年)に本社を余市から東京都中央区日本橋に移転、1982年(昭和57年)に東京都港区南青山に移転、そして2022年(令和4年)8月1日付で本社をアサヒグループ本社ビルに移転しました。なお、本社機能は移転しましたが、本店登記は1952年(昭和57年)東京移転から80年目の昨年9月1日付で創業当時と同じ余市町へ移転しました。

事業内容は、ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、リキュール類、シードル、ワイン、焼酎等の製造と、ビール以外のお酒は何でもつくっています。現在は製造のみを行なっており、販売はアサヒビール社にお願いしています。関連会社として北海道と仙台に見学部門のニッカディスティラリーサービス、イギリスのスコットランドにベン・ネヴィス蒸溜所があります。

３．ニッカウヰスキーの生産体制　〔スライド４〕

ニッカウヰスキーの生産体制です。北海道余市から九州鹿児島のさつま司蒸溜蔵まで全国に８つの蒸溜所がございます。それぞれの工場は全く異なる機能を持っています。このうち、ウイスキーの原酒を製造するのは北海道工場と仙台工場です。この２か所で製造された原酒は栃木工場へ送られ樽に詰めて再貯蔵します。さらに再貯蔵されたウイスキーの大半は千葉県の柏工場でボトリングして皆様のお手元にお届けする体制になっています。

４．モルトウイスキーの製造工程　〔スライド５〕

モルトウイスキーの製造工程についてご説明します。原料はビールと同じ二条大麦を使用します。粒が大きく、でんぷん質が多くて、皮が薄いのが特徴で、通称ビール麦と呼ばれています。ちなみに私たちが食べる麦は六条大麦で、逆に粒が小さく、でんぷん質が少なくて、皮が固いのが特徴です。

① 発芽

二条大麦を水に浸す工程を浸麦工程と言いますが、桶のようなもので水に浸して発芽させます。

② 乾燥

発芽した大麦は、キルン塔と呼ばれる乾燥塔で乾燥させます。キルンとは釜という意味で、１階の釜で炊いて２階に発芽した麦をひいて乾燥させる２階建です。乾燥させる燃料にはピートと呼ばれるものを使います。ピートは炭化した植物です。ヨシやスゲなどが堆積して泥状になったもので、一般には泥炭、我々は草の炭、草炭と呼んでいます。もともとはスコットランドでウイスキーの麦芽を乾燥させる燃料として使っていたもので、スコッチウイスキーの伝統的なピートのフレーバーです。

朝ドラで「マッサン」という番組がありましたが、その中で良くスモーキーフレーバーと言っていました。スモーキーな感じ、薫製などでそのような香りがついています。このピートは、10センチ堆積するのに大体100年かかると言われています。ニッカは石狩にピートが取れる土地を保有しており、そこでピートを掘り出して天日で乾かすと燃料になるというものです。キルン塔の１階の釜にピートを入れて燃やします。そうすると発芽した大麦をひいている２階に熱が上がってきます。２階では職員がスコップでかき混ぜて全体が乾燥するまで続けます。

昔の格好をしている人を映していますが、今は実際にはこのような作業はしておりません。スコットランドの製麦会社（モルスター）から仕入れるのが一般的です。ピートの香りを強くつけてください、弱めにしてください、最近のブラックニッカのクリアブレンドはピートの香りを取っているのでピートで乾燥させないでくださいなど、そのようなスペックをモルスターに伝えて海外から輸入しているのが実態です。

③ 粉砕

次に乾いた大麦をモルトミルと呼ばれる粉砕器で粉砕します。ローラーで粉砕するのですが、完全に細かく砕くのではなく、ハスク、グリッツ、フラワーと言う３つの割合があります。ハスクという皮状のものを２割、グリッツという粗挽きしたものを７割、自然にできてしまうフラワー粉みたいな細かい粉が１割です。

④ 糖化

次に粉砕した大麦を糖化させます。マッシュタンと呼ばれる糖化槽に64℃以上の温水と粉砕した大麦を入れます。そうすると麦芽に含まれている酵素が働いて、大麦のでんぷんが糖液、甘い液に変わります。その甘い液がマッシュタンの下から出てきますが、この糖化液を麦の汁、麦汁と呼んでいます。この麦汁は煮詰めるとかなり甘い水あめになります。

⑤ 発酵

マッシュタンから出てきた麦汁は、冷却後に酵母を加えて発酵タンクで発酵させます。ニッカ余市蒸溜所には、40キロの発酵タンクが10基あります。大体４日間発酵させると、

酵母の働きでアルコール分８％ぐらいのもろみというお酒ができます。ここまではビールとほぼ同じ工程ですが、この後に蒸溜という工程を経てウイスキーになるということです。

⑥ 蒸溜

蒸溜にはポットスチルと呼ばれる蒸溜釜を使います。余市蒸溜所に初溜釜と呼ばれる釜が４基、再溜釜が２基あります。

余市の大きな特徴のひとつに蒸溜方法があります。今では本場スコットランドでも見かけることはなくなりましたが、余市では1934年(昭和9年)創業以来ずっと石炭による直火蒸溜を続けています。石炭による直火蒸溜は、800～1,200℃ぐらいの高温で釜を直接加熱して、もろみが焚かれて香ばしい香りの原酒が出来上がります。こうして生まれた原酒の力強さが余市のモルトウイスキーの大きな特徴です。

ポットスチルにはいろいろな形がありますが、余市の場合は出っ張りがなくて真っ直ぐに立ち上がっているストレートヘッド型です。ウイスキーづくりにはこのポットスチルの形状が大きな影響を与えます。直火で熱すると揮発してできる香気成分の重たいものも軽いものも全てをできるだけ取り込みます。膨らみがあると冷やされて還流しますが、引っかかる部分がないと直接上がります。下を向いているラインアームと呼ばれるものがありますが、上がってきたアルコールの気体が全部このラインアームを通って冷却器のコンデンサーで冷やされてアルコールを取り出します。

銅製の釜で、高温で熱するので結構傷むのですが、基本的な形は変えずに交換して使います。ニッカウヰスキー創業者の竹鶴政孝は造り酒屋の出身で、良いお酒ができますようにという願いを込めて、このポットスチルにしめ縄を飾っており、今も毎年12月の年末には交換しております。

⑦ 加水

蒸溜された無色透明のアルコールは、先ほどのもろみは8％でしたが、１回の初溜で３倍濃縮の20数％になり、その後２回蒸溜で70％位の無色透明のウイスキーの原酒が出来上がります。この70％位のウイスキーを63％位に加水調節して樽に詰めて寝かせます。

⑧ 貯蔵・熟成

樽の貯蔵庫では5年、10年、15年とじっくり熟成されて琥珀色のウイスキーが出来上がります。貯蔵方法にもこだわりがあって、ダンネージ法と呼ばれる低層貯蔵庫で２段にして貯蔵します。樽が地面から近いので土間から湿気が上がってじっくり熟成されていきます。真冬は雪の壁で囲まれて、空調をしなくても貯蔵庫の中は適度な湿気のある環境になります。逆に夏は少しひんやりするような貯蔵庫になります。貯蔵庫の中で樽の木目を通してモルト原酒が呼吸して熟成していきますが、少しずつ量が目減りしてきて年間で２～３％ぐらい減少します。これをスコットランドでは、ウイスキーがじっくり熟成する代わりに天使が取り分を取っていくというエンゼルズシェア、天使の分け前と呼んでいます。

近年は台湾やインドでもウイスキーを製造して国際的なコンテストでも賞を取ったりしているので一概に気温が高いから良い悪いという話はありませんが、高温のところでつくるとエンゼルズシェアでどんどん減っていきます。

竹鶴政孝はスコットランドでウイスキーを学んできて、スコットランドのスコッチを日本の方に飲んでもらいたいという思いがあったので北の地を選んでいますが、今は世界中いろいろなところでウイスキーがつくられています。

５．日本のウイスキー事情　　〔スライド６〕

日本のウイスキーの事情についてお話しします。日本にウイスキーが伝わったのは1853年と言われています。これはペリーが浦賀に来航した年です。その後明治、大正にかけてウイスキーの需要は徐々に増えてきますが、輸入ウイスキーはちゃんとしたウイスキーなのですけれども、当時の国産ウイスキーはアルコールに色や香りをつけたイミテーションウイスキーでした。

６．「日本のウイスキーの父」 竹鶴政孝　　〔スライド７〕

ニッカの創業者の竹鶴政孝は、自分の人生について著書「ウイスキーと私」の冒頭で「ウイスキー一筋で生きてきた。その意味では一行でかたづく男である。」と語っていますが、このシンプルな一言で片づくような人生ではなく、様々な苦労がありました。

本人の言うように、政孝は確固たる信念を持ってやってきました。それは、スコッチに負けない本物のウイスキーを日本でつくりたいという思いです。当時はアルコールに香料を入れて味つけしてカラメルで色づけしたイミテーションウイスキーしかつくれませんでした。ほとんどの日本人は本物のウイスキーを知らない、見たこともない、そんな時代です。自分でつくった本物のウイスキーを、一人でも多くの日本人に飲んでもらいたいという思いが彼を突き動かしました。

〔スライド８〕

この写真は、ニッカウヰスキーのエンブレムです。スコットランドの王家にこのような紋章があるのですが、これをもじって作ったエンブレムです。イギリスの紋章では両脇にユニコーンやドラゴン、ライオンなどがあるのですが、竹鶴政孝が考えたのは、両脇にいるのはこま犬です。上には武士の兜がありますが、中国地方の尼子氏の家来だった山中鹿介という武将の兜です。尼子氏は毛利に滅ぼされてしまうのですが、尼子家復活のために戦った武将です。竹鶴政孝の出身地が広島の竹原市ということもあって、山中鹿之助の兜を使っております。下は市松模様、元禄模様で、一見すると洋ですが、中味は和テイストと和魂洋才になっており、日本人がウイスキーをこれからつくるぞという思いを込めてこのような紋章を作っております。この紋章のイメージを考えたのは竹鶴政孝ですが、作ったのは大高重治さんという方です。大高重治さんは「キング・オブ・ブレンダーズ」のひげのおじさんの絵を描いた有名な方です。

〔スライド９〕

竹鶴政孝は、自分の人生を考えたときに人生と運命の関係についてこの世には２つの型がある。１つは自分の運命に挑戦して生きていくにしても、ほとんど自分の力でその扉を開いていく型。もう一つは周囲の人の好意や協力で自分の進む機会が与えられ、扉のほうから自ずと開いていってくれる型。竹鶴政孝はどちらかといえば後者に属し、私にとってその扉は実にたくさんあったと言っておりました。

〔スライド１０〕

こちらが扉を開けてくれた人たちです。最初の阿部喜兵衛さん。その後、イネー博士、壽屋の鳥井信治郎さん、加賀正太郎さん、芝川又四郎さん、途中でアサヒビールの山本為三郎さんという社長とも関係を持っています。この方々が特に支援してくれた人たちです。

これから竹鶴政孝の生涯についてお話しします。竹鶴政孝は、1894年、広島県竹原市の造り酒屋の三男五女の三男として生まれました。父親からは、酒はつくる人の心が映るも

のだと終始言われて育ったようです。長男、次男は家業を継ぎませんでしたので、政孝は跡取りとなるべく、現在の大阪大学の前身である大阪高等工業学校の醸造科に入学しました。ここは当時の醸造学の専門課程を持つ唯一の学校でした。ところが、在学中から日本酒よりも洋酒に興味を持っていました。このまま一生造り酒屋を続けるのかと考えたときに、せめて卒業から徴兵までの間だけは洋酒の勉強をしたい。そう思った政孝は、当時日本でも指折りの洋酒メーカーであった大阪の摂津酒造に押しかけて入社します。

摂津酒造へ入社して、熱心な仕事ぶりから入社後すぐに主任に抜擢されて、阿部喜兵衛社長の信頼を得ます。阿部社長は、日本が欧米の列国と肩を並べて世界の一等国になろうと努力をしている時代に、ウイスキーだけがいつまでもイミテーションではいけないと考えていました。入社したての若い政孝を、ウイスキーづくりの実習のためスコットランドに派遣します。1918年、大正７年のことです。家業を継ぐことを期待していた竹鶴家は大反対しますが、政孝は阿部社長とともに何とか両親を説得し、スコットランドに留学することになりました。

1918年６月に天洋丸に乗って神戸を出発して、横浜、ハワイのホノルル経由でサンフランシスコまで行きます。その後アメリカ大陸を横断して、オルドナ号という船でニューヨークを出発して、大西洋を横断してスコットランドまで行きます。途中でサンフランシスコに寄って、ワイナリーの勉強もしています。

1918年当時は第一次大戦の最中で、太平洋を越えた後、アメリカ経由でスコットランドに行く大西洋は、今から100年以上前ですが、ドイツとイギリスが戦争中で、Uボートと呼ばれる潜水艦が客船を狙って魚雷を撃つような時代でした。そのような時代に命がけで渡ってスコットランドに行きます。今と違って、留学先を決めているわけでも何のつてもありません。阿部社長に、金は出すからスコットランドに行ってウイスキーのつくり方を覚えてこいと言われて、政孝は自分の夢をかなえるために、はい、分かりました、行ってきますと返事をして出かけたような、いわば無手勝流のような状態でスコットランドに行ったわけです。ただ、当時イギリスは日本と日英同盟を結んでいましたので、親日的であったということは政孝にとって幸いしておりました。

スコッチウイスキーが主に生産されているのはスコットランド地方であり、大学があるのはグラスゴーとエジンバラの町だけでした。最初にグラスゴー大学応用化学科と王立工科大学の聴講生として入学します。ただ、大阪の大学で勉強したのと同じような話を英語でやるだけでしたので、一日でも早く実際の蒸溜所で実習をしたいという気持ちが強まっていったようです。ちなみにグラスゴー大学の入学証明書は今もしっかり残っています。また、政孝がスコットランドに行ったときに悩んでいた様子が想像できるもが残っていて、教科書の横に「苦しい洋行だな、何一つ本当にろくなことはない」と書いてあり、この下に「頭に入らぬ。やけだ。いやいや、辛抱せよ」、こんなことを書いていまして、悩んでいた気持ちがうかがえます。

実習先を探すことになるのですが、王立工科大学のウイリアム教授が、ウイスキーの生き字引と言われたネトルトン博士を勧めてくれました。ネトルトン博士の著書に「ザ・マニュファクチャー・オブ・ウイスキー・アンド・プレーンスピリッツ」という本がありますが、これはニッカの社員にとってはバイブルのようなものです。

ネトルトン教授が住んでいるのはエルギンという町で、ウイスキーが好きな方はスペイ

サイドというと分かると思いますが、このスペイサイドにあって、ウイスキーの聖地と呼ばれる場所です。ここにネトルトン教授を訪ねています。

エルギンの町に着いた政孝は、ウイスキーづくりの講義と実習先の紹介をネトルトン教授に頼みます。しかし、日本から来た青年にそうやすやすと門外不出のウイスキーのつくり方を伝授してもらえるはずはありません。高額の謝礼と授業料が必要と言われて、やむなく断念します。当時の日記にはそのときの悔しい思いが記されています。貧乏学生、何が20ポンドとか15ポンドとか、お金がかかるというようなことが書かれております。

蒸溜所を何か所も回りダメ元で飛び込んでいった中で受け入れてくれる蒸溜所が３か所、偶然ありました。ロングモーン・グレンリベット、ヘーゼルバーン、ジェームスカルダーです。この蒸溜所３か所でウイスキーづくりを学びました。政孝は、どんな仕事も新鮮そのものでしたから、誰もが嫌がるつらい仕事も買って出て、ポットスチルの釜の中の掃除も率先してやっていたようです。そうように人が嫌がる釜の掃除などをしたおかげで、釜の構造、大きさなどが分かり、後に初めて山崎に工場をつくる際の単式蒸溜器製作に成功することができました。

当時の「竹鶴ノート」が２冊残されています。メモを取ったり写真を撮ったりしてはいけないという条件で実現できた実習なので、白衣のポケットに小さな紙切れと鉛筆を入れてメモを取り、毎晩ホテルで清書して仕上げたのが「竹鶴ノート」と呼ばれる実習報告書です。このノートの中には、ウイスキーづくりの技術的なことはもちろん、それ以外にも従業員の給料や労働問題、販売に関することまで広い視点で書かれています。要は日本に戻ってウイスキー事業をやることまで考えて作った「竹鶴ノート」です。日本のウイスキーづくりがこのノートから始まったと言っても過言ではありません。今のニッカの余市蒸溜所は、ミュージアムを新しくつくり替えて、ｉＰａｄのようにめくると「竹鶴ノート」も見れますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。清書しているのできれいに、絵にはきちんと寸法も細かく書かれています。

ヘーゼルバーン蒸溜所では、ウイリアム教授に紹介してもらった親友のイネー博士の下で３か月学びました。このイネー博士は、スコッチウイスキーの権威者の１人で、ブレンダーとしても有名な方です。政孝はこれまで職人から受けたウイスキーの実際のつくり方とは反対の学問的な研究とブレンドの訓練を受けました。政孝はそれにより体験と勉強を学問的、体系的に整理できたと語っています。こうして政孝は、２年近くの留学で実際の製造からブレンド、会社の運営に至るまでウイスキーづくりの全てを身につけました。

1963年に来日したイギリスのヒューム元首相がこのような言葉を残しています。日本から来た１人の若者が、１本の万年筆とノートで我が国門外不出のウイスキーづくりの秘密を盗んでいった。さらにヒュームさんはこんなこともおっしゃいました。ついでにスコットランド女性を盗んでいったのであります。誠にもって許し難いことであります。ここに書いているスコットランド人女性が、奥さんのリタ夫人です。

リタさんは、グラスゴー郊外カーカンテロフという町のお医者さんご家庭の４人兄弟の長女でした。妹のエラさんがグラスゴー大学の医学部に通っていて、そこで知り合いになった政孝に、政孝は柔道をやっていたので、弟のラムゼイ君に柔道を教えて欲しいと言われてカウン家を訪れます。そこで長女のリタさんと知り合ったのですが、当時政孝は重いホームシックにかかっており、カウン家での温かいもてなしが心に響いたのだと思います。

この後２人は付き合って結婚しようと思ったのですが、２人の結婚は周囲から祝福されたものではありませんでした。今から90年近くの前のこと、イギリス人にとって日本は船で数か月もかかる世界の果ての見知らぬ国であり、大正時代の日本では恋愛結婚でさえ奇異な目で見られていました。

政孝のお母さんからの手紙には、青き目の異国の女と婚姻することなど甚だ驚き入る。そんなことが書かれていたようです。そこで政孝は、リタが望むなら日本でのウイスキーづくりを断念してスコットランドに残ると伝えたところ、リタは、政孝さんの夢は日本で本物のウイスキーをつくることだから、私もその夢を共に生き、お手伝いしたいと答えてくれたそうです。もしもこのときリタにスコットランドに残ってほしいと言われたら、日本のウイスキーの歴史は現在とは大きく変わっていたと思います。

ちなみに教会で結婚するのをレギュラーマリッジと呼ばれるのに対して、登記所での結婚はイレギュラーマリッジと呼ばれています。イギリスの若い娘にとって、教会の祝福と家族、友人の温かいまなざしが幸せな結婚に不可欠な条件だった当時、リタは登記所での結婚を選びます。政孝26歳、リタ24歳、２人の、とりわけリタの強い意思によって実現した結婚でした。帰国後政孝は自らの夢を実現し、日本のウイスキーの父と呼ばれます。それは、多くの人たちの支援とリタの支えがなければかなわなかった夢でした。

1918年に日本を出てから、1920年に26歳で足かけ３年の研修が終わり、リタと２人で日本に帰ってきて、大阪の帝塚山に住みます。ところが、日本は第一次大戦後の大不況に突入しており、摂津酒造の経営も苦境に陥っていました。そして、1922年に本格モルトウイスキー製造計画が摂津酒造の役員会で正式に否決され、政孝はウイスキーづくりでお役に立てないのに高い給料をいただいては申し訳ないと辞表を提出し、浪人生活に入ります。後に、辞表を提出したときの阿部社長の沈んだ顔、恩愛に満ちたあのまなざしは終生忘れることはできないと語っております。

浪人中、政孝は桃山中学で化学の臨時教師になりましたが、リタさんも帝塚山学院でお金持ちの奥さんや子供に英語やピアノを教えて家計を支えました。臨時の化学教師をやっていましたが、政孝はウイスキーづくりを諦めていませんでした。ただ、自分で起業するには、技術があっても資本がありません。そんな中、政孝と全く反対の悩みを持った方が現れます。それが壽屋、現在のサントリーさんの創業者の鳥井信治郎さんです。

鳥井さんも、イミテーションウイスキーが蔓延する状況を見て、日本でも本格的なウイスキーをつくりたいと考え、商社を通してスコットランドのウイスキー専門技師の紹介を頼みますが、ウイスキーの権威ムーア博士から、ウイスキーづくのを勉強して日本に戻った竹鶴という男がいると紹介されたのです。そこで政孝の元を訪れ、10年契約で壽屋に入社し、蒸溜所を建設し、技師を育ててくれるように頼みます。給料は、スコッチ技師に提示した金額と同じ高額で、当時大正時代の金額で4,000円でした。大正末期の大卒サラリーマンの初月給が50円から60円と言われていますので、何と67倍ぐらいの破格の金額で雇ってくれております。

鳥井さんは、ウイスキーの蒸溜所を造るのに、金は出すけれども口は出さないという約束で政孝を招きました。ただ、１つだけ口を出したことがあります。それは、工場を建てる場所です。政孝はスコットランドにそっくりな気候風土の北海道を推しましたが、鳥井さんは、工場を皆さんに見てもらえないような商品はこれから大きくなりません。大阪か

ら近いところにどうしても建てたいと主張します。結局、鳥井さんの言うとおり、大阪周辺で候補地を探します。水のよいところを探した結果８か所が候補地になり、山崎を選びました。山崎は、かつて千利休の茶室があった場所で、宇治川、木津川、桂川の３つの川が合流するため水が豊富で、水質もよかったからです。土地の買収が終わると工場の設計に取りかかりましたが、そこで役に立ったのが先ほどの「竹鶴ノート」でした。工場の設計から設備の発注まで、竹鶴は１人で行わなければなりません。職人は広島から清酒の杜氏を十数名程度動員して、政孝が作業を教えました。初代の工場長を任されております。

壽屋の在職中、昭和２年頃に書かれた手書きのノートには、蒸溜所の条件がそろっている北海道でウイスキー造りを始めたいという夢を持ち続けていたことが書かれています。ちなみに最初の候補地は、江別を選んでいたようです。

そして、1929年、ウイスキーづくりを始めて５年後、国産本格ウイスキー第１号である「サントリーウイスキー白札」を発売します。当時の広告では「醒めよ人！　舶來盲進の時代は去れり　酔はずや人　吾に國産至高の美酒　サントリーウヰスキーはあり！」。うまい広告ですよね。

そして、10年契約で技師も育って原酒も熟成してきて、契約満了ということで退職し、自身の理想とするウイスキーを造るべく独立を目指したのですが、問題になったのはやはりお金でした。その中、出資してくれたのが加賀正太郎さんと芝川又四郎さんです。加賀正太郎さんは加賀証券の社長で、山崎蒸溜所の近くの大山崎に山荘を造っていた大実業家です。また、芝川又四郎さんは千島土地の社長で不動産業を営んでおり、政孝が帰国後に住んだ家は芝川氏から借りたものでした。この２人の奥さんやお子さんたちにリタが英会話やピアノの家庭教師をして親交を深めていたのですから、リタさんがいなければニッカができていたかどうか分かりません。リタさんがピアノと英語を教えていた奥さん、子供がリタさんの旦那なら信用できるということでこの２人が出資してくれたということです。

７．ニッカ創業の地　余市蒸溜所（余市選定の理由）　　**〔スライド１１〕**

こうしてスコットランド実習に赴いてから14年後、ようやく理想の地、北海道でウイスキーづくりが始まります。ニッカウヰスキー北海道工場余市蒸溜所がある余市町は、札幌から西に50キロ、小樽から20キロで、ウニやアワビなど皆さんよく御存じだと思いますが、積丹半島の付け根に位置しています。昭和の初めはニシン漁でにぎわった港町で当時からリンゴやブドウ、サクランボなどの果実栽培が盛んでした。

〔スライド１２〕

政孝は、蒸溜所の建設に当たって、その立地や周辺環境を大変厳しく吟味しました。「竹鶴ノート」とその後の資料から、余市を蒸溜所建設地に選んだ理由をうかがい知ることができます。「竹鶴ノート」に記された立地条件は、良質な水が豊富にあるところ、原料大麦が集めやすいところ、石炭又は薪などの燃料が入手しやすいところ、輸送のための鉄道の便がよいところ、附近に河川があるところなどが挙げられています。そして、ピートが取れる、樽材のミズナラが豊富と述べられており、政孝にとってはウイスキーづくりの理想郷こそが余市だったのです。

〔スライド１３～１４〕

これらの理由に加えて、余市を選んだ特筆すべき最大のポイントといえば、適度に湿潤

なうえに冷涼で澄んだ空気とその気候風土であったと言えます。こちらが空から見た写真ですが、川があって、海があって、山があります。気象庁の過去の気温データで、当時の平均気温は、東京が15.9℃に対して余市は８℃で、夏でも平均10℃前後と、他の場所と比べても冷涼な土地であることが分かります。また、湿度についても東京と比較して年間を通じて適度な湿度が保たれていて、冬も乾燥することなく湿潤な気候であることがうかがえます。竹鶴政孝は、ウイスキーづくりの中で最も時間を費やし、そして最もその性質を左右する熟成の工程において、北の風土は必要不可欠であると考えていました。ウイスキー原酒は、低温多湿な環境の下、ゆっくりとバランスよく熟成していくからです。

ウイスキーは、出来上がるまで何年も時間がかかります。創業当時、お金はかかるが収入がない。余市はリンゴが特産でしたので、ウイスキーができるまでリンゴジュースやアップルワインなどの商品でつないでいました。創業当時の会社名に「ウヰスキー」は入っていません。「大日本果汁株式会社」でした。創業以来、赤字続きで、リンゴジュースやアップルワインでは儲からなかったのですが、それでも何とか昭和15年に第１号ウイスキーを発売することができました。この時の商品は、大日本果汁株式会社の「日」と「果」を取って第１号「ニッカウヰスキー」というブランド名で出しています。

「ニッカ」としたのは、「日」と「果」を取ったというのと、「カッニ」と逆さまには読めないですし、３文字だと文字数が少ないので看板が安くできる等の理由がありました。第１号ウイスキーを出荷するときは、従業員一同が集まって、門を通り、馬車に積んで運ばれて行くウイスキーにおじぎをして見送ったと言われています。「ニッカウヰスキー」という会社名は、最初は会社名ではなくて製品名で、昭和52年に本店を東京に移転するときに会社名を「ニッカウヰスキー」と変えています。

８．余市蒸溜所の土地改良の歴史　　〔スライド１５〕

余市蒸溜所の土地改良の歴史をご説明いたします。余市の由来はアイヌ語の「イヨチ」で、蛇のいるところという意味だそうです。これは昔の地図ですが、蛇がのたうっているように見えるのが余市川で、昭和30年代後半まで融雪時期や台風などの増水で氾濫を繰り返したため、水害防止の護岸工事や川の直線化が図られて現在に至っております。

創業当時は、正門や製造現場のところはきちんとした土地でしたが、その周りはずっと水地帯でした。当時はニッカ池がありましたが、今はほぼ埋め立てて陸地になっています。このように埋め立てによって余市蒸溜所の土地が広がって現在に至ります。

９．ニッカ第二のモルトウイスキー蒸溜所　宮城峡　　〔スライド１６〕

竹鶴政孝は、ウイスキーをつくるために余市にモルト蒸溜所を造ったのですが、スコットランドの蒸溜所では、ウイスキーの桶買いといってメーカー同士がウイスキーの原酒を渡し合って、いろいろブレンドして造っています。日本の場合は、ニッカとサントリーさんしかなくて、お互いに原酒を渡したりしないため、複数の原酒をブレンドしてつくることが出来ません。このため、政孝は第２のモルト原酒蒸溜所を造ることにしました。

第１号ウイスキーを発売した後、戦争中は大麦の配給を受けながら原酒の製造を継続しています。日本酒の会社にはお米の配給はされなかったのですが、ニッカとサントリーさんは大麦の配給があって、戦時中でもウイスキーの製造を続けることができました。

戦後になると３級ウイスキーの市場が拡大しましたが、政孝は５％以上の原酒が使用できない３級ウイスキー市場には参入せず、経営は苦しい状況になりました。その後1950年に原酒含有量の上限５％までを使ったニッカ初の３級ウイスキーを泣く泣く発売して苦境から脱しました。1956年に丸瓶ウイスキー「丸びんニッキー」を発売して、洋酒ブームに乗って市場は急拡大し、ニッカの事業も順調に業績を伸ばしてきました。当時、ニッカウヰスキーの東京工場が今の六本木ヒルズの場所にありましたが、この工場を売って、新たに柏と仙台に工場を造る資金にしています。

1962年にリタさんが亡くなるのですが、息子の竹鶴威と２人でリタさんを想って造ったのが「スーパーニッカ」というウイスキーです。その後、1963年に西宮にトウモロコシを原料としたグレーンウイスキーを造る工場を建てて、カフェ式連続蒸溜器を導入します。この導入に当たっては、アサヒビールの当時の初代社長の山本為三郎さんという方が資金援助をしてくれて、カフェ式連続蒸溜器を導入することができました。今は、カフェ式蒸溜器は仙台の宮城峡蒸溜所に移っています。グレーンウイスキーができたおかげで、製造量を大幅に伸ばすブレンデッドウイスキーができることになりました。その後、先ほど申し上げたもう一つのモルト原酒の工場を造らなければならないことになるわけです。

政孝は、70歳を超えて第２の蒸溜所を造ります。山崎蒸溜所も入れると３つ目のモルト蒸溜所ですが、ニッカとして２つ目のモルト原酒蒸溜所を造るのに強いこだわりを持ちました。蒸溜所建設場所の命題は、余市よりもマイルドなモルトウイスキーを造るのに最適な場所を選ぶことでした。選定の基本条件として年間平均気温が、余市は８℃でしたが、10℃前後で、冬期の積雪とモンスーン気候の影響を受けない内陸地。余市が海沿いですので、内陸地で基本的には栃木県以北の本州、青森から福島の辺りで探しなさい。

候補地の具体的な選定に関しては、水質のよい豊富な水があること、湿潤な風土にあること、清浄な空気と緑豊かな環境が必須であると。さらに政孝は、これらの条件に加えて、日本人の主食であるお米を作る水田を潰してまで工場を建ててはならないと命じました。造り酒屋出身の政孝の米に対する思いの表れでしょうか。さらに、山の中に工場を建てろと言いながら、できるだけ木を切るなということで、当時候補地の責任者が、息子の竹鶴威と柏工場の小山内祐三だったのですが、日本人が山の中でウイスキーを造る広い場所を探せと言っておきながら、田んぼを潰すな、木を切るなというわけの分からない条件に大変苦労したようです。

これが現在の宮城峡蒸溜所です。蒸溜所建設の候補地選定に東北の内陸部を探し回っていて、ある日の夕方、仙台郊外の山形に向かう国道48号線に作並温泉というところがあるのですが、その手前の広瀬川沿いに何となく土地があるのが偶然目に入りました。この土地が「約束の地」と言われるニッカとの結びつきを感じる土地だったのです。竹鶴の言葉を借りると、天恵のように開けた土地でした。工業団地のような規格の用地を拒み、水田を潰すことを固く禁じられた中、候補地は未開拓の荒れ地しかありません。当時の東北地方でも、そのように平たんな土地はそんなに見つけ出せるものではありませんでした。

その土地にはクマザサが生い茂っていて、水の音を聞いたように思い、竹鶴威がクマザサの茂みを越えたところ豊かな水量をたたえた清流があり、周囲は深い緑の広葉樹の森、そして清浄な空気が周辺に満ちあふれていました。清流な広瀬川と合流する三角地帯のその土地は常に湿潤で、朝夕にはかすみの立ち込めるような場所でした。政孝と竹鶴威が探

し求めていた、ウイスキーづくりの理想の土地の条件をほぼ満たした場所だったのです。竹鶴威と小山内の２人は、その豊かな水量の清流について、周辺の民家を訪ねてその川について何げない感じで聞き取りを行おうとしました。ニッカウヰスキーが第２のモルトウイスキー蒸溜所建設を計画していることはもちろん、その候補地を東北地方でひそかに探していることは極秘中の極秘であったからです。

まずはその清流の名を訪ねました。すると「ニッカ」という答えがその住民の方から返ってきました。一瞬２人の顔色が変わったことは言うまでもありません。ニッカという社名が既に知られているととっさに思ったからです。しかし、よく聞いてみると、その川の名前が「新川」と書いて「ニッカワ」という川なのです。ニッカワのことを言われているということが分かって、何かしら特別な縁を感じました。この川の名前が「ニッカワ」という川なのですが、偶然ここにニッカが工場を造ることになったという出来過ぎな話なのですけれども、実話でございます。

蒸溜所建設に最適な立地を見つけた２人は、早速東京から政孝を現地に招きました。そして、その候補地の立地を説明し、新川の岸辺に案内しました。すると政孝は、川の水を見つめた後、秘書にウイスキーを持ってこいと命じ、さらにその川の水をくんでくるように命じました。そして、ブラックニッカのポケットボトルとその水で水割りを作って一口飲んで、ここに決めたと即断即決したそうです。他にも幾つか候補地があったのですが、政孝はこの場所に決めたというふうに周囲は感じました。こうして第２のモルト蒸溜所の建設地が宮城峡に決定したわけです。

仙台工場、宮城峡蒸溜所の川沿いにプレートを立てていますが、宮城峡蒸溜所は仙台市から車で30分、山形との県境にあって、冷涼な場所にあります。ちなみに余市蒸溜所の場合は石造りの外観ですが、宮城峡蒸溜所は赤いセラミックブロックという、一個一個がれんがより大きくて、中が空洞になっている焼き物で建設されています。宮城峡蒸溜所のセラミックブロックは、何百万個か分かりませんが、北海道の江別で焼いたものを汽車で運んで造られたそうです。今は倒れた木とか危ない木は切りますが、当時は極力木を切るなと言ったらしく、工場の中の木を切るのも本社に稟議をかけていたそうです。

宮城峡蒸溜所のモルトウイスキーの特徴は、華やかでフルーティーなニッカ独自のディスティラリー酵母で、余市とは違う酵母を使っています。

２つ目が、ポットスチルの形状です。余市蒸溜所がストレートヘッド型と言って出っ張りのないものでしたが、宮城峡蒸溜所の場合はバルジ型と言って真ん中に膨らみがあります。膨らみがあるおかげで、気化したアルコールが銅の側面で冷やされて、何回も落ちて還流します。さらにラインアームは、余市蒸溜所は下を向いていましたが、宮城峡蒸溜所は上を向いているので、上がってきて気化したアルコールは冷やされて落ちていきます。余市蒸溜所の場合は上がってしまえば全部落ちていってコンデンサーで冷やされるのですが、宮城峡蒸溜所の場合はここに来てもまた落ちていくことで、軽やかでソフトな原酒が取れます。さらに、蒸溜方法も余市蒸溜所は石炭直火蒸溜ですが、宮城峡蒸溜所はスチーム式ですので800～1,000℃にはなりません。柔らかい温度でたき上げることにより違うタイプのウイスキー原酒が造れるようになっています。

３つ目は、余市蒸溜所と違って海の影響は受けず、緑豊かな山の中で5年、10年、15年とじっくり熟成します。

1969年に竣工した宮城峡蒸溜所によって、ニッカは２つのモルト蒸溜所とカフェ式連続蒸溜器による本格的なグレーンウイスキーを有する会社となり、政孝の理想に大きく近づくことができました。ちなみに政孝は、宮城峡の未貯蔵の原酒ができたときに最初に飲んで一言、「違う」と言ったらしいのです。造った技師の人は、「違う」と言われたので、変なものを造ったと思ってびっくりしたらしいのですが、違うという意味は、余市の原酒と違う、だから良いのだということを言いたかったらしいのです。違うと言われて、当時の人はかなり焦ったというのを聞きました。

１０．竹鶴政孝逝去（1979年:享年85歳）　　〔スライド１７～１８〕

政孝は、宮城峡蒸溜所を竣工してから10年後の1979年、85歳で亡くなりました。リタさんが64歳で亡くなってから18年後のことです。政孝が自分の人生を振り返って語った言葉をご紹介します。「ウイスキーの仕事は私にとっては恋人のようなものである。恋している相手のためなら、どんな苦労でも苦労とは感じない。むしろ楽しみながら喜んでやるものだ」。他にも幾つかあって「酒でも食べ物でも、環境の影響を受けるものだ。どちらも、よい空気を吸ってうまくなる。これぞ“風の味”である。そう、我々は、風の味をつくらなければならないのだ」。風味ということをかけて言ったらしいです。「良い、ウイスキーづくりにトリックはない。自然を尊重する素直な気持ちが全ての土台だ、ウイスキーをつくるのは人間の技だが、育てるのは自然の恵みである」。こんな言葉を語っております。

１１．ニッカの蒸溜所の特徴　　〔スライド１４，１６〕

余市蒸溜所は1934年、宮城峡蒸溜所は1969年に操業を開始しましたが、両方とも創業当時から見学者を受け入れています。余市蒸溜所の場合は、日本ではウイスキーづくりがまだあまり広がっていないため、ニッカという会社は何をつくるのかを知ってもらえるようにオープンスペースにして、いつでも町民が入れるような体制にしていたようです。

ニッカの蒸溜所には２つ特徴がありますが、お気づきでしょうか。１つは、製造工程ごとに建物が分かれていることです。これが蒸溜、これがキルン塔と、それぞれ製造工程ごとに分かれています。工場を造るときは大きい建物を造って、中に製造工程を入れるのが一般的ですが、ニッカでは両方とも製造工程ごとに分けて建物を造っています。大きい建物を造る場合は土地を整地しなければならないのですが、政孝は自然環境を変えたくないので、あえて整地せずに建物ごと分けて、土地の高さに合わせて建設しています。余市蒸溜所は平地なので分からないかもしれませんが、宮城峡蒸溜所の場合は、鎌倉山から斜面を下って新川に来ているかなりの傾斜地で段差の違う建物が並んでいます。

２つ目の特徴は、両方とも電線が地中に埋設されています。見学者通路は特にですが、1934年に余市蒸溜所、1969年に宮城峡蒸溜所を建てたときも電線を埋設化しています。このような工場を造る当時の日本人は他にいなかったのではないかと思います。要は景観に配慮して、電線も地下に埋設したということです。ただ、見た目は良いのですが、社員は建物に入るのに製造工程ごとに出入りしなければいけないため、特に冬の寒いときは寒さと戦わなければいけません。あと、電線が地中に埋設されているので管理運用に支障を来すときもあるのですが、政孝は自然が最優先だったということで、こんな工場を造ったようです。

１２．余市蒸溜所を見下ろせる丘の墓地　〔スライド１９〕

余市蒸溜所を見下ろせる丘に政孝とリタの墓があります。リタさんがキリスト教でしたので、お二人だけでお墓に入っています。お墓の後ろには「IN LOVING MEMORY OF RITA TAKETSURU」と、リタさんに対する思いを書いて、お二人で眠っております。余市蒸溜所が見えるこのお墓からいつも見守ってくれています。「IN LOVING MEMORY OF RITA TAKETSURU」というのは、明治生まれの男は口にしそうにない甘い言葉ですよね。これも最大の理解者であるリタさんに対する思いの表れです。

１３．ジャパニーズウイスキーの現在　〔スライド２０～２２〕

現在の日本のウイスキーの状況です。おかげさまで、スコッチ、アメリカン、カナディアン、アイリッシュに加えてジャパニーズウイスキーは、世界５大ウイスキーのひとつに数えらまでになりました。

政孝が亡くなった後、焼酎ブームなどでウイスキーは大分低迷していましたが、その間弊社もそうですが、日本のウイスキー会社は品質向上に努め2001年に転機が訪れます。

ウイスキーの世界的権威をもつ２つの雑誌のうち、「ウイスキーマガジン」という雑誌で、三百数十社の中からベスト・オブ・ザ・ベストを決める大会が開催されました。世界中のウイスキーメーカーがこれぞというウイスキーを出すわけですが、ニッカからは３代目マスターブレンダーである佐藤茂生が「シングルカスク余市10年」を出しました。

世界大会ではパネリストやブレンダーがブラインドテイスティングといって、どこのウイスキーか分からない状態で飲み比べて得点をつけるのですが、最終的に得点第１位は「シングルカスク余市10年」でした。スコッチの大会なので、スコッチがナンバーワンだろうと皆が予想していたのでしょうが、ジャパニーズウイスキーがナンバーワンは衝撃を与えました。さらに、各メーカーのブレンダーは熟成させた20年物、30年物の最高級のウイスキーを出したのですが、ニッカの場合は樽から10年たったものを出して、それがナンバーワンとなり「余市」という名前を世界に知っていただきました。当時はスコットランド人の腹切りの新聞記事が出ていたようです。

その後、2007年にワールドウイスキーマガジン社のコンテストやインターナショナルスピリッツチャレンジという大会で「竹鶴ピュアモルト21年」が受賞し、「シングルモルト余市20年」は洞爺湖サミットのウイスキーにも選ばれました。竹鶴の21年は、ワールドウイスキーマガジンで金賞の上のトロフィーを４回受賞、「竹鶴ピュアモルト17年」も４回トロフィーをいただいて今日に至っています。このような近年の海外における受賞でジャパニーズウイスキーは注目を集め、今はヨーロッパのポルトガルやパリなどを始め各国では日本のウイスキーは品ぞろえされて、バーでも扱っていただくようになっています。

ただ、世界的な急激なウイスキーブームでモルト原酒が品薄になっていて、先ほどお話しした「竹鶴ピュアモルト」の17年や21年、「シングルモルト」の10年や20年など、そのようなエイジ物が少なくなっています。現在原酒を一生懸命造っていますので、もう少しすると皆さんのお手元にお届けできればと思っています。

1924年に竹鶴政孝が壽屋でウイスキー製造技師として請われウイスキーづくりを始めてから、来年2024年で日本のウイスキーは100年、ニッカのウイスキーは90年になります。スコットランドには100年以上のウイスキー蒸溜所がたくさんあります。日本のウイスキ

ーはまだまだ若いと言わざるを得ません。しかし、100年前にはイミテーションウイスキーしかつくれなかった日本で、政孝が目指したスコッチに負けない本物のウイスキーを日本でつくりたいという夢は、その夢に共感した方々の支援と、先人たちのたゆまぬ努力によって実現できたものだと感じています。

今日余市蒸溜所で製造しているウイスキー原酒が「シングルモルト余市10年」になるのは10年以上先、「竹鶴21年」に使われるようになるのは21年以上先になりますが、現在も新規原酒の開発に挑みながら、さらに品質の高い原酒造りを目指しています。

2018年６月16日の「ニッポン視察団」という放送番組で、成田で外国人に何を日本に買いに来ましたかと聞いたところ、日本で買いたいもので「余市」が映って、北海道のウイスキーを買ってきたという人が一番多かったのは衝撃でした。あと、外国人ジャーナリストや留学生など世界各国の人に聞いた、あなたが尊敬する日本人は誰ですかという日本人ベスト50位で、１位はアニメの宮崎駿、その他は黒澤明や坂本龍馬だったのですが、30位の織田信長に次いで31位が竹鶴政孝ということで、外国人にも政孝が知れ渡ったのかなと思っています。

※ウイスキーに関するおまけ話

ここからは、ウイスキーに関するおまけ話を少し聞いていただければと思います。先ほどから言いましたシングルカスクとかシングルモルト、ピュアモルト、ブレンデッドというのをいま一度、御存じの方も多いと思いますがご説明します。

モルトというのは大麦原酒のことですが、シングルというのは単一蒸溜所のモルト原酒ということです。ですので、シングルモルトとついた場合は、ニッカの場合ですと「シングルモルト余市」と「シングルモルト宮城峡」しかありません。サントリーさんだったら「シングルモルト山崎」と「シングルモルト白州」。要は「シングルモルト余市10年」といえば、シングルモルトですから余市の原酒の10年以上を樽に詰めて熟成させたのが「シングルモルト余市10年」、「シングルモルト余市20年」といえば、20年以上の原酒を樽に詰めて熟成させたものということになります。

ピュアモルトというのは、大麦のモルト原酒を使ったウイスキー原酒ですので、単一ではなくて複数のモルト原酒であれば構いません。ですので、ニッカの場合ですとピュアモルトといったら蒸溜所が余市と宮城峡とベン・ネヴィスの３つしかありません。「ピュアモルト」といえば、余市と宮城峡とベン・ネヴィスのモルト原酒を、割合はブレンダーしか分かりませんが、それを使った原酒ということです。「ピュアモルト21年」という場合は、余市、宮城峡、ベン・ネヴィスの蒸溜所の21年以上の原酒です。21年とつく場合は21年以上のものしか使えません。ジャパニーズウイスキーというのがありますが、ジャパニーズウイスキーの「ピュアモルト竹鶴」といった場合、ベン・ネヴィスは使えません。余市と宮城峡しか使えないということになります。

ブレンデッドウイスキーは、先ほどお話ししましたカフェ式連続蒸溜器で、これはモルトではなくてトウモロコシなど、大麦ではなくて他の穀物を原料として造っているウイスキーです。種類の異なるモルトウイスキーと、穀物でつくったウイスキーをブレンドして混ぜ合わせてつくったのがブレンデッドウイスキーです。今、世界的に一番多いのはブレンデッドウイスキーです。スコッチが世界的に広まったのは、シングルモルトやピュアモ

ルトでは量が造れないのですが、グレーンウイスキーというのは連続式蒸溜器なので、1回動かすとたくさんの量ができますし、さらにトウモロコシとかが多いので、香りがついて飲みやすくなるのです。ブレンデッドウイスキーが開発されたおかげでスコッチウイスキーが世界に広まったということになります。ニッカでいえば「ブラックニッカ」、「スーパーニッカ」、「フロム・ザ・バレル」などがブレンデッドウイスキーになります。

シングルカスクというのは、この中で一番少ないのですが、１つの樽のモルト原酒です。「シングルカスク余市」といったら、余市蒸溜所の樽１つから取れた原酒です。「シングルカスク余市10年」といえば、10年以上の１つの樽で熟成した原酒をボトリングして出しているということになります。今、シングルカスクは販売していなくて、余市蒸溜所の有料試飲コーナーで飲めるので、もし興味のある方は飲んでいただければと思います。2001年の「ベスト・オブ・ザ・ベスト」でナンバーワンになったものと全く同じ原酒はありませんが、同じような造り方をしているのが飲めます。

２つ目のおまけ話ですが、知っている方もたくさんいらっしゃると思うのですけれども、追っかけ水、チェイサーの勧めです。ウイスキーをストレートやロックで楽しむときは、ぜひチェイサーをお供にしてください。チェイサーは、お酒の後を追いかけるものという意味です。ウイスキーはアルコール度数が高いです。「ブラックニッカ」のクリアブレンドが37度ですが、42度とか、先ほどの「シングルカスク余市10年」は57～60度ぐらいあるのでかなりアルコール度数が高いです。度数の高いお酒の刺激から喉や胃を守ってくれるのがチェイサーです。あと、味覚がリセットされるから、ウイスキーを何口目でもおいしく味わえます。是非ウイスキーを飲まれるときはチェイサーをお勧めいたします。

３つ目のおまけです。これが最後ですが、バーでウイスキーを飲むときの飲み方です。「トワイスアップ」と言っていただけると、ちょっとかっこ良いです。ウイスキーと常温の水を１対１で混ぜ合わせて飲む方法で、ニッカのブレンダーもこのような飲み方でウイスキーのテイスティングをしています。ウイスキーというのは、何年も樽の中で熟成するので閉じ込められているのですが、それに水を入れることで閉じ込められたアルコールの揮発成分が花開いて違う味わいが感じられるようになります。良いウイスキーを飲むときは、トワイスアップというのを楽しんでいただければと思います。

以上で終わります。ニッカウヰスキーをいつもご愛飲いただいてありがとうございます。本日は貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。ご清聴どうもありがとうございました。（拍手）

ニッカウヰスキー創業者
竹鶴政孝の理想のウイスキー探究

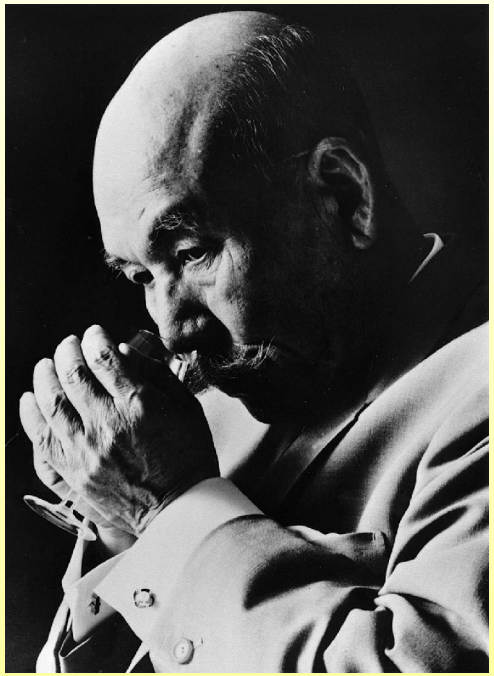

2023年1月31日　令和4年度 第2回 土地改良研修会
／北海道自治労会館

本日の内容

◆ニッカウヰスキー株式会社ご紹介

◆モルトウイスキーの製造工程

◆「日本のウイスキーの父」 竹鶴政孝

◆ニッカ創業の地　余市蒸溜所

◆余市蒸溜所の土地改良の歴史

◆ニッカ第二のモルトウイスキー蒸溜所　宮城峡

◆ジャパニーズウイスキーの現在

※ウイスキーに関するおまけ話

会社概要

商　号/　　ニッカウヰスキー株式会社
THE NIKKA WHISKY DISTILLNG CO.,LTD.

設　立/　　1934年(昭和9年)

代表者/　　代表取締役社長　岸本　健利

本店所在地/〒046-0003 北海道余市郡余市町黒川町7丁目6番地

本社所在地/〒130-8602 東京都墨田区吾妻橋1丁目23番地1号
アサヒグループ本社ビル6階

事業内容/　ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、
リキュール類、シードル、ワイン、焼酎等の製造

資本金/　　100百万円（2016年12月31日現在）

関連会社/　ニッカディスティラリーサービス株式会社、
ベン・ネヴィス社（イギリス）

ニッカウヰスキーの生産体制

- ニッカウヰスキー
- 関係会社

北海道工場（S9年10月）

＜主たる機能＞
モルトウイスキー蒸留・貯蔵

弘前工場（S35年10月）

＜主たる機能＞
シードル、ワインの製造
リキュールの製造
シロップの製造

仙台工場（S44年5月）

＜主たる機能＞
モルトウイスキー蒸留・貯蔵
グレーンウイスキー蒸留
原料用アルコール蒸留
スピリッツ、リキュールの製造
焼酎の製造

栃木工場（S52年9月）

＜主たる機能＞
ウイスキー・焼酎原酒の貯蔵、混和、再貯蔵

西宮工場（S34年9月）

＜主たる機能＞
リキュール（樽ハイ）の製造

柏工場（S42年6月）

＜主たる機能＞
壜詰主力工場
※ビン、樽ハイライン

サントネージュワイン

門司工場（H18年1月）創業は大正3年

＜主たる機能＞
焼酎の製造・壜詰
リキュールの製造
合成清酒の製造

さつま司蒸溜蔵
（H29年9月）

ベン・ネヴィス（英国）（平成元年4月）

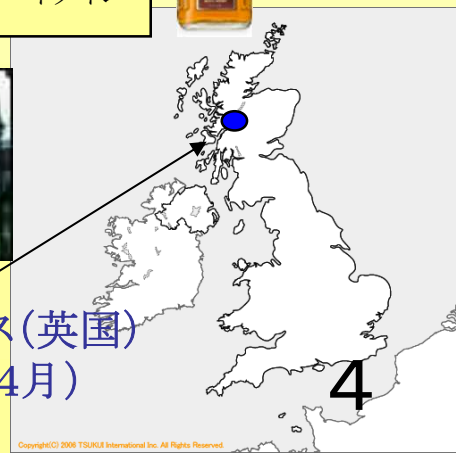

モルトウイスキーの製造工程

発芽

大麦

質のよい二条大麦を選び水に浸し発芽させる

乾燥

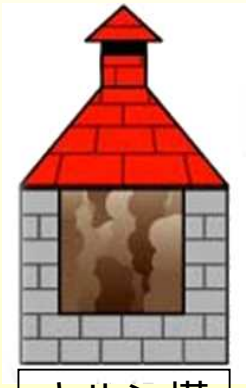

キルン塔

ピートでいぶしながら乾燥させ発芽をとめる

粉砕

糖化

糖化槽

乾燥した麦芽を粉砕して温水を加え64℃以上の温度で糖化

ろ過・
酵母添加

発酵

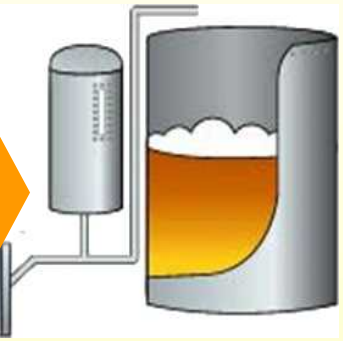

発酵槽

ろ過した糖化液に酵母を加えて発酵、冷却して蒸溜へ

蒸溜

ポットスチル

ポットスチル（単式蒸溜器）で２回蒸溜

加水

アルコール分63度前後に調節する。

貯蔵・熟成

樽に詰め寝かせる。豊かな香味と琥珀色が生まれる

びん詰め

加水・ろ過を経て、モルトウイスキーの完成

ウイスキーと日本

1853年　日本にウイスキーが伝来

1871年　横浜のカルノー商会がウイスキー輸入
猫印ウイスキー

1902年　日英同盟
スコッチの輸入増大

国産ウイスキーはイミテーションの時代

「日本のウイスキーの父」 竹鶴政孝

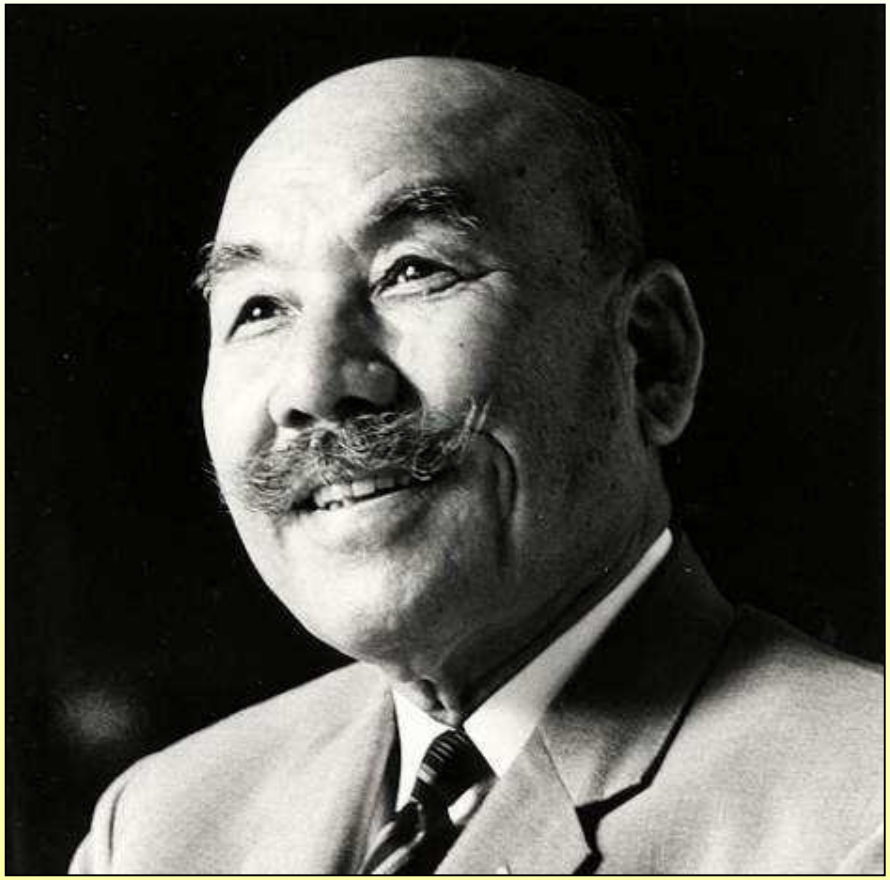

ウイスキー一筋に生きてきた。
その意味では一行でかたづく男である。

スコットランド
エジンバラ城

スコッチに負けない
本物のウイスキーを日本で造りたい。
一人でも多くの日本人に
本物のウイスキーを飲んでもらいたい。

人生と運命の関係には
　　二つの型があるのではないかと思う。
一つは自分の運命に挑戦して生きていくにしても、
　　ほとんど自分の力でその扉を切り開いていく型
もう一つは周囲の人の好意や協力で
　　自分の進む機会が与えられ、
　　扉のほうから自ずと開いていってくれる型
私はどちらかというと、後者のほうに属しよう。
私にとって、その扉は実にたくさんあった。

扉を開けてくれた人たち

壽屋
鳥井信治郎

摂津酒造
阿部喜兵衛

イネー博士

出資者
加賀正太郎

出資者
芝川又四郎

朝日麦酒
山本為三郎

北海道余市蒸溜所

余市選定の理由

～竹鶴政孝著：実習報告書より～

・水質佳良にしてその量豊富なる所
・原料大麦を集め易き所
・石炭又は薪を得易き所
・鉄道の便あるところ
・附近に河水の便ある所

～その他に～

・ピートが取れる
・樽材（ミズナラ）が豊富

余市選定の理由

適度に湿潤なうえに冷涼で澄んだ空気とその気候風土

ハイランド地方によく似ている

北の風土
ウイスキーづくりの理想郷、北海道・余市
日本海
余市川

余市選蒸溜所の土地改良の歴史

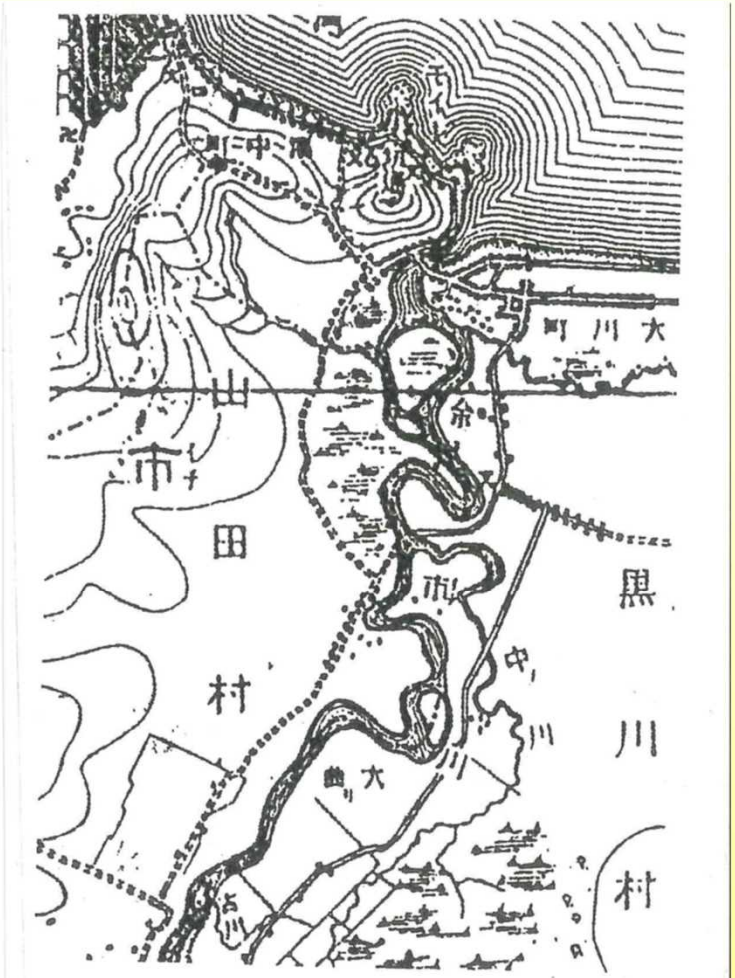

図１　明治期の余市川下流域（個人蔵）

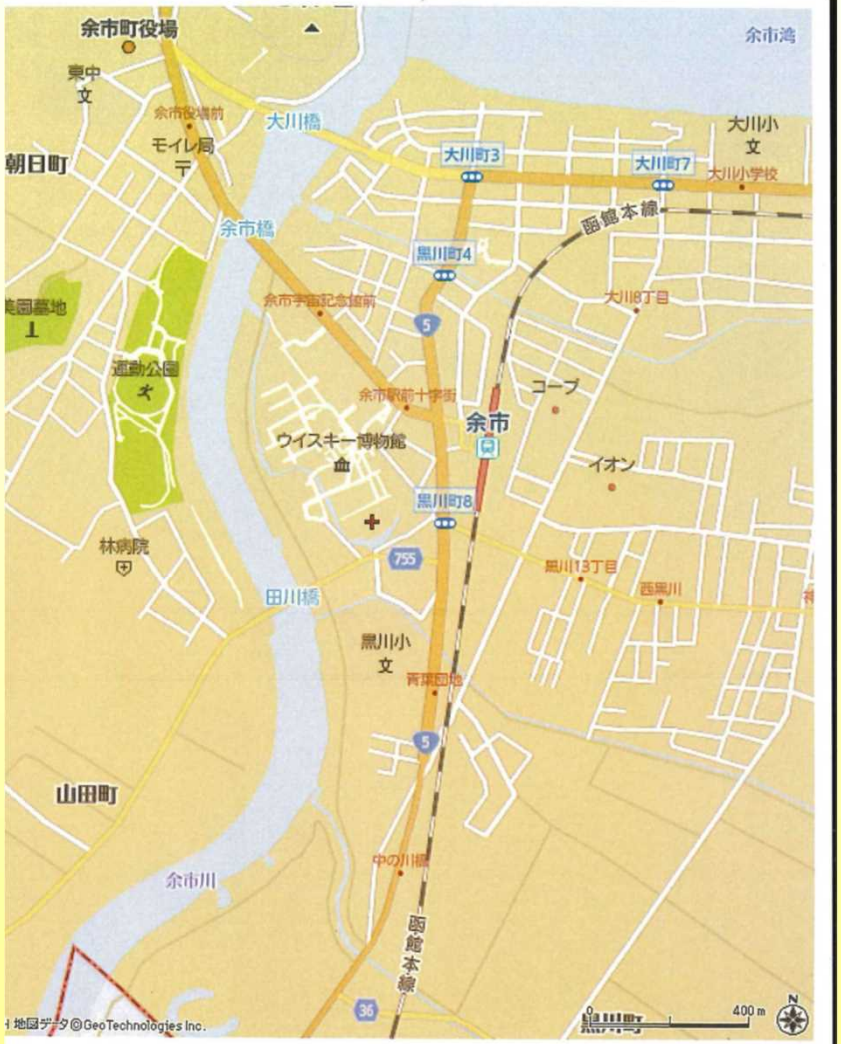

ニッカウヰスキー宮城峡蒸溜所

“約束の地”との出会い

© Copyright 2008. ASAHI BREWERIES,LTD. All rights reserved.

竹鶴政孝逝去
（1979年：享年85歳）

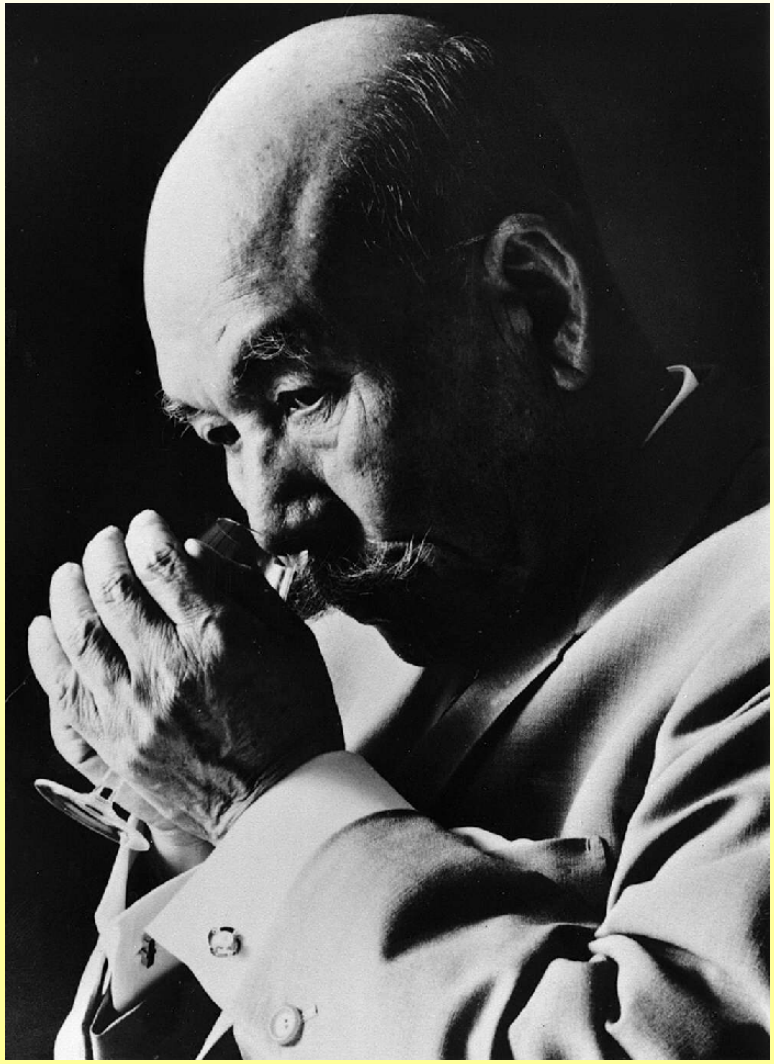

ウイスキーの仕事は
私にとっては恋人の
　ようなものである。

恋している相手のためなら、
どんな苦労でも苦労とは
感じない。

むしろ楽しみながら
　喜んでやるものだ

『酒でも食べ物でも、環境の影響を受けるものだ。
どちらも、よい空気を吸ってうまくなる。
これぞ“風の味”である。
そう、我々は、
風の味を造らなければならないのだ。』

『良い、ウイスキー造りにトリックはない。
自然を尊重する素直な気持ちが全ての土台だ。』

『ウイスキーをつくるのは人間の技だが、
育てるのは自然の恵みである。』

IN LOVING MEMORY OF RITA TAKETSURU

余市蒸溜所を見下ろせる丘の墓地

2001年「ザ・ベスト・オブ・ベスト」世界最高得点受賞

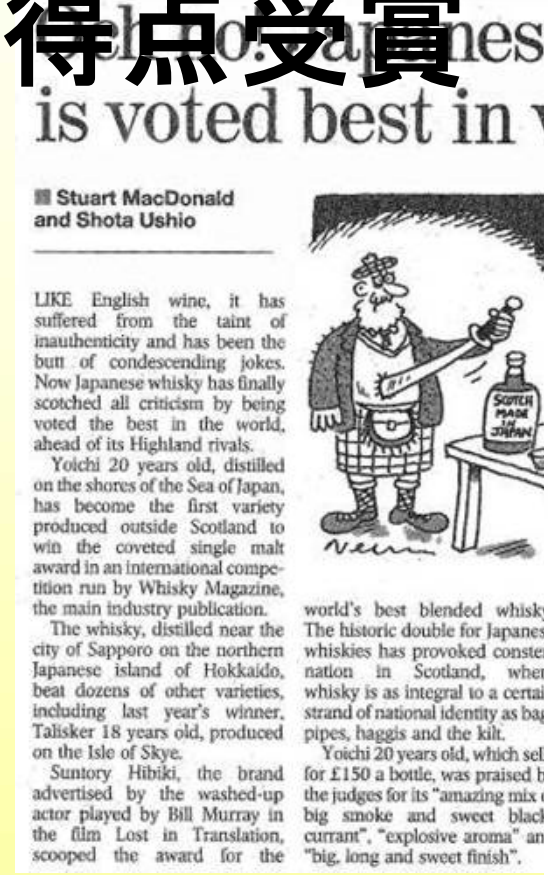

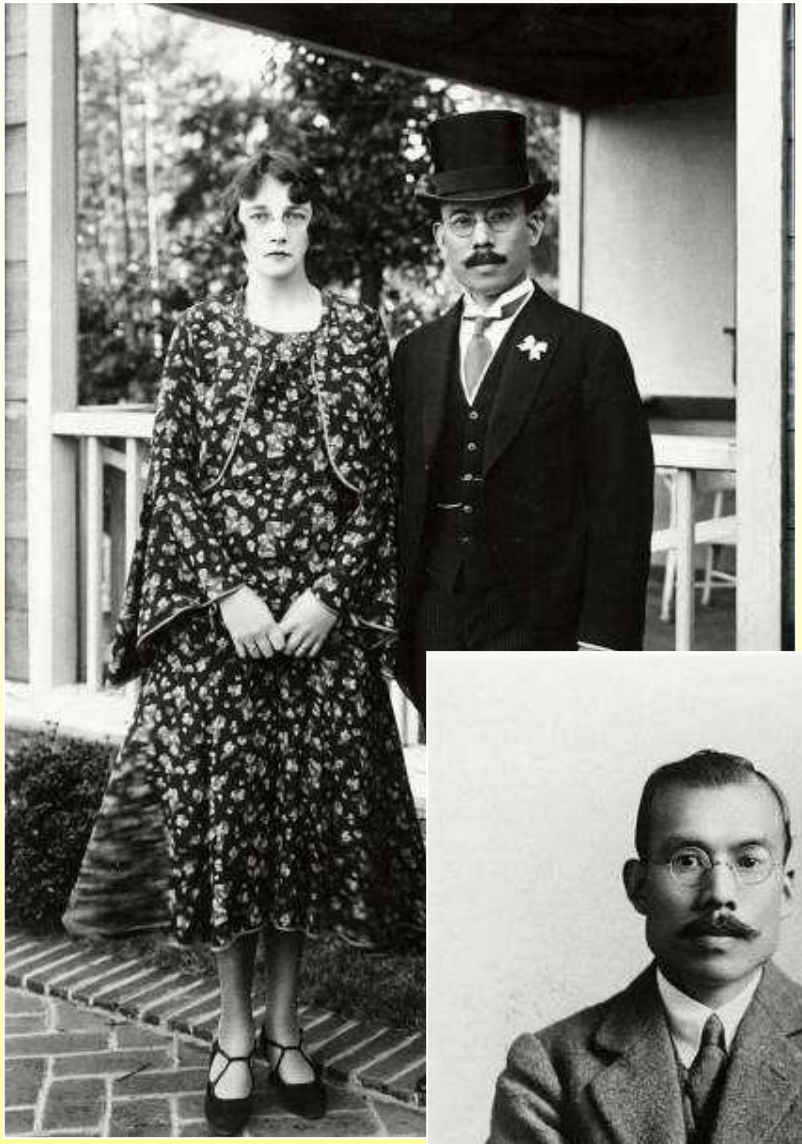

ご清聴ありがとうございました。

講演会を終えて

当協会では公益事業の一環として、土地改良研修会を年数回開催しております。

今回は、「最近の農業農村整備を巡る諸情勢について」と題して、北海道開発局 農業水産部 農業計画課長　三野 康洋 様から、また、「ニッカウヰスキー創業者竹鶴政孝の理想のウイスキー探究」と題して、ニッカウヰスキー株式会社 北海道工場 総務部長　高橋 智英 様からご講演を頂きました。

今後も、こうした形での情報提供を行ってまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願いいたします。

講 師： 三野　康洋　氏の略歴

1967年　生　北海道　和寒町
1990年　帯広畜産大学　畜産学部　卒業
1990年　北海道開発局農業水産部農業調査課
2002年　北海道開発局農業水産部農業設計課開発専門官
2003年　農林水産省生産局総務課課長補佐
2009年　北海道開発局農業水産部農業調査課課長補佐
2013年　北海道開発局農業水産部農業計画課事業計画推進官
2019年　北海道局農林水産課企画官
2022年　北海道開発局農業水産部農業計画課長　現在に至る

講 師： 高橋　智英　氏の略歴

1963年　生　北海道　南富良野町
1987年　中央大学　商学部　卒業
1987年　ニッカウヰスキー株式会社入社
1987年　ニッカウヰスキー株式会社仙台支店総務課
2006年　ニッカウヰスキー株式会社弘前工場総務部長
2011年　ニッカウヰスキー株式会社仙台工場総務部長
2017年　ニッカウヰスキー株式会社北海道工場総務部長
※ 北海道工場の管理運営、ニッカウヰスキーの広報を担当　現在に至る

令和４年度 第２回土地改良研修会 講演録
発 行　一般社団法人 北海道土地改良設計技術協会
〒060-0807 札幌市北区北７条西６丁目2-5 NDビル
TEL 011-726-6038　FAX 011-717-6111
URL: http://www.aeca.or.jp/

写真：第36回北の農村フォトコンテスト 「桜と共に」（撮影場所：倶知安町）